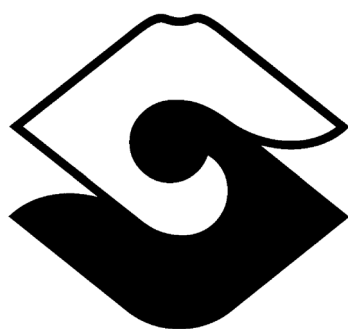


# 静岡市一般廃棄物処理基本計画

～「もったいない」で未来へつなげる循環型都市しずおかの創造～



令和5年 3月

静岡市



〈 目 次 〉

第 1 章 計画策定の基本的事項	1
1.1 計画策定の趣旨と目的	1
1.2 計画の位置付け	3
1.3 計画期間	4
1.4 計画対象地域	4
第 2 章 地域の特性	6
2.1 人口の推移	6
2.2 事業所数及び従業者数	7
第 3 章 ごみ処理基本計画	8
3.1 ごみ処理の現状と課題	8
(1) 用語の定義	8
(2) ごみ処理の流れ	9
(3) 本市のごみ処理体制	10
(4) ごみ量及び資源化量の推移	11
(5) ごみの組成割合	14
(6) 静岡市一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 3 月）の達成状況	16
(7) 他都市との比較	17
(8) プラスチックごみ削減に向けた取組	19
(9) 食品ロス削減に向けた取組	19
(10) 収集運搬の現状	20
(11) 中間処理等の現状	21
(12) 最終処分の現状	24
(13) 資源循環啓発施設の現状	26
(14) （一財）静岡市環境公社の現状	27
(15) ごみ処理経費の現状	27
(16) ごみ処理事業に係る課題	29
3.2 人口及びごみ総排出量の将来予測	34
(1) 人口の将来予測	34
(2) ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）	36
3.3 計画の基本フレーム	37

(1) 基本理念 .....	37
(2) 基本方針 .....	38
(3) 数値目標 .....	40
(4) 目標達成後のごみ総排出量の推移 .....	43
(5) 目標達成後の最終処分量の推移（参考指標） .....	44
3.4 基本施策と各施策 .....	45
(1) 基本施策1 静岡版「もったいない運動」の推進 .....	45
(2) 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化 .....	51
(3) 基本施策3 適正な収集運搬・処理体制の整備 .....	54
(4) 基本施策4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組 .....	58
(5) 基本施策5 廃棄物適正処理の徹底 .....	61
(6) 基本施策のスケジュール .....	63
第4章 生活排水処理基本計画 .....	66
4.1 生活排水処理の現状と課題 .....	66
(1) 生活排水の処理体系 .....	66
(2) 生活排水処理形態別の人口 .....	67
(3) 静岡市一般廃棄物処理基本計画（平成31年3月）の達成状況 .....	69
(4) し尿・浄化槽汚泥処理の現状 .....	70
(5) 生活排水処理事業の課題 .....	71
4.2 計画の基本フレーム .....	73
(1) 基本理念 .....	73
(2) 基本方針 .....	74
(3) 数値目標 .....	75
4.3 目標達成後の人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測 .....	76
4.4 基本施策と取組 .....	78
(1) 基本施策1 合併処理浄化槽の設置等及び公共下水道への接続の促進 .....	78
(2) 基本施策2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持 .....	80
(3) 基本施策のスケジュール .....	82
第5章 計画の推進方法（P D C Aサイクルの徹底） .....	83

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1.1 計画策定の趣旨と目的

自然災害の増加や資源の枯渇などの環境問題が深刻化するなか、大量消費・大量生産・大量廃棄型の社会経済活動から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進していくことが求められています。

国においては、平成12年を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定し、同法に基づく循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」といいます。）を策定するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）」の改正や、各種の廃棄物・リサイクル関連法の整備などを進めています。

平成30年6月には第四次循環基本計画を策定し、社会・経済情勢の変化を踏まえた計画の見直しを行っています。第四次循環基本計画では、ライフサイクル全体での資源循環システムの構築や、地域住民や事業者と連携した地域循環の仕組みづくりが求められています。

また、「食品ロス削減の推進に関する法律（令和元年10月）（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年6月）（以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。）」の施行、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな生活様式の広がりなど、今、廃棄物を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、掲げられた持続可能な世界を実現するための17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。17のゴールのうち「6 すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」、「12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する」の分野は、特に本計画との親和性が高く、施策の展開により、世界が目指す社会の実現につながるものです。

廃棄物処理法（第6条第1項）では、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めることとされています。静岡市（以下「本市」といいます。）では、平成31年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」といいます。）を策定し、ごみ処理事業等に取り組んできました。このたび、国の新たな方針や、社会情勢の変化、SDGs等の目標を踏まえ、前計画を見直し、本市の新たな一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定することとしました。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画からなっており、ごみ処理基本計画では、ごみの発生・処理状況や社会経済動向を把握し、将来のごみ発生量を予測した上で、本市に適したごみ処理システムのあり方を検討しています。また、食品ロス削減推進法第13条第1項に市町村食品ロス削減推進計画の策定が規定されたことに伴い、本市が取り組む食品ロス削減を進めるための施策をごみ処理基本計画に位置付け、一体的に推進していくこととします。一方、生活排水処理基本計

画では、生活排水処理に係る本市の状況を把握し、将来の生活排水処理量を予測した上で、生活排水処理に係る基本理念、達成目標及び生活排水処理施設の整備に関する基本方針を示しています。

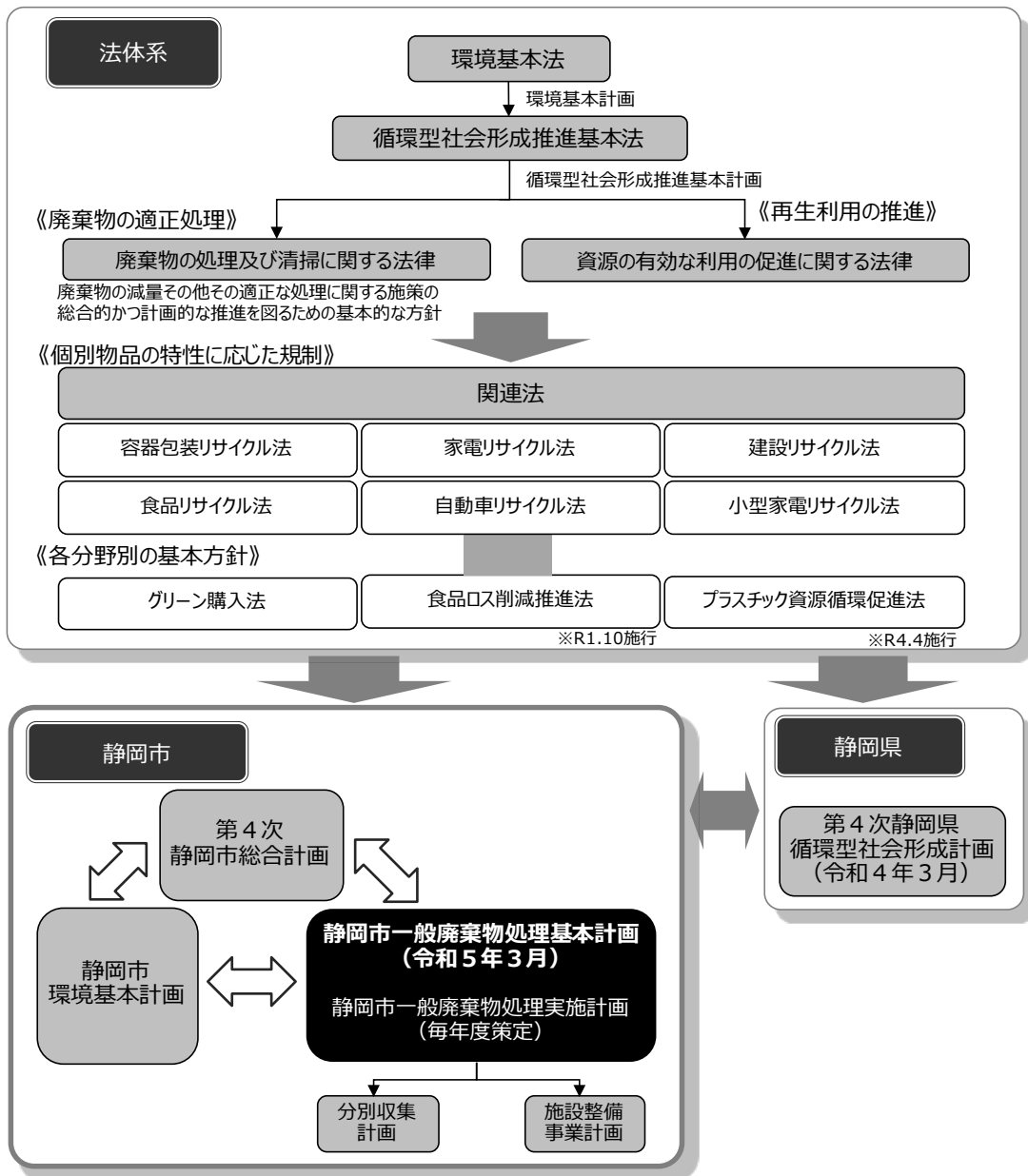
## 1.2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画等と連動した計画として策定するものとします。本計画の位置付けを図1-1に示します。

なお、廃棄物処理法第6条第1項により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

一般廃棄物の処理に関する計画は、①長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されているものであり、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。

図1-1 本計画の位置付け

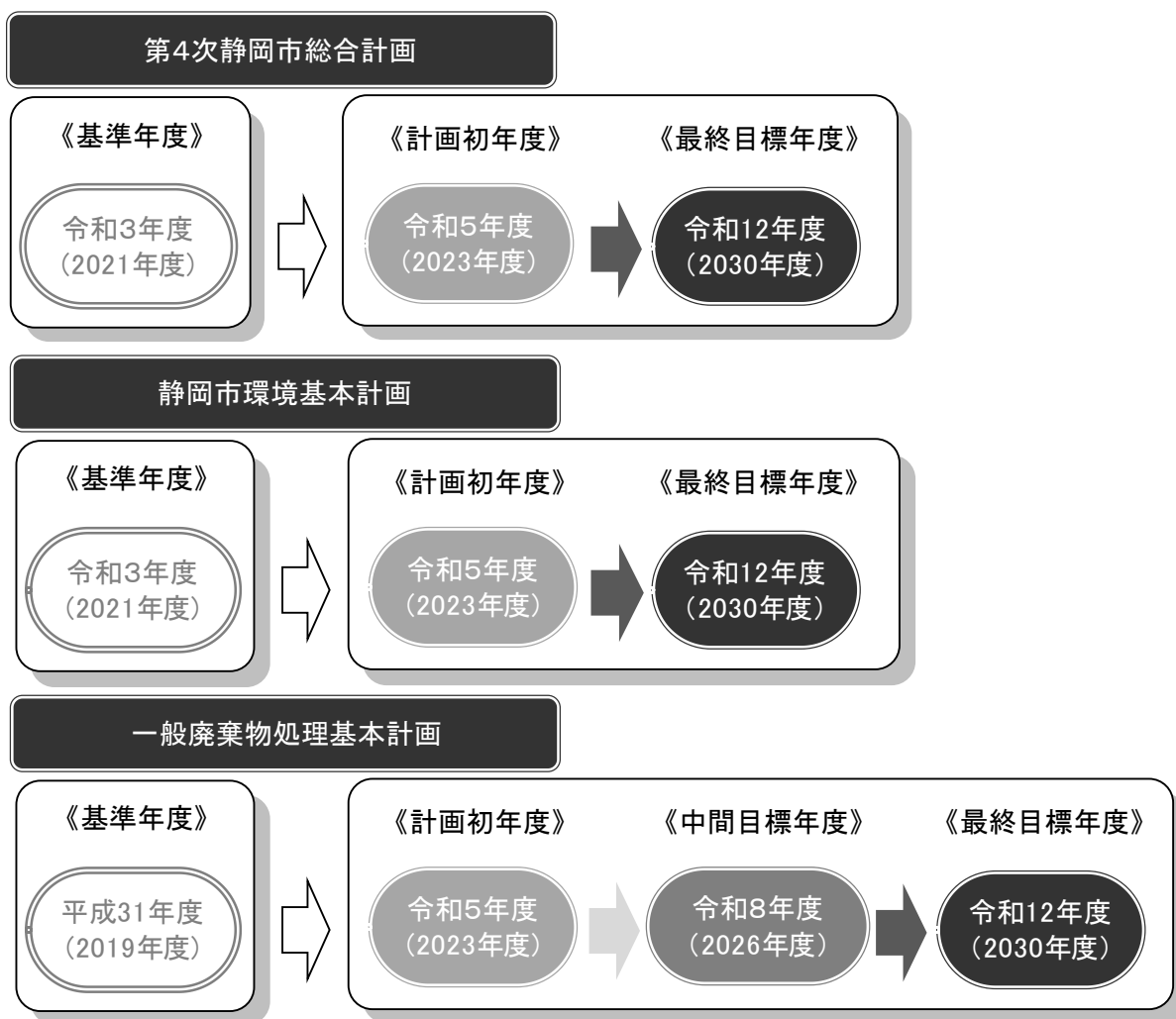


### 1.3 計画期間

国が示すごみ処理基本計画策定指針では、目標年次を10～15年先において概ね5年ごとに改定することとしています。前計画は、計画初年度を平成31年度とし、最終目標年度は、8年先の令和8年度とされていました。

本計画では、計画初年度を令和5年度とし、最終目標年度は前計画同様、8年先の12年度とします。なお、計画期間において、計画策定の4年後である令和8年度を中間目標年度として見直しを行うほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも、見直しを行うものとします。

図1-2 計画期間



### 1.4 計画対象地域

本計画の計画対象区域は、静岡市全域とします。

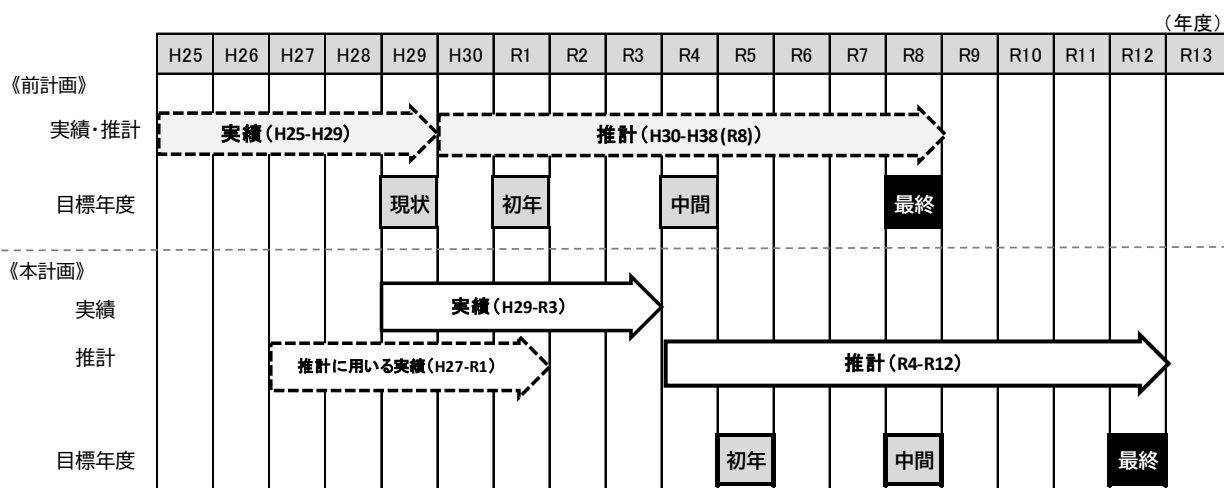


## 令和2～3年度のごみ量実績値の取扱いについて

我が国では、令和2年1月に新型コロナウイルス感染者が初めて国内で確認されたのち、国をあげた感染症の拡大抑制により外出自粛や飲食店の営業縮小などの大きな社会的・経済的影響が発生しました。

これまでの計画では、目標達成状況の評価及び将来推計は、最新実績から直近5年を使用してきました。しかしながら、本市においても令和2年から3年のコロナ禍においては、大きな社会的・経済的影響を受けており、ごみの変動が平時と異なっていたものと想定されます。そのため令和2年度、3年度の数値を欠測値とすることとしました。

よって、本計画においては、目標達成状況の評価及び、ごみ量の将来推計においては、実績年度をさかのぼり、令和元年度を最新実績として整理しました。



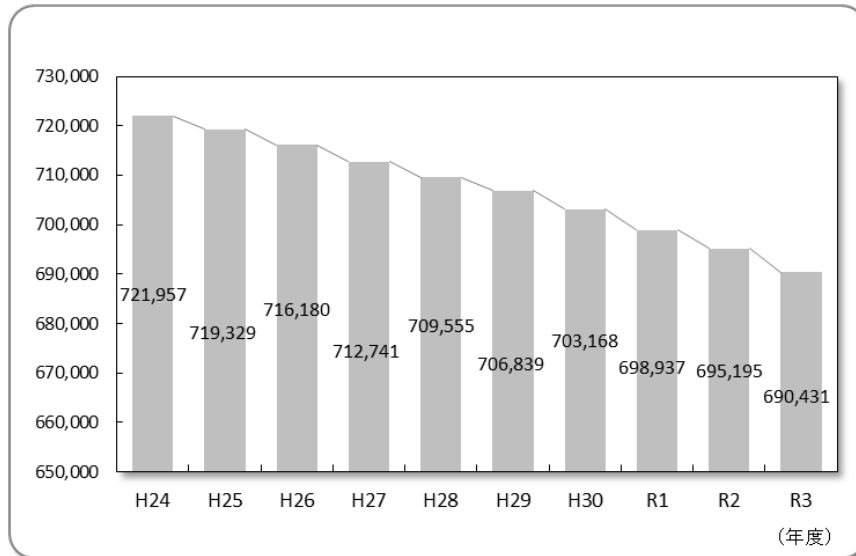
## 第2章 地域の特徴

### 2.1 人口の推移

本市における人口推移を図2-1に示します。

人口は減少傾向にあり、平成24年度の721,957人から令和3年度では690,431人と、約3万2千人（約4%）減少しています。

図2-1 人口の推移



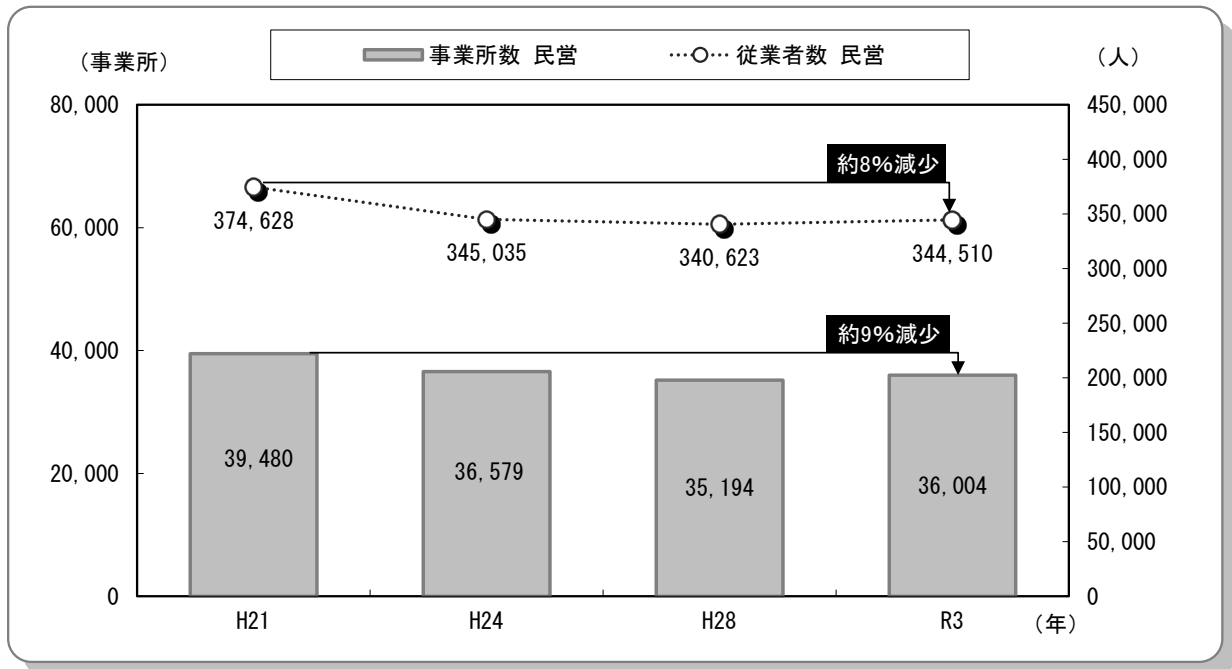
出典：静岡市住民基本台帳人口（各年9月30日現在の人口）

## 2.2 事業所数及び従業者数

本市における事業所数及び従業者数の推移を図2-2に、事業所における従業者規模別事業所数及び従業者数を図2-3に示します。

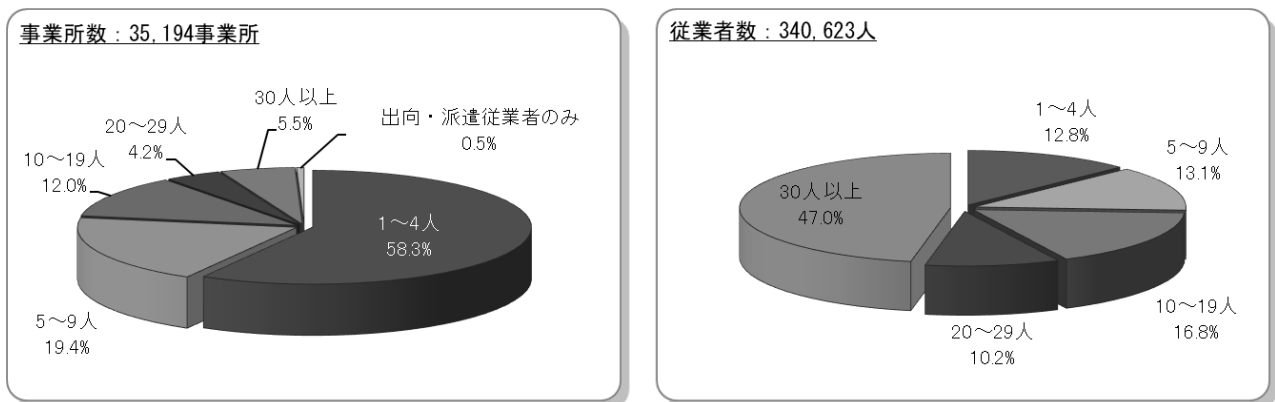
事業所数及び従業者数ともに減少傾向を示しており、平成21年から令和3年までの12年間で、事業所数は約9%減少し、従業者数は約8%減少しています。

図2-2 事業所数及び従業者数の推移



出典：平成21年、平成24年、平成28年：静岡市統計書、令和3年：経済センサス ※公務を除く。

図2-3 従業者規模別事業所数及び従業者数の割合



平成28年6月1日時点  
出典：静岡市統計書（令和3年度版）、経済センサス ※公務を除く。

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 3.1 ごみ処理の現状と課題

##### (1) 用語の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義を図3-1に示します。

本計画の計画対象とする廃棄物は、本市内で発生する一般廃棄物及び静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（以下「条例」といいます。）第14条に基づき本市が処理する産業廃棄物（以下「本市が処理する産業廃棄物」といいます。）とし、以下「ごみ」と呼びます。

本計画では、市民及び事業者から排出されるすべてのごみの量を「ごみ発生量」と呼びます。しかし、事業所独自の処理量や家庭での生ごみなどの自家処理量（潜在ごみ）は、量の把握が困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」と呼びます。

この「ごみ総排出量」から、自治会・町内会等（以下「自治会など」といいます。）の自主的な資源回収事業である「集団資源回収」を除いたものを「ごみ排出量」と呼びます。

本市のごみ収集は、本市の収集運搬業務による家庭ごみ集積所からの収集、一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「収集運搬許可業者」といいます。）による中間処理施設への搬入、及び中間処理施設への直接搬入という形で行われており、家庭から排出されるものを「家庭ごみ」、事業所から排出されるものを「事業系ごみ」と呼ぶこととします。

図3-1 用語の定義

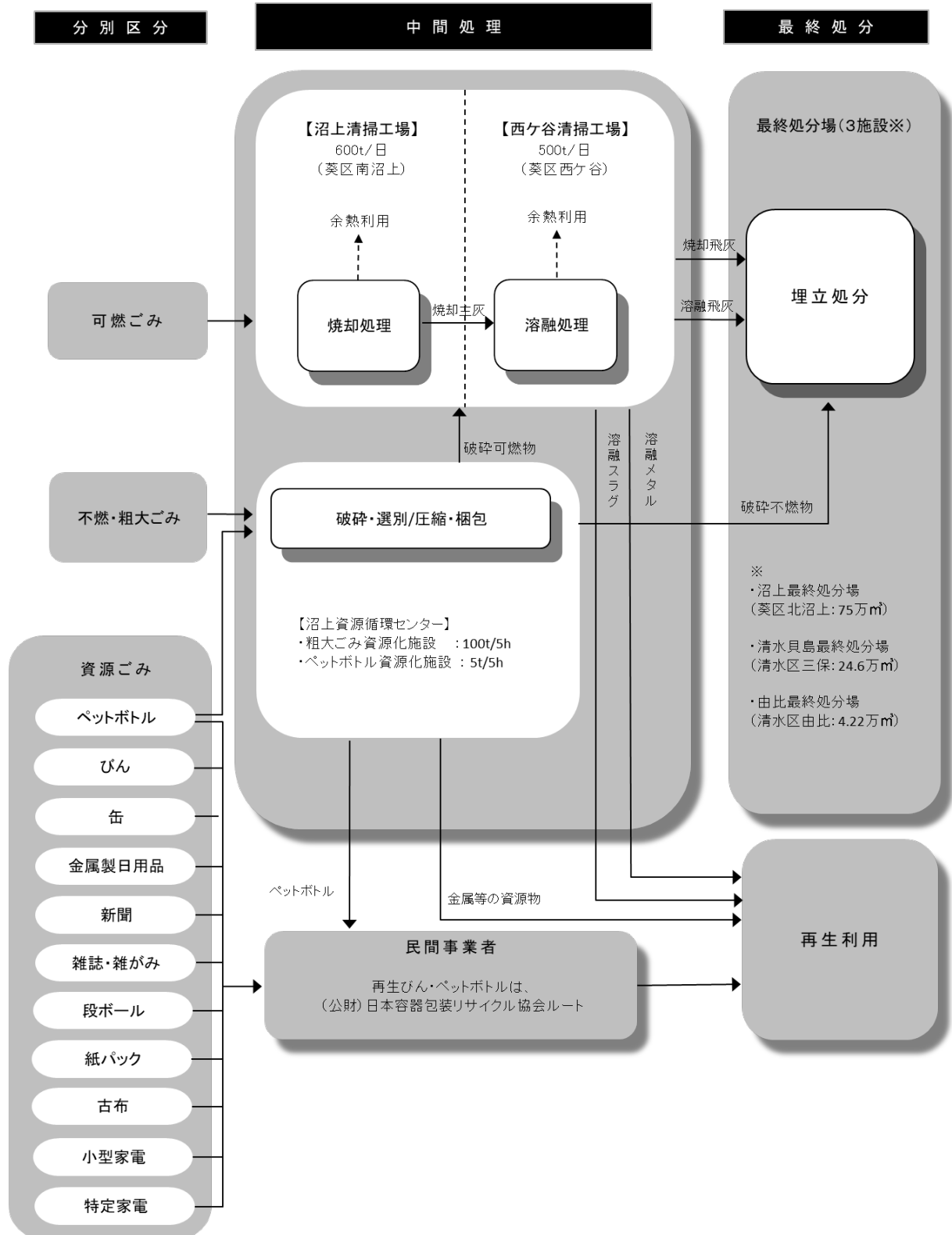
ごみ発生量	潜在ごみ (量の把握が困難なもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所独自の処理、リサイクル</li> <li>・家庭での自家処理（生ごみの減量化）等</li> <li>・事業者の自主回収拠点への排出</li> </ul>	
	集団資源回収		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民団体による古紙等資源回収事業</li> </ul>	
	ごみ総排出量	ごみ排出量	家庭ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ</li> <li>・不燃・粗大ごみ</li> <li>・資源ごみ（びん・缶等）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集積所等に排出するごみ（収集ごみ）</li> <li>・中間処理施設へ直接搬入するごみ</li> </ul>
			事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集積所に排出するごみ（収集ごみ） ※葵・駿河区のみ</li> <li>・許可業者に委託しているごみ</li> <li>・中間処理施設へ直接搬入するごみ</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃・粗大ごみ</li> </ul>

※ 本市が処理する産業廃棄物以外の産業廃棄物は対象外

(2) ごみ処理の流れ

本市の令和4年度のごみ処理の流れを図3-2に示します。

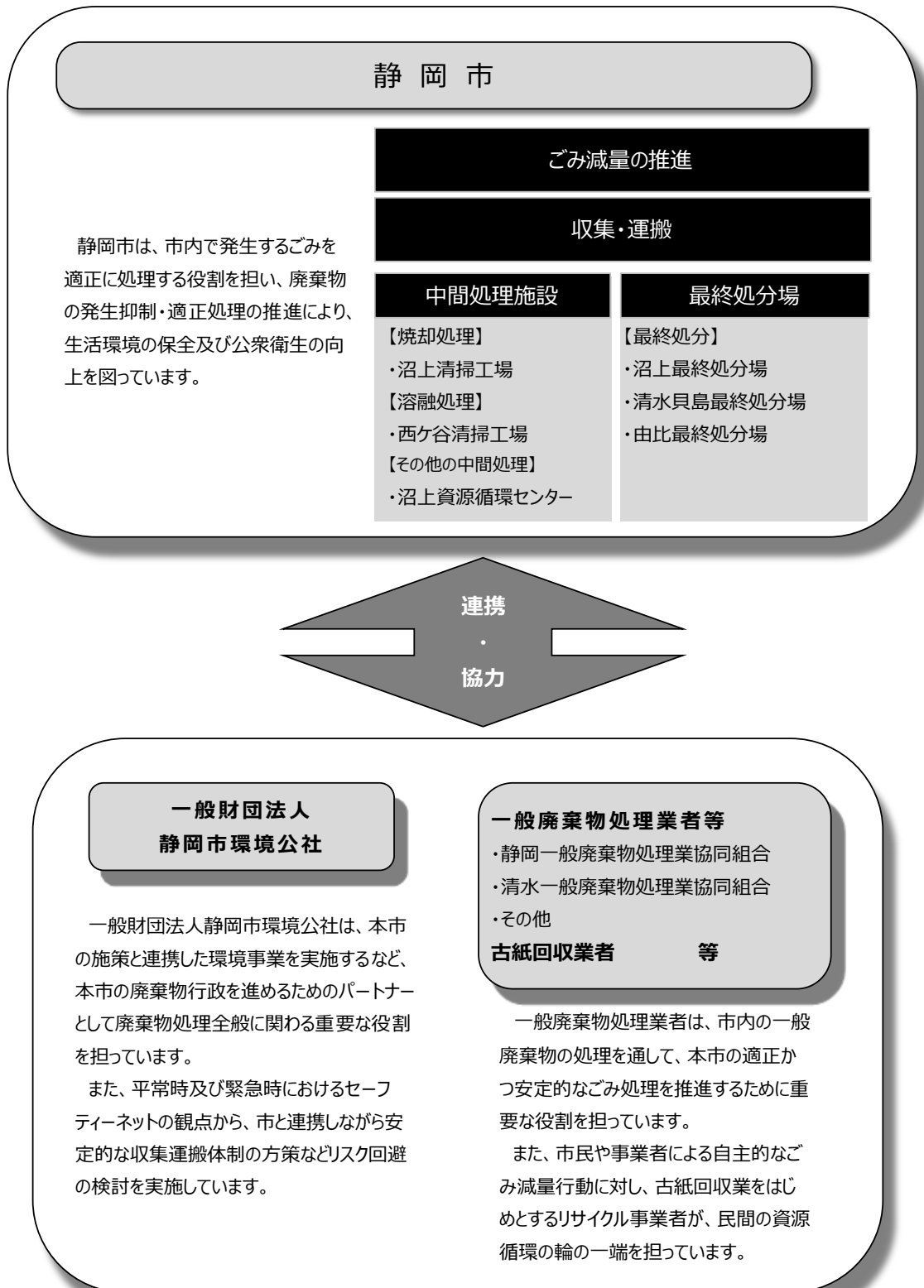
図3-2 ごみ処理の流れ（令和4年度）



(3) 本市のごみ処理体制

本市のごみ処理体制を図3-3に示します。

図3-3 ごみ処理体制



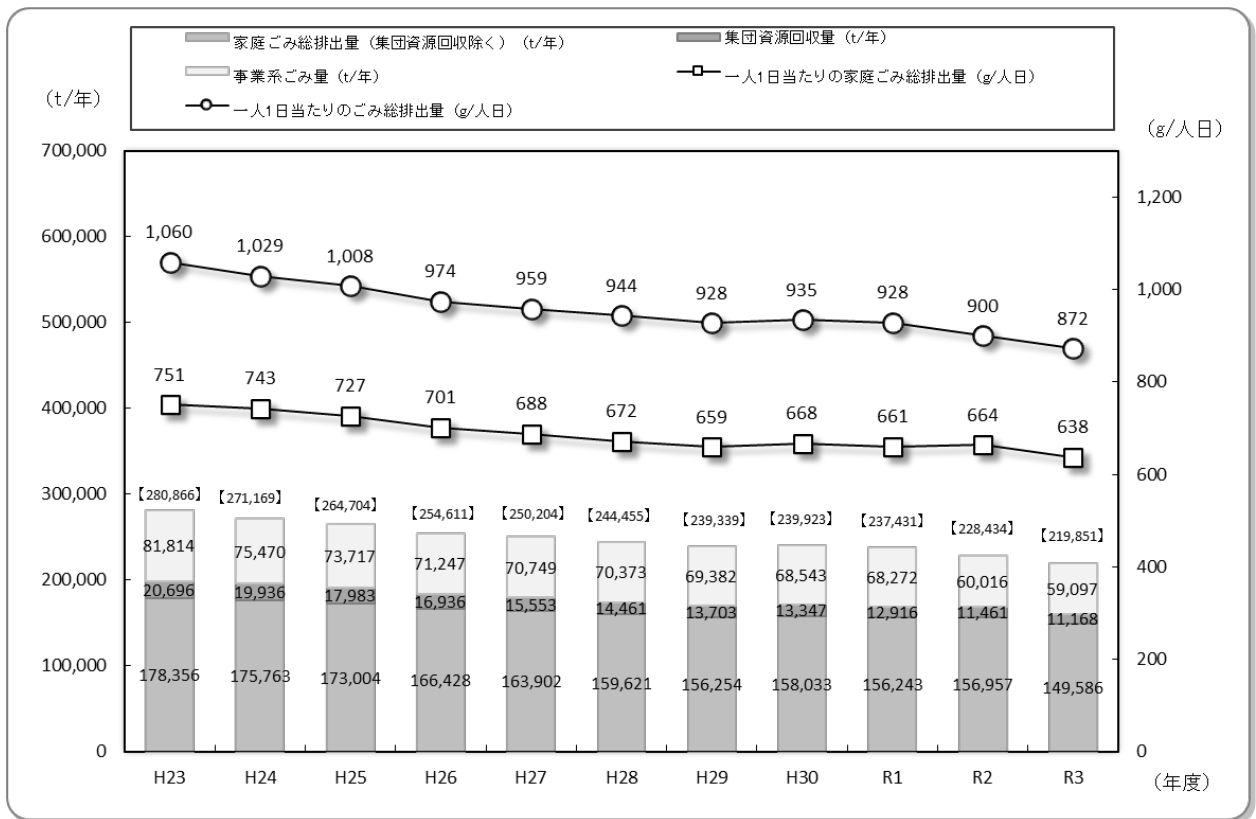
(4) ごみ量及び資源化量の推移

① ごみ総排出量の推移

本市におけるごみ総排出量、一人1日当たりのごみ総排出量（家庭ごみ+集団資源回収+事業系ごみ）、及び家庭ごみ総排出量（家庭ごみ+集団資源回収）の推移を図3-4に示します。

本市のごみ総排出量は、減少傾向を示しており、平成23年度の280,866 tから令和3年度では219,851 tと約21.7%減少しています。家庭ごみ総排出量は平成29年度までは順調に減少していましたが、30年度以降は横ばいとなっています。事業系ごみ総排出量についても、平成29年度まで減少していましたが、近年は減少幅が鈍化しています。令和2～3年度は、事業系ごみが大幅に減少した結果、ごみ総排出量が減少していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けており、ごみ量の変動が平時と異なっていたものと想定されます（P.5参照）。

図3-4 ごみ総排出量の推移



出典：「静岡市清掃事業概要」（静岡市環境局）、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

注）一人1日当たりのごみ総排出量は下記の式により算出した。

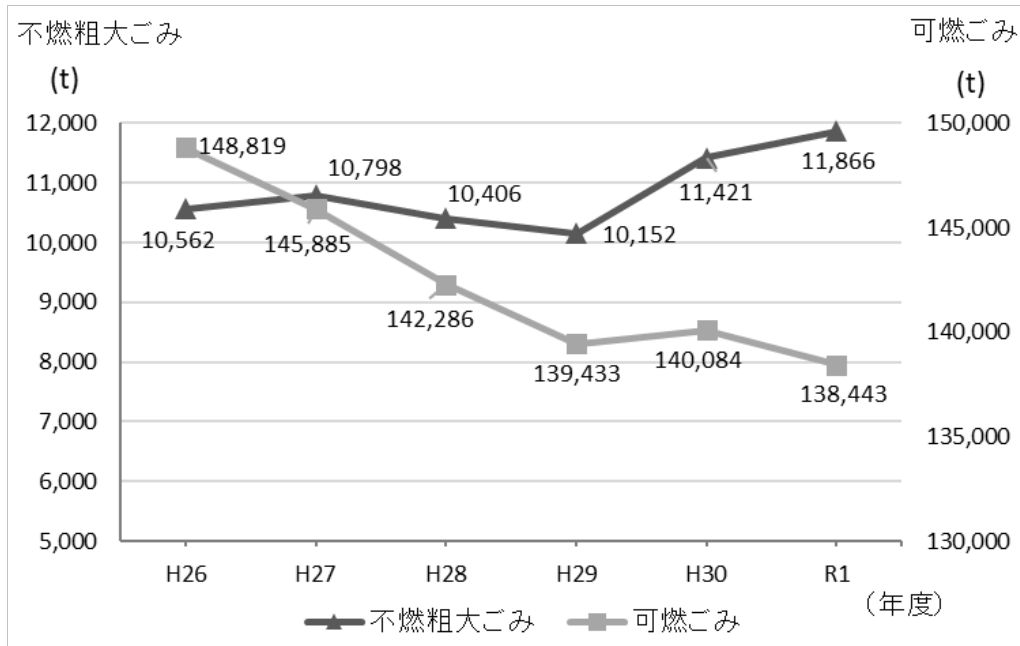
一人1日当たりのごみ総排出量 = 総排出量（集団資源回収量含む）÷総人口（外国人人口を含む）  
÷年間日数（365または366）

※令和元年度の事業系ごみについて、民間処理施設の受け入れ停止による影響を考慮

## ② 可燃ごみと不燃・粗大ごみの推移

本市における家庭から排出された可燃ごみと不燃・粗大ごみの排出量の推移を図3-5に示します。排出量では可燃ごみははるかに多いですが、減少傾向にあります。一方で不燃・粗大ごみについては、排出量は少ないものの、近年は横ばい傾向にあり削減が進んでおらず、平成30年度以降は増加傾向にあります。

図3-5 可燃ごみと不燃・粗大ごみの推移



## ③ 総資源化量及びリサイクル率の推移

本市における総資源化量及びリサイクル率の推移を図3-6に示します。

本市における総資源化量とは、行政回収により回収した資源ごみを直接業者に委託して資源化を行う「直接資源化量」及び地域の団体等が直接事業者を引き渡して資源化を行う「集団資源回収量」と、市の施設で焼却処理後に発生する溶融スラグや不燃・粗大ごみを破碎処理した後の金属類について資源化を行う「中間処理後の資源化量」の3項目の合計を言います。また、ごみ総排出量に対する総資源化量の割合をリサイクル率と呼びます。

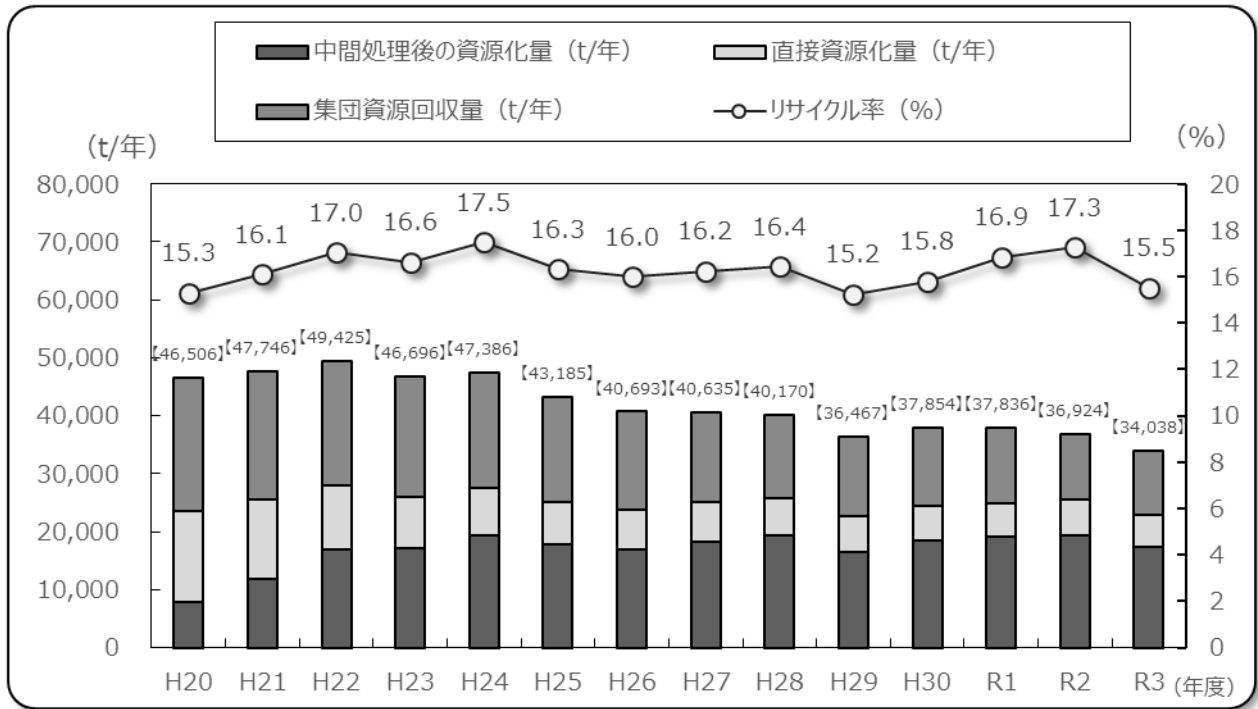
本市の総資源化量及びリサイクル率は、平成25年3月末をもって、行政による古紙等の回収事業を中止したことや、スーパーマーケット等の民間による回収が充実したことから、減少傾向にありましたが、平成29年度以降微増しています。

総資源化量 = 「直接資源化量」 + 「集団資源回収量」 + 「中間処理後の資源化量」

リサイクル率 = 「総資源化量」 ÷ 「ごみ総排出量」 × 100



図3-6 総資源化量及びリサイクル率の推移



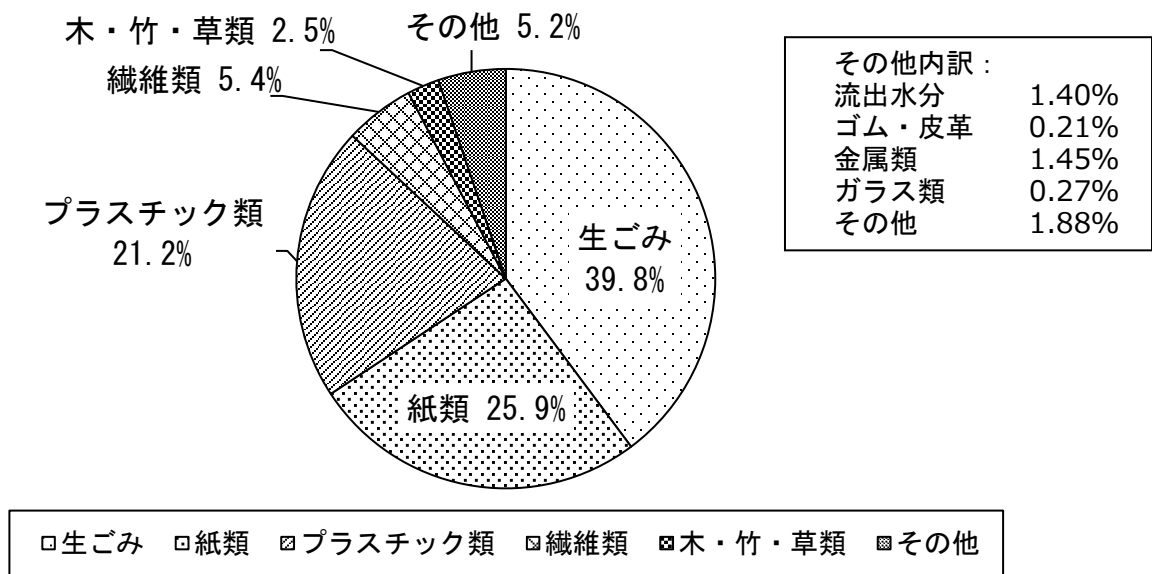
出典：「静岡市清掃事業概要」（静岡市環境局）、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）等

(5) ごみの組成割合

本市における家庭可燃ごみの組成を図3-7に、生ごみ及び紙ごみの組成割合を図3-8に示します（いずれも平成29～令和3年度調査結果の平均）。

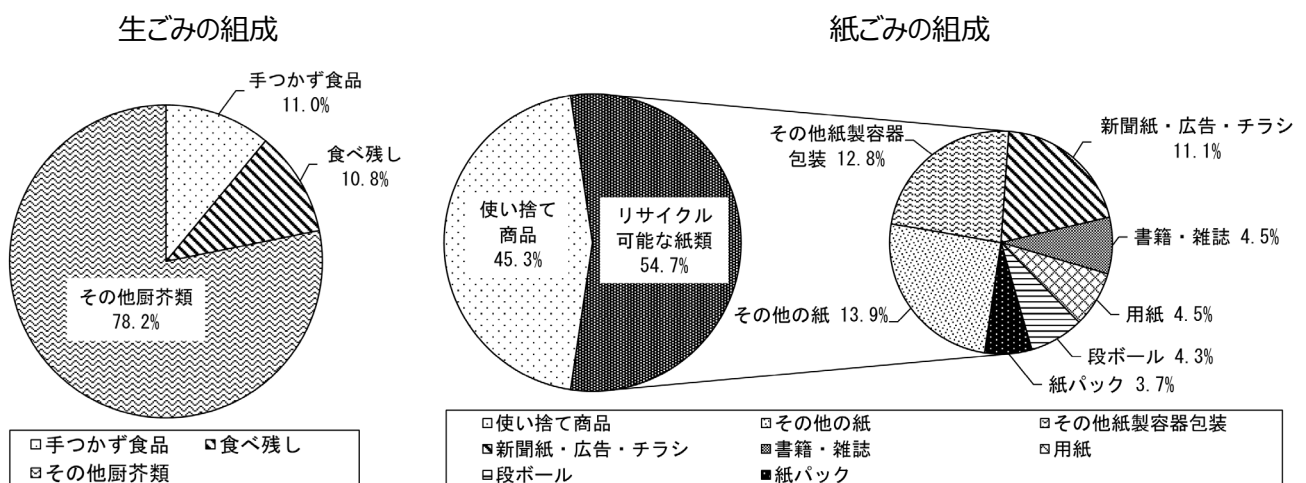
家庭ごみでは生ごみが39.8%、紙類が25.9%、プラスチック類が21.2%であり、生ごみの組成割合を見ると、「手つかず食品」が11.0%、「食べ残し」が10.8%、これらを合わせた「食品ロス」が21.8%でした。また、紙類の内訳をみると、家庭ごみでは約5割に再資源化可能な紙類が含まれていました。

図3-7 家庭可燃ごみ組成調査結果（平成29～令和3年度調査平均）



出典：静岡市環境局ごみ減量推進課資料

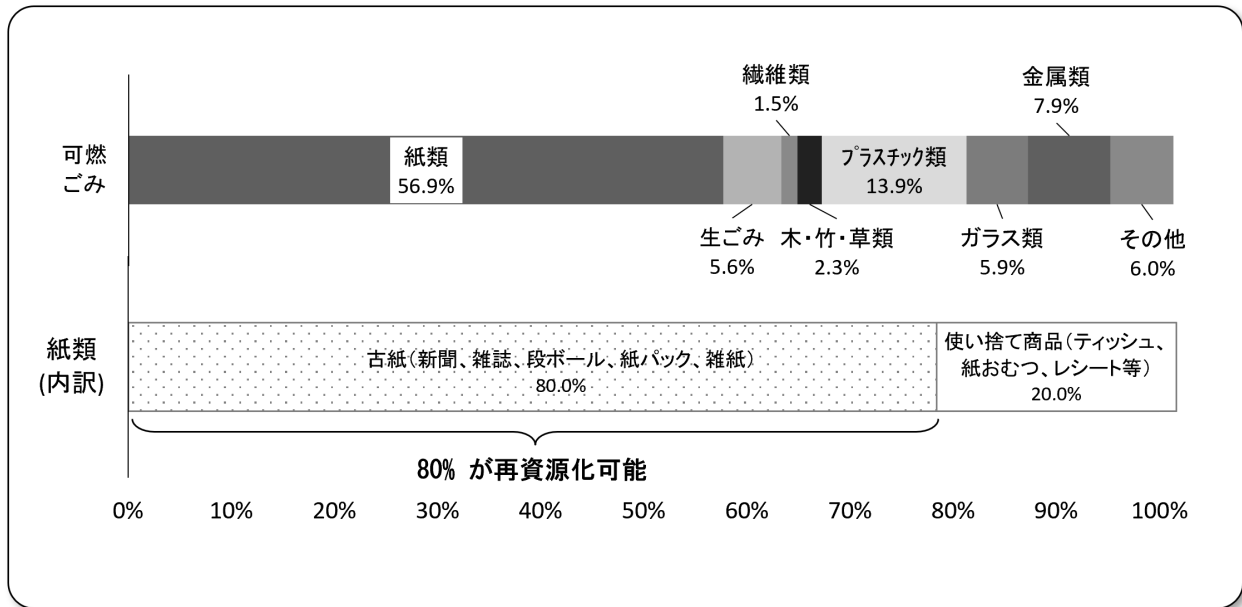
図 3-8 生ごみ及び紙ごみの組成割合（平成29～令和3年度調査平均）



事業所から排出される可燃ごみの組成を図3-9に示します。

事業系ごみでは紙類が約57%と最も多く、次いでプラスチック類が約1割でした。

図3-9 事業系ごみ(可燃ごみ)調査結果 (令和4年度調査)



出典：静岡市環境局ごみ減量推進課資料

(6) 静岡市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）の達成状況

前計画における減量化目標に対する現在の状況を図3-10～図3-12に示します。

なお、P.5の「令和2～3年度のごみ量実績値の取扱いについて」に示したとおり、令和2年度、3年度は欠測値として評価の対象とはしないこととします。

令和元年度のごみ総排出量の一人1日当たり排出量は928g/人日と、平成29年度と同じ値となっており、現状のままでは中間目標（令和4年度856g）の達成は困難な状況です。家庭ごみの一人1日当たりの総排出量についても、平成29年度に比べ2g増加しており、中間目標（令和4年度606g）の達成は厳しい状況です。

事業系ごみ量については、平成29年度に比べ2%減少していますが、中間目標（令和4年度62,970t）の達成に向けさらなる取組が必要です。

図3-10 目標達成状況（ごみ総排出量）

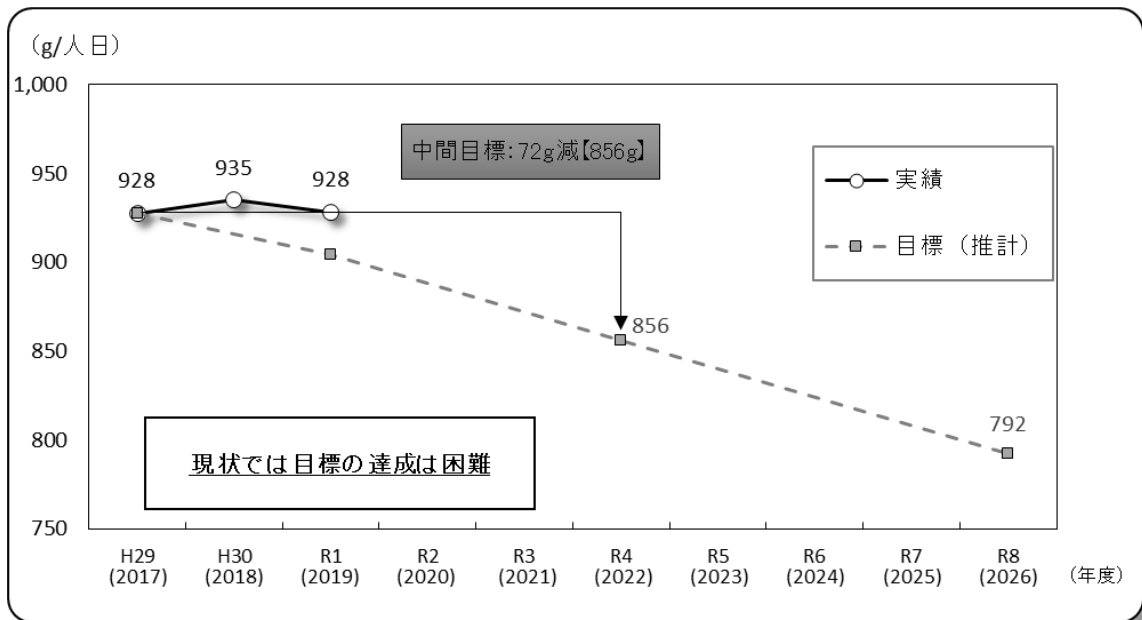


図3-11 目標達成状況（家庭ごみ）

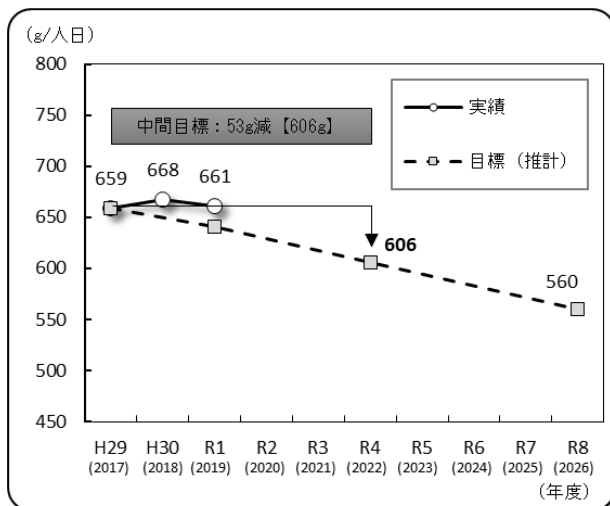
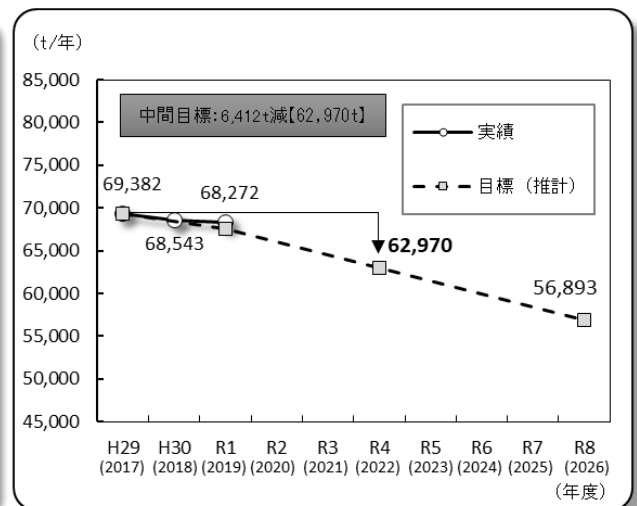


図3-12 目標達成状況（事業系ごみ）

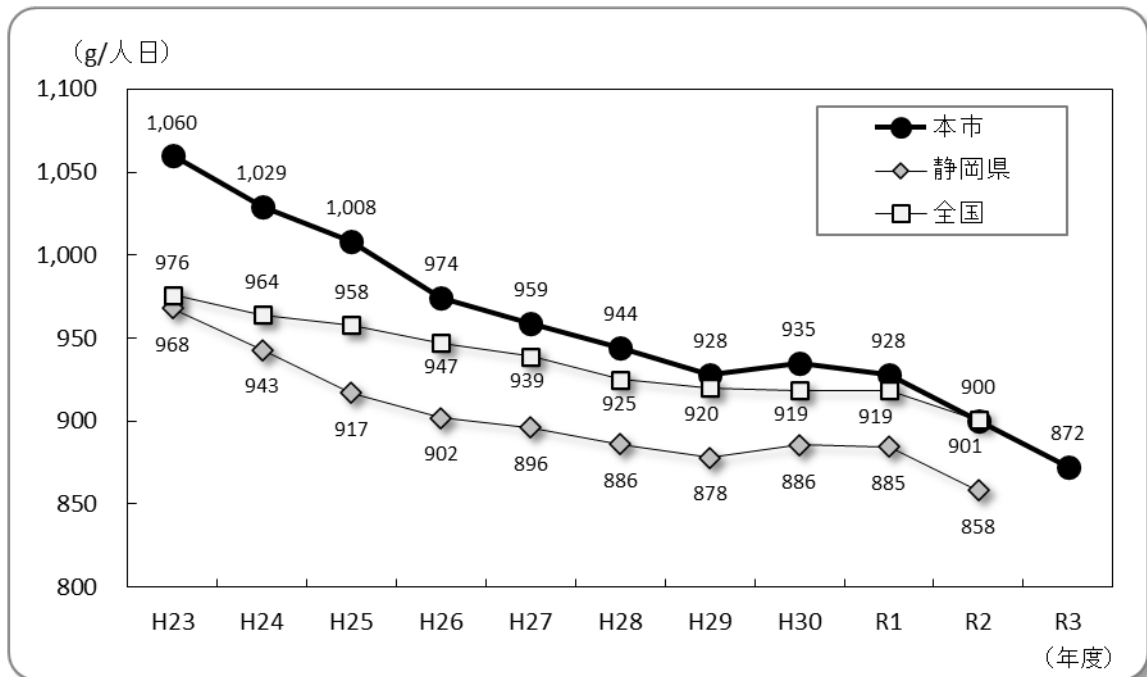


(7) 他都市との比較

① 全国及び静岡県との比較

本市の「一人1日当たりのごみ総排出量」は、全国及び静岡県の平均値と比較して高い傾向にありますが、平成23年度以降その差は小さくなっています（図 3-13参照）。

図 3-13 全国及び静岡県との比較（一人1日当たりのごみ総排出量）



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（令和2年度）」（環境省）

② 政令指定都市との比較

本市の令和2年度における「一人1日当たりのごみ総排出量」を、本市以外の政令指定都市19都市と比較した結果、京都府が最も少ない759g/人日であったのに対し、本市は900g/人日で11番目となっています（表3-1参照）。

表3-1 他都市との比較（ごみ総排出量、一人1日当たりのごみ総排出量）

都道府県名	市区町村	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	一人1日当たり ごみ総排出量 (g/人日)	順位
北海道	札幌市	1,961,682	605,082	845	6
宮城県	仙台市	1,065,446	388,276	998	18
埼玉県	さいたま市	1,323,110	418,089	866	7
千葉県	千葉市	973,972	335,139	943	15
神奈川県	横浜市	3,778,318	1,135,309	823	4
神奈川県	川崎市	1,521,233	449,134	809	2
神奈川県	相模原市	718,580	228,931	873	8
新潟県	新潟市	780,154	285,292	1,002	19
静岡県	静岡市	695,195	228,434	900	11
静岡県	浜松市	800,760	243,046	832	5
愛知県	名古屋市	2,300,749	748,286	891	10
京都府	京都市	1,463,723	405,452	759	1
大阪府	大阪市	2,737,882	955,604	956	16
大阪府	堺市	832,354	282,149	929	13
兵庫県	神戸市	1,526,860	518,278	930	14
岡山県	岡山市	707,967	229,957	890	9
広島県	広島市	1,195,259	357,105	819	3
福岡県	北九州市	945,453	428,667	1,242	20
福岡県	福岡市	1,561,188	513,734	902	12
熊本県	熊本市	732,543	258,935	968	17

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（令和2年度）」（環境省）

（\* なお、令和2年度ごみ総排出量は全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けていると考えられます。）

#### (8) プラスチックごみ削減に向けた取組

本市では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の改正に伴い、全国的にレジ袋有料化が必須となった令和2年7月以前の平成20年度から、環境負荷の軽減や、ごみの減量意識の醸成を目的に、レジ袋の無料配布を中止する取組を行う「事業者」と市民代表を含む「静岡市暮らしの中の4つの運動(4R)推進委員会」(以下「静岡市4R推進委員会※」)といひます。)及び「静岡市」の3者で、「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、市内の一部のスーパーマーケット等で、レジ袋の無料配布を行わない取組が始まりました。

この協定により、3者が一体となってレジ袋削減を推進しており、本市が事業者の取組を周知する等した結果、広く市民に受け入れられてきています。

協定締結事業者数 17事業所(93店舗) (令和4年4月時点)

また、令和元年度からは、店舗や社内におけるプラスチックごみ削減宣言を行う、「プラスチックごみ削減協力店制度」も実施しています。協力店舗ではステッカーを店内に掲示していただくことで、消費者に対してもプラスチック削減の意識醸成を促す狙いがあります。

登録店舗数 199店舗(13事業所) (令和4年4月時点)

※「静岡市4R推進委員会」は、市民・事業者・市の情報共有を図り4Rの推進に資することを目的に、静岡市自治会連合会、しずおか市消費者協会、静岡商工会議所等の関連団体と静岡市で構成している組織です。

#### (9) 食品ロス削減に向けた取組

本市では令和3年10月に、官民一体となることで、「食品関連業者で発生する食品ロスの削減」、「市民の皆さんの食品ロス問題に対する意識の向上」、「フードバンク団体の活動支援」など、身近なところから、食品ロスの削減を目指すことを目的とし、食品ロス削減に取り組む企業と「静岡市における食品ロス削減に向けた連携協定」を締結しました。

また、令和元年度からは、市内の飲食店で食品ロス削減に取り組んでいる店舗を募集し、「食材を使い切る工夫」や「食べ残しを出さない工夫」などを行っている店舗を協力店として登録する「シズオカたべきり協力店制度」を実施しています。

登録店舗数 134店舗(令和4年4月時点)

(10) 収集運搬の現状

本市では、収集運搬業務の半数以上を民間委託により実施しています。  
本市が所有するごみ収集車数を表3-2に、分別区分を表3-3に示します。

表3-2 ごみ収集車（令和4年4月現在）

単位：台

	沼上収集センター	清水収集センター	合計
可燃・不燃車	18	16	34

出典：「静岡市清掃事業概要」（静岡市環境局）

表3-3 分別区分（令和4年4月現在）

地区	ごみの種類	方式	収集回数	区分
葵・駿河区	可燃ごみ	集積所	週2回	委託
	不燃・粗大ごみ	戸別収集・集積所	月1回	直営・委託
	びん	集積所		委託
	缶			
	金属類			
	ペットボトル	拠点		週3回
	使用済小型家電	拠点		週1回
清水区	可燃ごみ	集積所	週2回	委託
	不燃・粗大ごみ	戸別収集	月1回	直営
	びん	集積所		委託
	缶			
	ペットボトル			
	使用済小型家電	拠点		週1回

出典：「静岡市清掃事業概要」（静岡市環境局）

\* 清水区の「不燃・粗大ごみ」には金属類を含む。



(11) 中間処理等の現状

本市の中間処理施設等の概要を表3-4及び表3-5に、位置図を図3-14に示します。

① 中間処理施設

表3-4 中間処理施設の概要

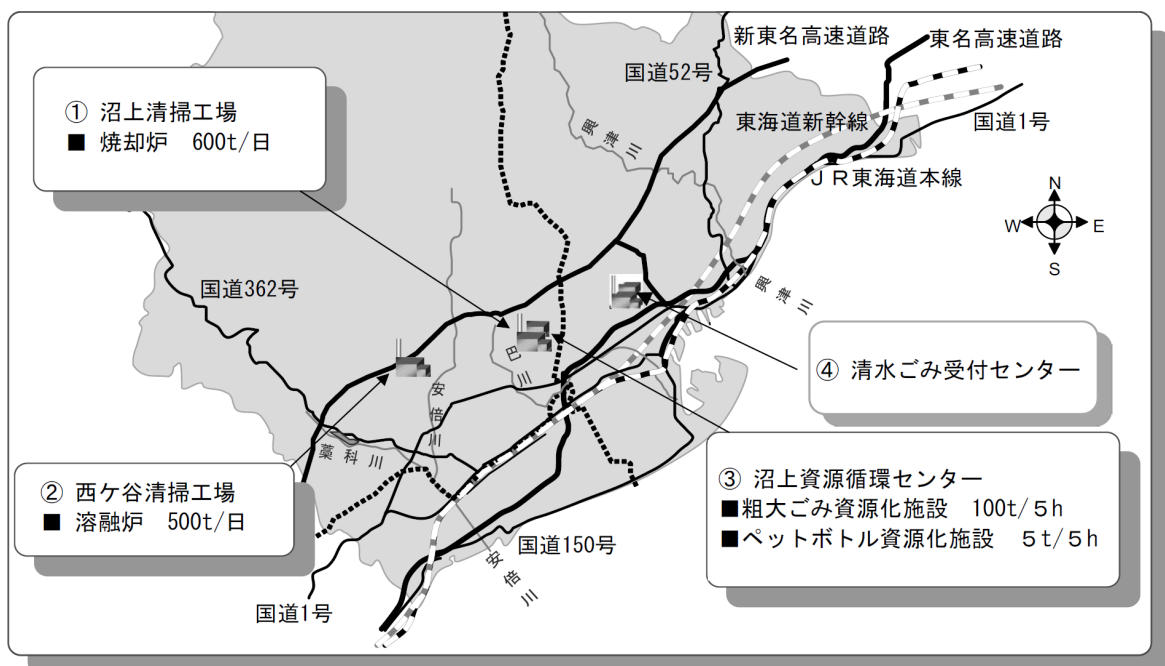
施設名称	所在地	処理方法	処理能力	竣工年月	処理対象物
① 沼上清掃工場	葵区南沼上 1224番地	焼却	600 t/日	H7.7	可燃ごみ
② 西ヶ谷清掃工場	葵区西ヶ谷 553番地	溶融	500 t/日	H22.3	可燃ごみ
③ 沼上資源 循環センター (資源化施設)	葵区南沼上 1224番地	破碎・選別	100 t/5h	H23.5	不燃・ 粗大ごみ
		圧縮・梱包	5 t/5h		ペットボトル

② ごみ受入施設

表3-5 ごみ受入施設の概要

施設名称	所在地	受入品目	運用開始年月
④ 清水ごみ受付 センター	清水区八坂町2111番地	不燃・粗大ごみ、 資源ごみ、小型家電	H22.4

図3-14 中間処理等施設位置図

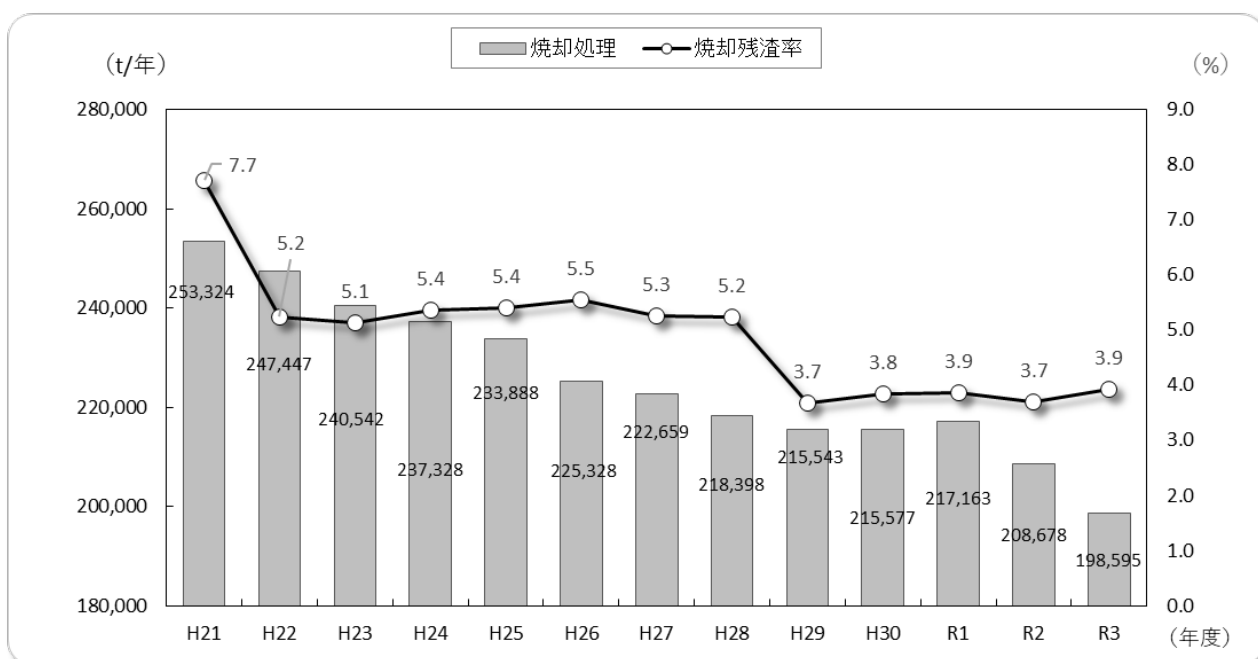


### ③ 中間処理量の推移

本市における焼却処理量及び焼却残渣率の推移を図3-15に、焼却処理以外の中間処理量の推移を図3-16に示します。

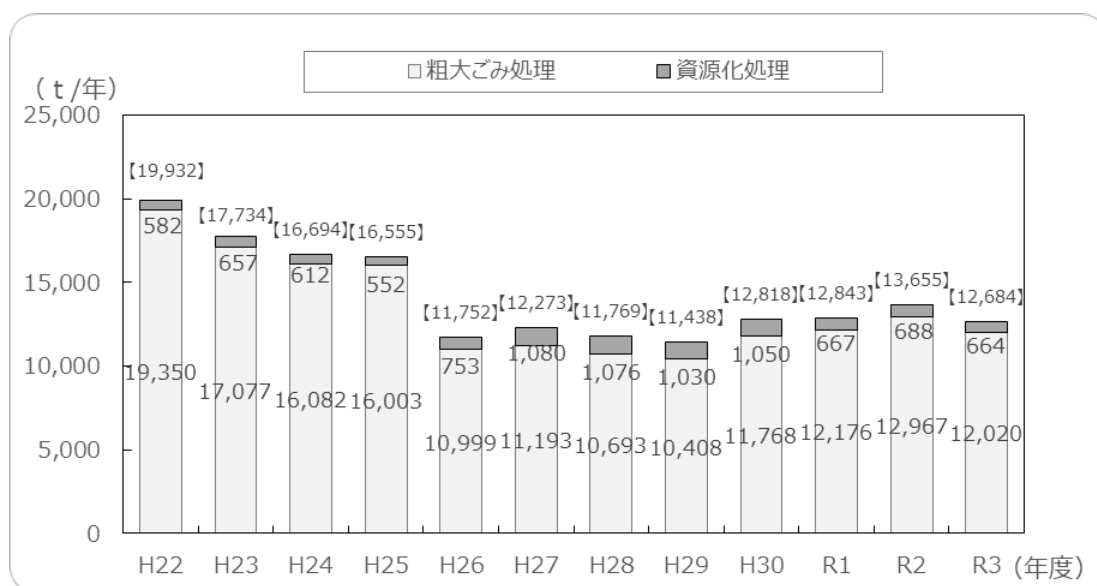
本市の焼却処理量は減少傾向にあります。平成22年度の西ヶ谷清掃工場ガス化溶融施設の稼働に伴い、焼却残渣率は大幅に減少しました。また、平成29年度には16年度から稼働していた沼上清掃工場灰溶融施設を停止し、同工場焼却施設から発生する焼却灰を西ヶ谷清掃工場で可燃ごみと併せて溶融処理することとしたことで、焼却残渣率がさらに減少しました。

図3-15 中間処理量の推移（焼却処理）



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）等

図3-16 中間処理量の推移（焼却処理以外）



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）等

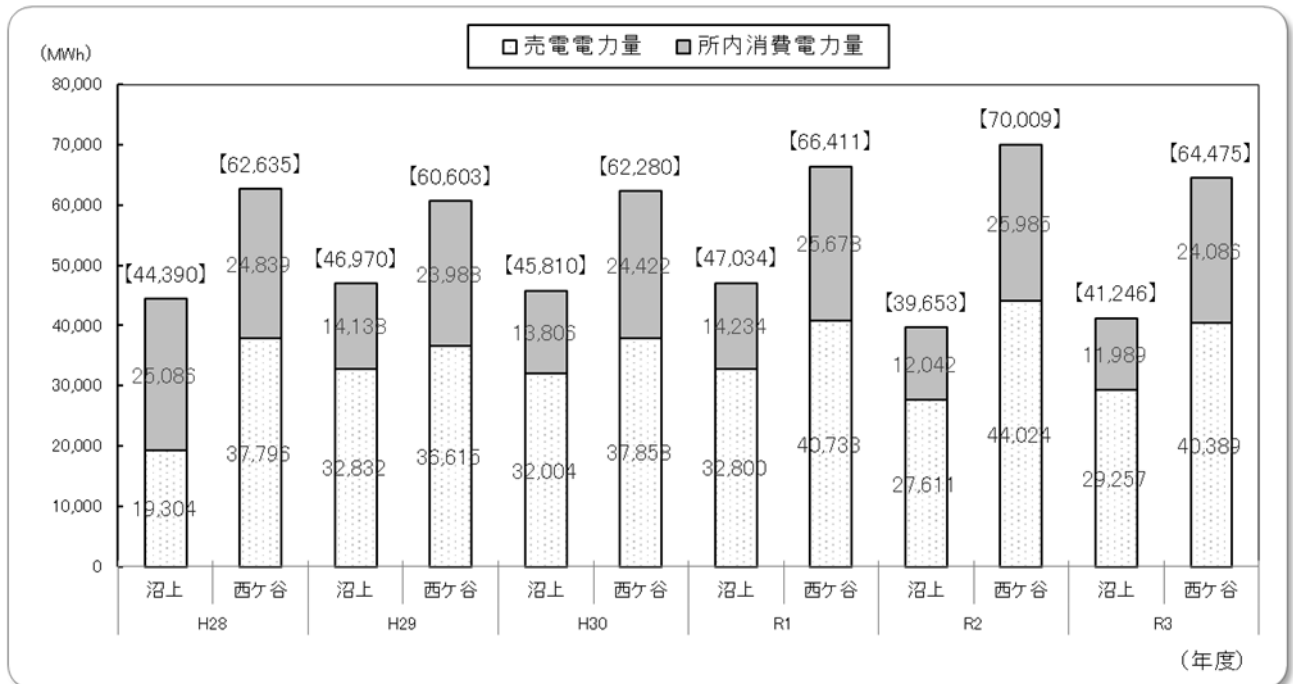
④ 余熱利用の状況

本市の沼上清掃工場及び西ヶ谷清掃工場における、余熱利用状況を表3-6に、発電電力量と売電電力量を図3-17に示します。

表3-6 余熱利用状況

	沼上清掃工場	西ヶ谷清掃工場
定格出力	8,390 kW 発電	14,000 kW 発電
利用状況 (直接利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場内の給湯/冷暖房</li> <li>静岡市ふれあい健康増進館 (ゆ・ら・ら) へ熱供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場内の給湯</li> <li>静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザ (しずもーる西ヶ谷) へ熱供給</li> <li>静岡市西ヶ谷総合運動場 (屋内プール) へ熱供給</li> </ul>

図3-17 発電電力量と売電電力量の推移



出典：静岡市環境局ごみ減量推進課資料

(12) 最終処分の現状

① 最終処分場

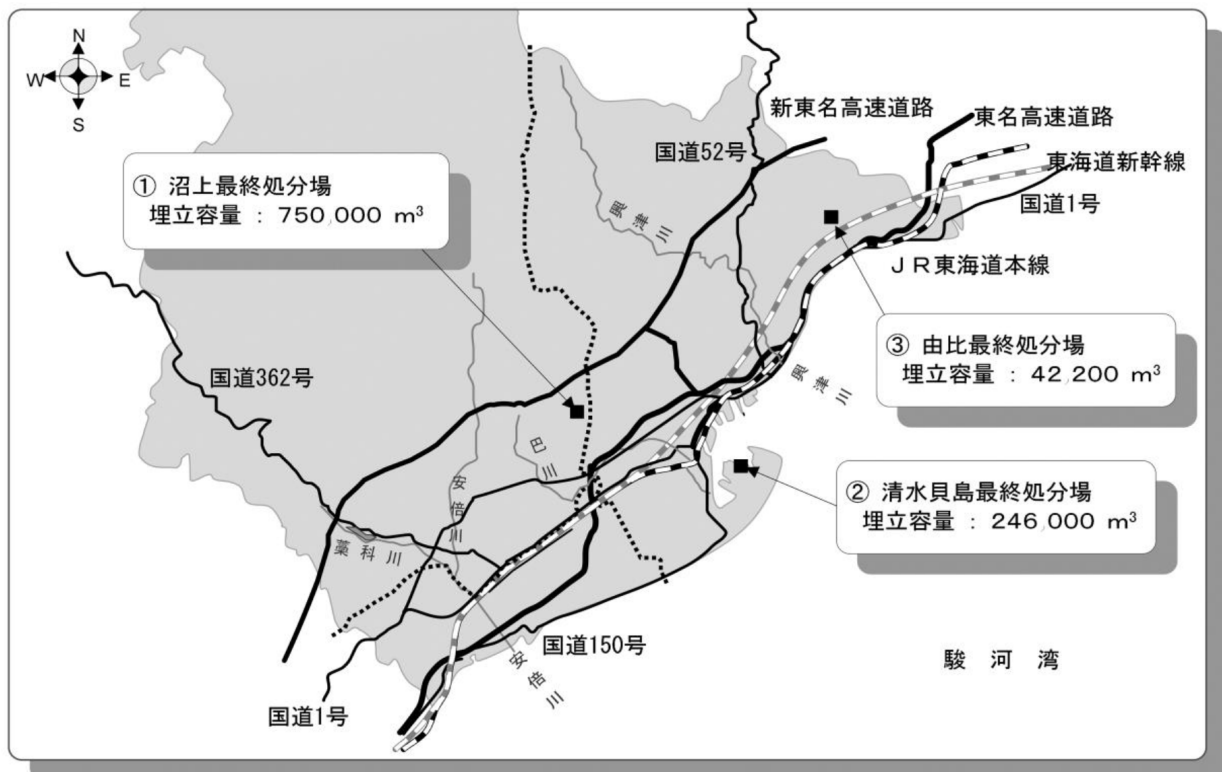
本市の最終処分場の概要を表3-7に、位置図を図3-18に示します。

本市では、現在、沼上最終処分場、清水貝島最終処分場及び由比最終処分場の3つの最終処分場に、焼却残渣等の埋立を行っています。

表3-7 最終処分場の施設概要

施設名称	所在地	竣工年月	埋立面積	埋立容量	埋立対象物
① 沼上最終処分場	葵区北沼上 387番地の1	H2.3	36,000 m <sup>2</sup>	750,000 m <sup>3</sup>	焼却灰 不燃物 側溝汚泥
② 清水貝島最終処分場	清水区三保地先	H1.3	19,000 m <sup>2</sup>	246,000 m <sup>3</sup>	焼却灰 不燃物
③ 由比最終処分場	清水区由比東山寺 183番地	H3.3	6,050 m <sup>2</sup>	42,200 m <sup>3</sup>	し尿沈砂

図3-18 最終処分場（位置図）

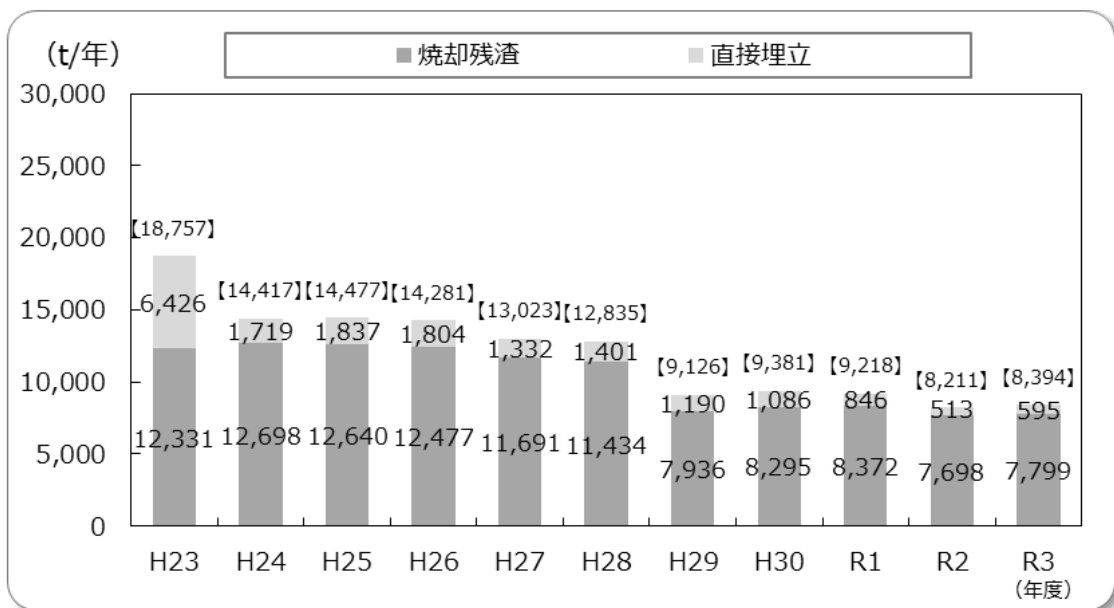


② 最終処分量の推移

本市の最終処分量の推移を図3-19に示します。

本市の最終処分量は、平成22年度の西ヶ谷清掃工場ガス化溶融施設の稼働による焼却残渣量の減量に伴い、大幅に減少しました。また、平成24年度から、最終処分場へ搬入される下水道汚泥焼却灰の処理方法を変更し、最終処分場への搬入が不要となったことから、直接埋立量が減少しています。さらに、平成29年度からは西ヶ谷清掃工場での沼上清掃工場焼却灰の溶融処理を開始したため、最終処分量が減少しています。

図3-19 最終処分量の推移



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）等

(13) 資源循環啓発施設の現状

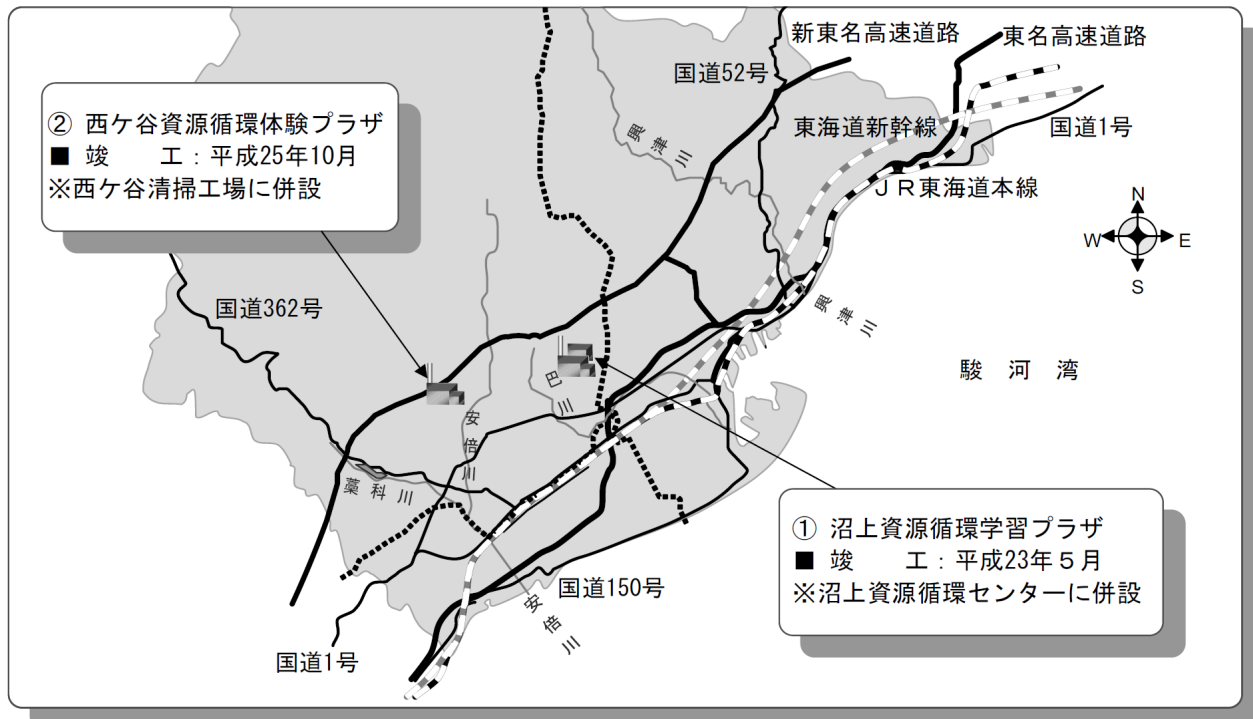
本市の資源循環啓発施設の概要を表3-8に、位置図を図3-20に示します。

本市では、沼上資源循環センターに沼上資源循環学習プラザ（以下「しずもーる沼上」といいます。）、西ケ谷清掃工場に西ケ谷資源循環体験プラザ（以下「しずもーる西ケ谷」といいます。）を併設し、市民の環境意識の醸成を図り、4 Rに関する体験講座や環境学習を行う施設として活用しています。

表3-8 資源循環啓発施設の概要

施設名称	所在地	竣工年月	施設内容
① 沼上資源循環学習プラザ (しずもーる沼上)	葵区南沼上 1217番地の1	H23.5	・児童・生徒等を対象とした総合的な環境学習の実施 ・環境大学の運営 ・各種講座の開催
② 西ケ谷資源循環体験プラザ (しずもーる西ケ谷)	葵区西ケ谷 553番地の2	H25.10	・各種4 R体験講座の開催 ・西ケ谷清掃工場の余熱を利用した天然温泉、足湯の体験

図3-20 資源循環啓発施設（位置図）



(14) (一財) 静岡市環境公社の現状

(一財) 静岡市環境公社（以下「環境公社」といいます。）は、総合的な環境関連事業を推進する静岡市のパートナーとして、ごみ収集事業、し尿・浄化槽事業、4 R 推進事業などリサイクル都市形成促進事業、環境保全事業等、総合的な環境関連事業を推進することにより地域における環境保全に関するセーフティネットとしての役割を担っています。

その役割を永続的に果たす組織とするため、人件費の削減、業務の効果的かつ効率的な運営や経費の見直しを行うなど経営改善に取り組んでいます。

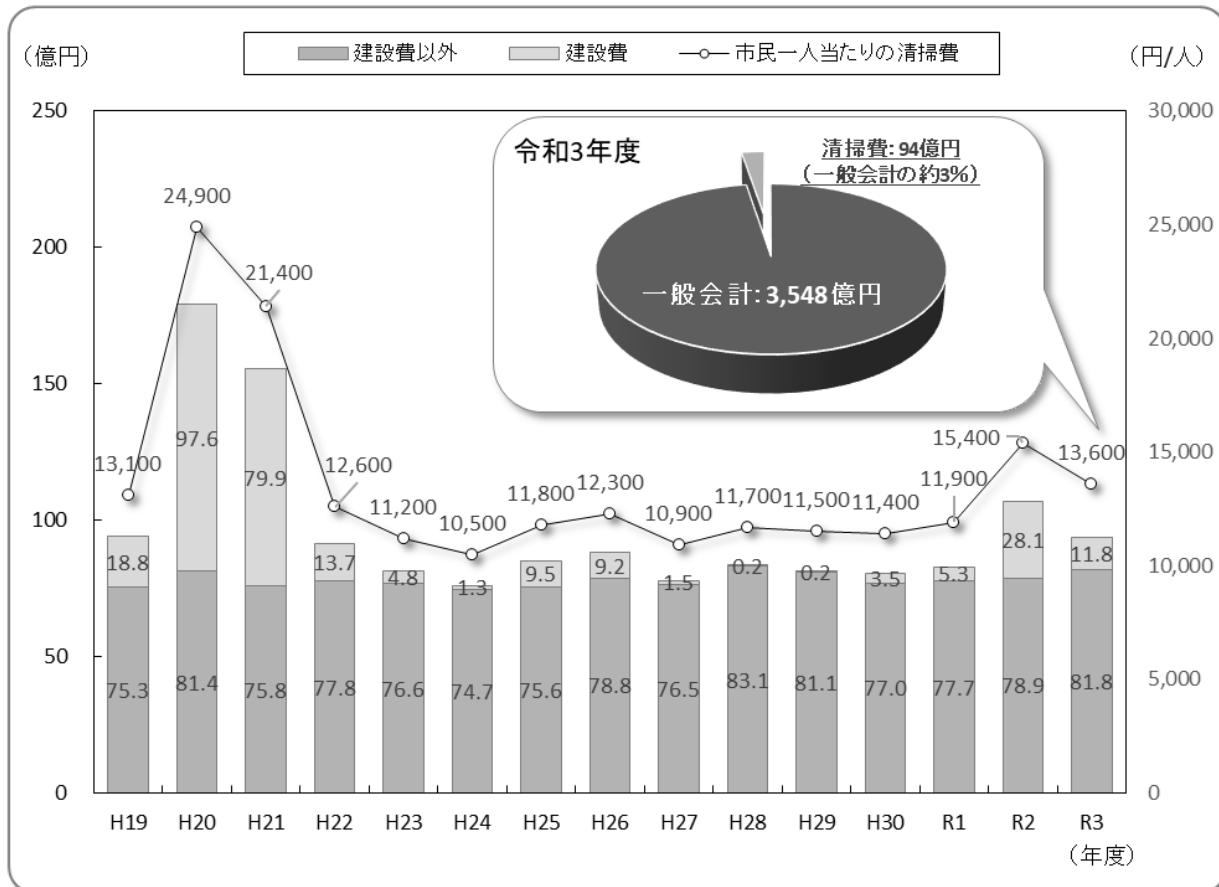
(15) ごみ処理経費の現状

① 清掃費（決算）の推移

本市における、清掃費及び市民一人当たりの清掃費の推移、一般会計に占める清掃費の割合を図3-21に示します。

本市の清掃費のうち、建設費以外の費用はほぼ横ばいで推移しています。一方、施設建設関連費は、西ヶ谷清掃工場及び沼上資源循環センター建設により平成19年度から22年度にかけて増加、沼上清掃工場の基幹的設備改良工事により令和2年度から3年度にかけて増加しています。

図3-21 清掃費及び市民一人当たりの清掃費の推移と一般会計に占める割合



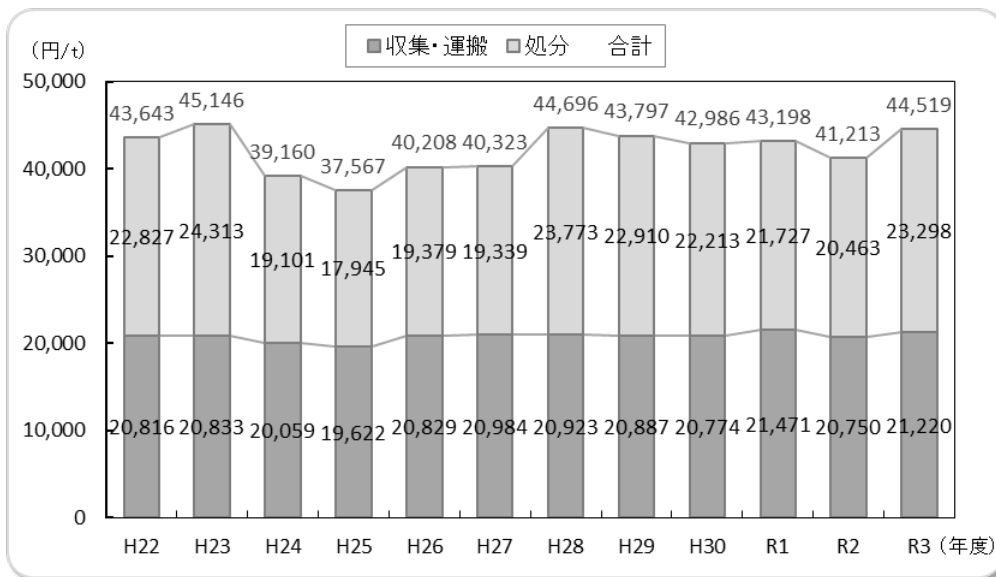
出典：静岡市環境局ごみ減量推進課資料

② ごみ処理原価

本市のごみ量1t当たりの収集運搬及び処分原価の推移を図3-22に示します。

処分原価は約1.8万円/tから約2.4万円/tとやや変動がみられますが、収集運搬原価は約2.0～2.1万円/tとほぼ一定です。

図 3-22 ごみ処理原価の推移



出典：「静岡市清掃事業概要」（静岡市環境局）

③ 事業系ごみ処理手数料と収入額の推移

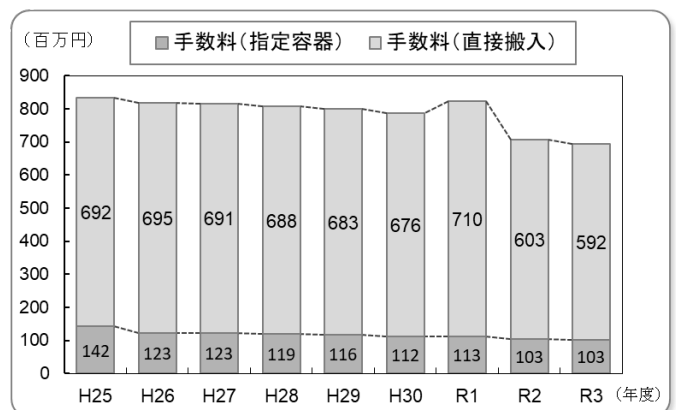
本市の事業系ごみ処理手数料額を表3-9に、収入額の推移を図3-23に示します。

本市の事業系ごみ処理手数料収入額は、平成30年度まで横ばいで推移していましたが、令和2年度及び3年度は減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、事業系ごみが急減したことに起因すると考えられます。

表3-9 事業系ごみ処理手数料の額(R4時点)

	葵・駿河区	清水区
清掃工場へ 直接搬入	100kgまで1,100円 ※100kg以上は10kgまでを増 すごとに110円加算	
集積所へ 排出	大型指定容器(45L) 208円/枚	-
	小型指定容器(20L) 93円/枚	

図 3-23 事業系ごみ処理手数料収入額の推移



出典：静岡市環境局ごみ減量推進課資料



## (16) ごみ処理事業に係る課題

前計画における施策の取組の検証・評価を踏まえた課題及び新たな課題は次のとおりです。

### ① 減量化の課題

#### ア) ごみ総排出量のさらなる削減

本市のごみ総排出量は、平成 30 年度に微増していることを除くと 23 年度以降は減少傾向にあります。一人 1 日当たりのごみ総排出量も、平成 30 年度に微増していることを除くと 23 年度以降は減少傾向にあり、令和 2 年度は全国の値とほぼ同じ値となりました。一方で静岡県と比較すると依然高い状況にあります。

そのため、今後もより効果的なごみ減量施策を実施し、ごみ総排出量のさらなる削減に努める必要があります。

#### イ) 家庭ごみの減量化の推進

本市におけるごみ総排出量のうち約 7 割を家庭ごみが占めています。そのため、家庭ごみのさらなる削減に向け、各種施策を推進していく必要があります。

家庭ごみの減量化に向け、可燃ごみに含まれる約 4 割の生ごみ、約 3 割の紙ごみ、約 2 割のプラスチックごみ（図3-7参照）への対策が課題となります。

この 3 種類のごみを減らすため、それぞれの種類ごとの減量施策に取り組む必要があります。また、不燃・粗大ごみについては近年横ばい・増加傾向にあるため、不燃・粗大ごみ減量への取組も必要です（図3-5参照）。

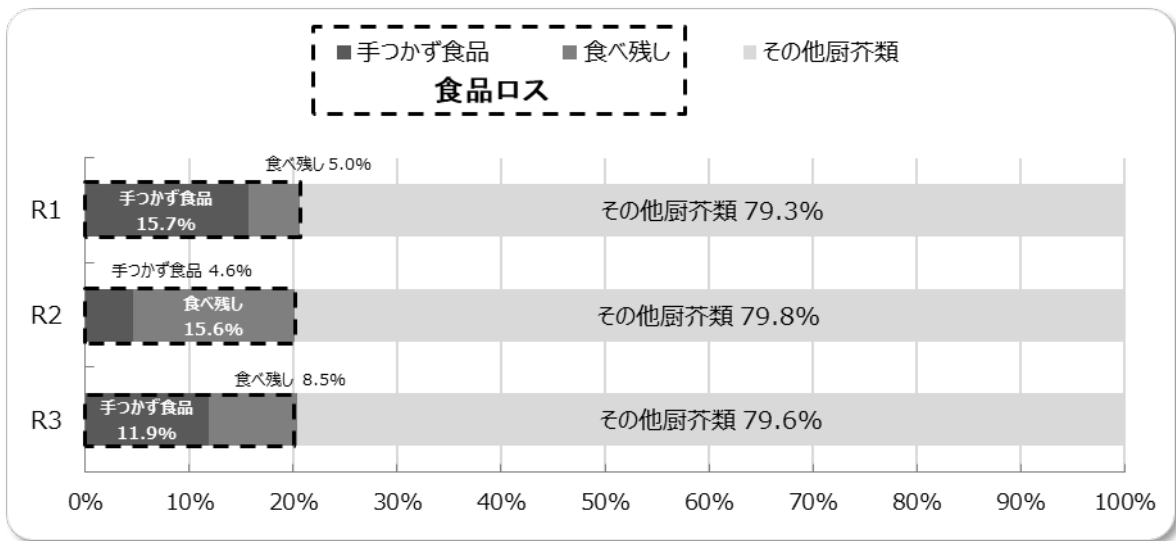
さらに、今後の少子高齢社会の進展などに対応したごみ処理事業を検討する必要があります。

#### ウ) 食品ロス削減の推進

食品ロスとは「本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品」のことで、本市の「家庭可燃ごみ組成調査（以下「組成調査」といいます。）」結果によると、家庭ごみの約 4 割を生ごみが占め、そのうちの約 2 割・約 10 千トンの食品ロス（図 3-8、図 3-24 参照）が発生しています。

本市においては、平成 29 年度より、食品ロス削減への取組として、会食時の 30・10 運動をスタートしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、テイクアウトの需要が増えるなど生活様式にも変化が生じています。感染症収束後も一定の影響は残るものと想定されるため、排出実態に合わせた食品ロス削減への取組を実施する必要があります。

図 3-24 家庭可燃ごみ中の食品ロスの割合



### エ) 事業系ごみの減量化の推進

事業系ごみは、本来、排出者責任の原則に則って事業者自ら処理を行うべきものであるため、事業者に対し、ごみの減量化や資源化、適正処理について、今後も積極的に働きかけを強化していく必要があります。

また、本市の事業所は、従業者数 1～4 人の小規模事業所が約 6 割（図2-3参照）と多く、これら小規模事業所は一般的に、排出量が少ない等の理由から単独での許可業者への委託が困難な場合が多いため、小規模事業所に重点を置いた施策を検討する必要があります。

さらに、事業系ごみ処理手数料については、令和元年10月に消費税率引き上げに伴う改定を行いましたが、今後も継続して、適正な処理料金の設定について検討を行っていく必要があります。

また、食品ロスや使い捨てプラスチックごみの削減についても、製造・小売事業者に求められている事項が多いことから、事業者の活動を紹介するなどにより市民の行動につながるよう、事業者と連携した情報共有や啓発などの推進が必要です。

### オ) プラスチックごみ対策の推進

本市においても、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの発生抑制や分別収集によるリサイクル等が求められています。

## ② 資源化の課題

### ア) 資源化の推進

本市はこれまで、びん・缶・ペットボトル・古紙等について、資源ごみとして分別収集・再資源化を実施してきました。これら資源ごみのさらなる再資源化を推進するため、各種施策を実施していくことが求められます。また、令和 4 年 4 月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことを受け、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集・再資源化について検討する必要があります。

#### イ) 集団資源回収事業の推進

本市の集団資源回収量は、減少傾向で推移しています（図 3-6 参照）。

集団資源回収は住民主体の事業であるため、資源化の向上に加え、地域コミュニティの活性化や地域での環境教育の場となることも期待できることから、推進していく必要があります。

#### ウ) 溶融スラグの利用促進

西ヶ谷清掃工場において生成した溶融スラグは、本市公共工事において資材等に活用し、最終処分場の長寿命化に寄与しています。また、令和 4 年 3 月には本市の溶融スラグが全国で初めて肥料として本登録されたことで、溶融スラグの利用方法の拡大が期待されます。このような取組を推進することにより、安定した利用先の確保が必要です。

### ③ 収集運搬の課題

#### ア) 収集運搬体制の見直し

本市では、平成 26 年度に可燃ごみの直営・委託の収集区域全般を再編し、収集曜日の見直しを行いました。また、令和 3 年度には可燃ごみの収集運搬体制を完全委託化しました。今後も、効率的な収集運搬体制の確保に努めるとともに、不燃・粗大ごみの効率的な収集運搬体制のあり方についても検討を進める必要があります。

#### イ) ごみ収集方法等のあり方の検討

ごみの収集方法については、ごみの発生状況や社会環境の変化に対応し、収集効率、費用対効果などを総合的に勘案し、適正かつ効率的な収集方法等のあり方を常に検討していく必要があります。また、ごみの適正な排出が困難な方に対する支援などを検討していく必要があります。

#### ウ) 家庭ごみ有料化導入の検討

本市においては、平成 24 年度に実施した家庭ごみの有料化に関する意見交換会、市民意識調査等において、有料化以外の手法による減量化を推進するべきとの意見が多くありました。また、実績においても、ごみ減量啓発講座等の現状施策により着実に減量化が進展しています。しかしながら、国では、廃棄物処理における排出抑制、公平性の確保、住民や事業者の意識改革等の有効な手段として家庭ごみ有料化の導入を推進していることや、ごみ処理経費の推移なども踏まえ、家庭ごみ有料化についての検討を引き続き行う必要があります。

### ④ 中間処理の課題

本市における中間処理事業については、可燃ごみは、沼上清掃工場及び西ヶ谷清掃工場、また、不燃・粗大ごみや資源ごみは、沼上資源循環センター及び民間施設で処理を実施しています。

今後も安定した処理を継続するためには、各施設の適切な維持管理が重要となることから、施設の老朽化に伴い増加する処理コストを最小限に抑え、施設の改修など長寿命化を図る必要があります。

## ⑤ 最終処分の課題

本市では、各種ごみ減量施策の展開、溶融スラグの利用など最終処分場の長寿命化に努めているところですが、本市の最終処分場の残余年数は、令和4年10月時点で4年程度と見込まれており、新たな埋立容量を確保すべく次期最終処分場の整備が必要です。また、埋立完了後も長期間にわたる浸出水の処理を行う必要があることから、浸出水処理施設の改修など適切な維持管理が必要です。

## ⑥ 持続可能な社会の実現に向けた課題

持続可能な社会の実現に向け、循環型社会、低炭素社会や、自然共生社会に向けた取組を統合的に展開する必要があります。

## ⑦ (一財)静岡市環境公社の課題

平成29年3月、外郭団体の活用及び連携に資することを目的に「静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針」が策定されました。

市は、この指針に基づき作成した「静岡市外郭団体方針書」において、環境公社に持続可能な社会の実現に向けた市の取組を補完・代替・支援する役割を求めています。具体的には、①ごみ収集運搬の確実な実施 ②4R・環境保全活動への貢献 ③し尿くみ取り業務の継続と適正な浄化槽維持管理の推進 ④廃棄物処理施設の円滑な運営です。

環境公社は、市が求める役割を具現化する目標を設定するとともに、その前提となる経営基盤の確立が必要です。

## ⑧ その他の課題

### ア) 国・県・関連部署、地域との連携体制の強化

ごみに関する問題は、国、県、関連部署や地域との連携体制の強化が重要となります。今後は、不法投棄対策や地震をはじめとする災害時における対応など、連携体制の強化に向けて取り組む必要があります。

### イ) 在宅医療廃棄物への対応

今後の高齢化の進展や医療の高度化により、在宅医療廃棄物の増加が懸念されることから、医療機関等（医師会等）と十分協議を行い、在宅医療廃棄物の取扱い方法を定めていますが、今後さらに周知及び定着を図る必要があります。

また、新たな種類の在宅医療廃棄物が発生した際には、再度医療機関等と協議を行う必要があります。

### ウ) 適正処理困難物の処理

本市処理施設で処理を行うと施設に重大な影響を与えるものを処理困難物として一般廃棄物処理実施計画において規定していますが、市の一般廃棄物に関する統括的な処理責任の観点から、これら処理困難物について適正処理を行う必要があります。

## エ) 環境学習などの普及啓発の推進

本市では、しずもーる沼上及びしずもーる西ケ谷を中心に、環境学習・環境体験を行い、市民の4R・ごみ減量意識を高める拠点として運営しています。今後も、普及啓発事業を充実し、より一層推進していく必要があります。



静岡市  
資源循環啓発施設  
4Rについて学習しよう!



### しずもーる沼上

(静岡市沼上資源循環学習プラザ)

- 講座、イベントの開催
- 環境大学





### しずもーる西ケ谷

(静岡市西ケ谷資源循環体験プラザ)

- 講座、イベントの開催
- 4Rの体験事業
- リユースマーケット



## オ) 災害廃棄物処理対策の推進

本市では、令和4年3月に静岡市災害廃棄物処理計画の見直しを実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図ってきました。しかしながら、令和4年9月の台風第15号により市内において浸水被害等が発生し、災害ごみの収集や仮置場の開設・運営などの災害廃棄物処理対応を経験し、これまで想定しなかった課題も確認されました。これらの経験を踏まえ、実効性のある計画とするための体制整備を行う必要があります。

### 3.2 人口及びごみ総排出量の将来予測

#### (1) 人口の将来予測

本市の人口の将来予測は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」による予測値をもとに推計しました。本市の将来人口は、令和3年度から12年度までの10年間で約6%減少すると予測されています（図 3-25参照）。

図 3-25 人口の将来予測

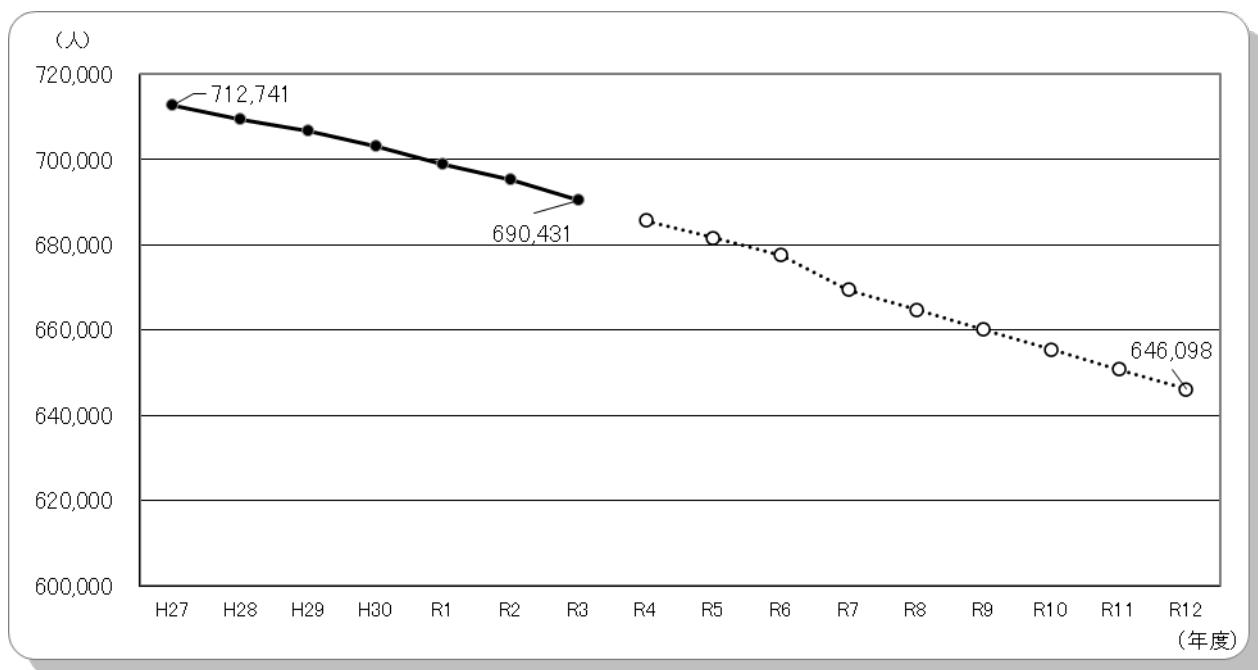


表 3-10 将来人口推計結果

単位：人

年度	住民基本台帳人口	国勢調査人口
実測値	H27	712,741
	H28	709,555
	H29	706,839
	H30	703,168
	R1	698,937
	R2	695,195
	R3	690,431
予測値	R4	687,518
	R5	683,474
	R6	679,430
	R7	671,342
	R8	666,654
	R9	661,967
	R10	657,279
	R11	652,592
	R12	647,904
備考	実績値：住民基本台帳（9月30日） 予測値：国立社会保障・人口問題研究所の予測値を令和2年度実績により補正	実績値：平成27年、令和2年国勢調査 予測値：国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成30年推計）

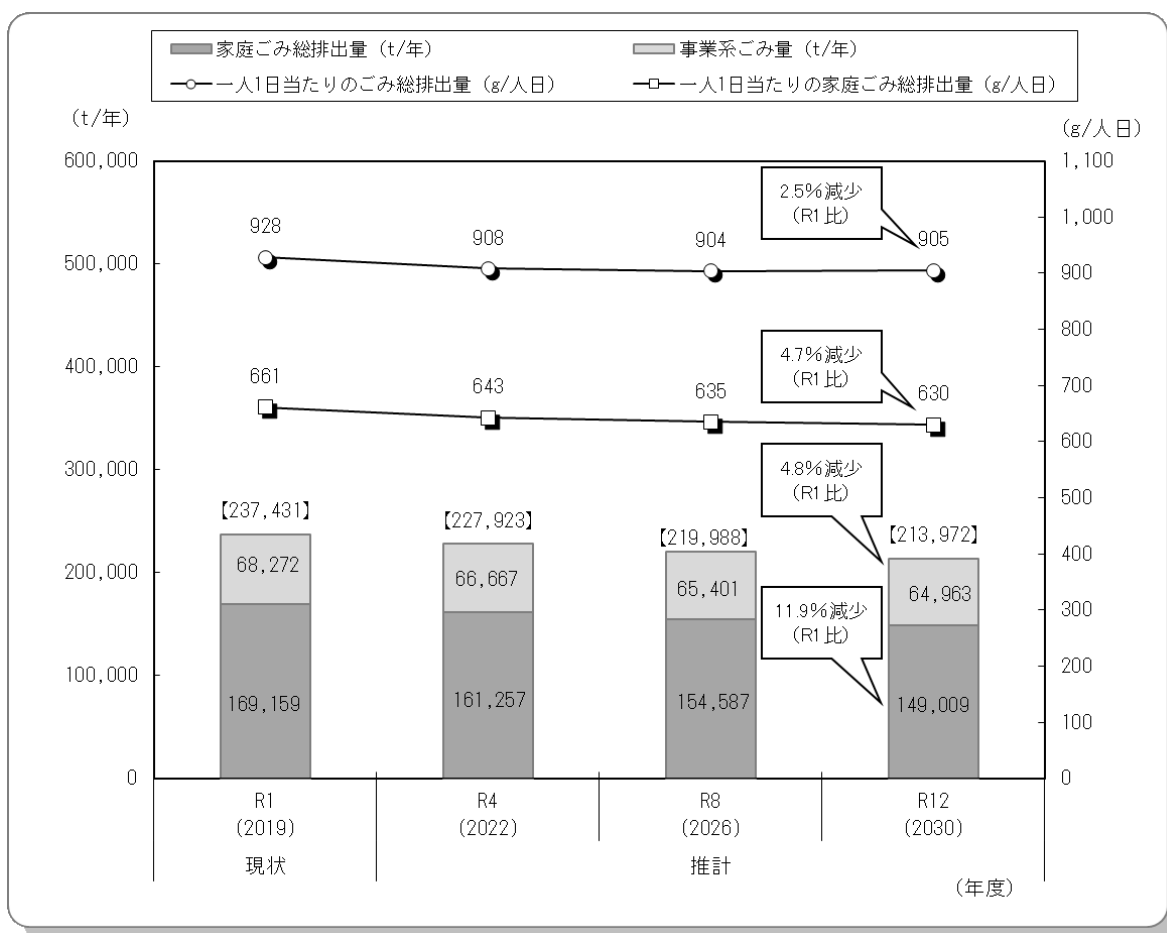
(2) ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

現状の施策のまま推移した場合の将来予測について、ごみ総排出量と一人1日当たりのごみ総排出量及び家庭ごみ総排出量を図3-26に示します。

家庭ごみ総排出量は、人口減少等の社会的要因もあり、令和12年度は元年度より11.9%減少すると予測されます。また、事業系ごみについても4.8%減少すると予測され、家庭ごみと事業系ごみを併せたごみ総排出量は9.9%減少すると予測されます。

また、令和12年度の一人1日当たりのごみ総排出量は、元年度より家庭ごみは4.7%、事業系を併せた総排出量は2.5%減少すると予測されます。

図3-26 ごみ総排出量等の将来予測（現状施策のまま推移した場合）





### 3.3 計画の基本フレーム

#### (1) 基本理念

## 「もったいない」で未来へつなげる循環型都市しずおかの創造

平成27年9月に「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択されました。

平成28年から令和12年までの国際目標となるこのSDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

このうち、「12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する」の分野は特に本計画との親和性が高く、『「もったいない」で未来へつなげる循環型都市しずおかの創造』を基本理念に掲げて様々な施策を展開していくことで、世界が目指す社会の実現につなげていきます。

そこで、本市においては、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルから循環型社会への転換を実践していくため、必要なモノ・サービスを、必要な人が、必要な時に、必要なだけ提供を受けられるまちづくりを「もったいない」を合言葉に広く実践していきます。

さらに、市民・事業者・行政が強力なパートナーシップを発揮し、それぞれの役割と責任を認識して、ごみの減量化・資源化のための各種施策を展開していくことで循環型都市を目指します。

図 3-27 持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標



出典：国連広報センター

## (2) 基本方針

『「もったいない」で未来へつなげる循環型都市しずおかの創造』を実現するために、基本方針を定め、各種施策の展開を図っていきます。

### 方針 1 すべての人で取り組む 4 R

本市では、①発生抑制（Refuse（リフューズ）＝すぐにごみになる物はもらわない・断る、作らない。）、②排出抑制（Reduce（リデュース）＝できるだけごみを出さない。）、③再使用（Reuse（リユース）＝まだ使える物は再使用する。）、④再生利用（Recycle（リサイクル）＝不要となったものを原材料などとして利用する）の4 Rの推進を進めてきました。

また、4 Rを一言で表す言葉、「もったいない」をキーワードに、これまで雑がみの重点回収・啓発や資源循環啓発施設での環境教育・体験学習などの各種施策を展開しており、市民・事業者の皆さんへも4 Rの取組が徐々に浸透し、シチズンシップ※も高まっています。今後は、より幅広い関係者とパートナーシップを築き、すべての人で取り組む4 Rを「もったいない運動」の中心としてさらに推進していくこととします。

※シチズンシップ：市民性、市民権。さらに、社会において、よりよい社会を実現するため、市民が社会の意思決定や運営の過程に積極的に関わろうという意識のこと。

#### 市民の役割

- ・レジ袋や使い捨てスプーンなどを断る（リフューズ）
- ・マイボトルを持ち歩き、容器包装を減らす（リデュース）
- ・リユースショップ等を積極的に利用する（リユース）
- ・資源ごみは分別して排出する（リサイクル）
- ・ごみの排出ルールへの順守
- ・事業者による資源回収への協力 など

#### 事業者の役割

- ・ペーパーレスを推進するなど、紙ごみの削減
- ・従業員に対する、ごみ減量やリサイクルに係る意識啓発の実施
- ・ごみの排出ルールへの順守
- ・環境に配慮した製品の開発、販売、利用 など

#### 市の役割

- ・市民、事業者によるごみ減量、リサイクル等に資する取組の推進
- ・一般廃棄物の循環的利用の促進
- ・市内で発生する一般廃棄物に係る中間処理（再資源化を含む）及び最終処分先の確保 など

## 方針 2 持続可能な廃棄物適正処理体制の確保

安心・安全な廃棄物処理を継続していくことは、市民生活の基盤にかかわる極めて重要な課題であることから、ごみの排出、収集運搬、中間処理、最終処分の全ての過程において今後も安定的な廃棄物処理を実施していきます。

さらには、長い将来にわたって安定的な廃棄物処理を行っていくために、本市における廃棄物処理事業の実施方法や既存の廃棄物処理施設の長寿命化などについて、費用対効果なども踏まえた効率的な処理体制の確保を図ります。

### (3) 数値目標

『「もったいない」で未来へつなげる循環型都市しずおかの創造』の実現に向けた各種施策の進捗状況を定量的に把握・評価するために、次の数値目標を設定します。

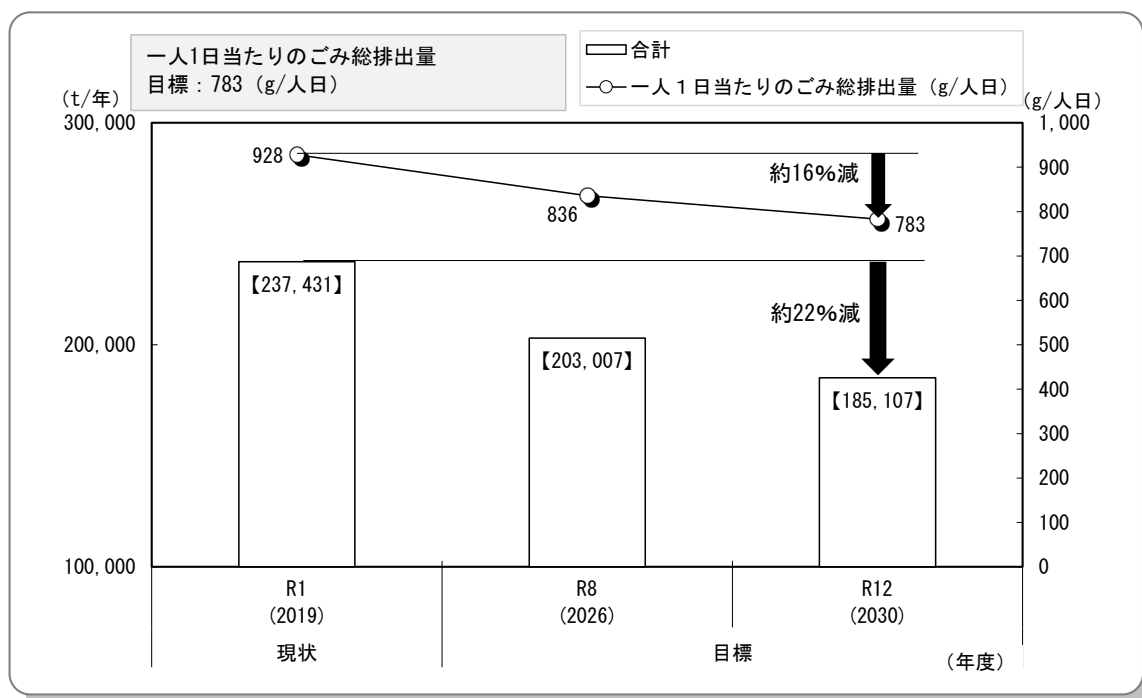
■ ごみ総排出量（家庭ごみ+集団資源回収+事業系ごみ）の減量化

目標：一人1日当たりのごみ総排出量 783g（令和12年度）

本市の一人1日当たりのごみ総排出量を、令和元年度の928gに対して12年度までに145g減（約16%減）の、783gとすることを目標とします。

中間年度の令和8年度までに、92gを減量し、836gを中間の目標とします。

図3-28 数値目標（一人1日当たりのごみ総排出量）



なお、現状値と目標値を直線で結ぶと令和7年度における目標値は850gとなり、国の循環基本計画における目標値（令和7年度：850g）と合わせた目標値としています。

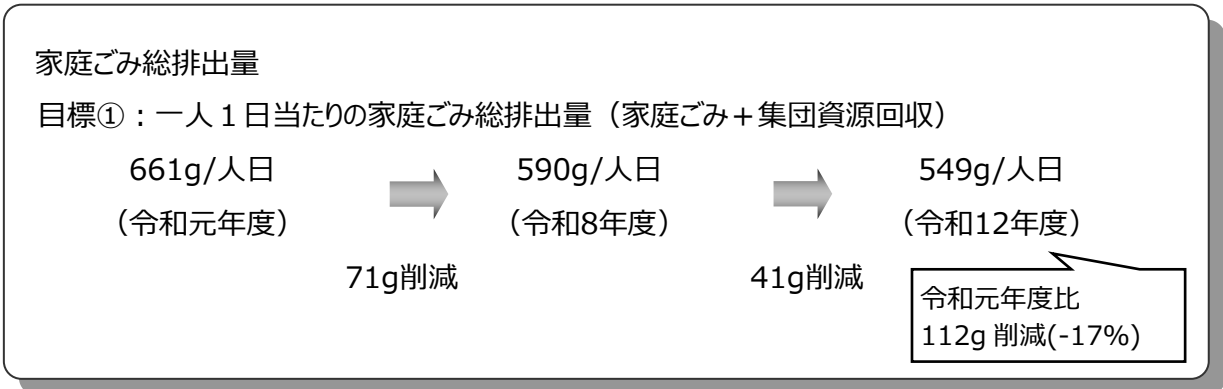
### (参考)

第四次循環型社会形成推進基本計画（環境省）

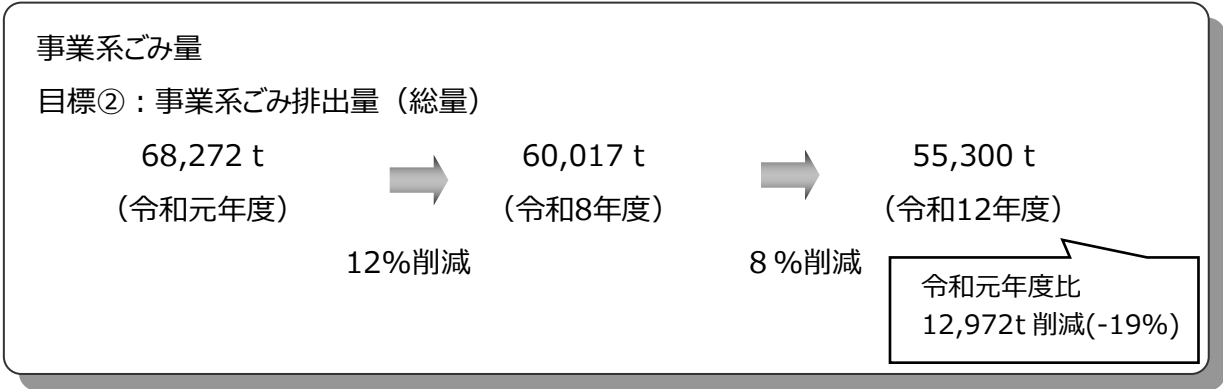
令和7年度目標

- 一人1日当たりのごみ排出量 約850g/人日
- 一人1日当たりの家庭ごみ排出量 約440g/人/日

また、一人1日当たりのごみ総排出量の目標783gを達成するために、一人1日当たりの家庭ごみ総排出量と事業系ごみ量について、それぞれ以下の個別目標を設定します。

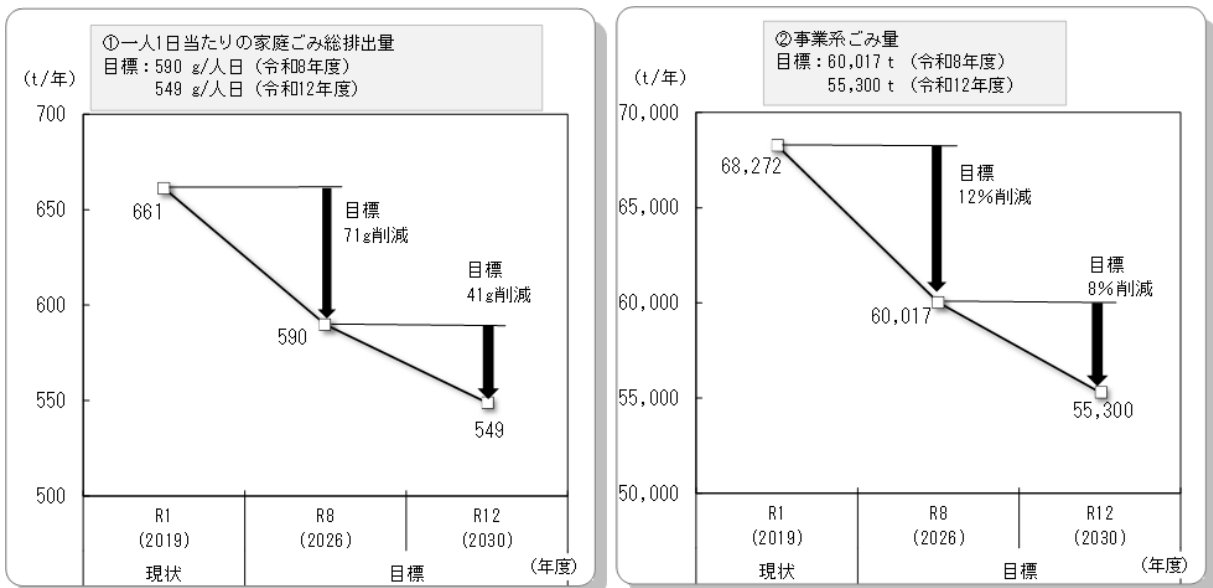


(削減量の目安：生卵Sサイズ1個の重さは、46g～52gです。中間目標までに生卵2個分、最終目標までにもう1個分、一人1日に出すごみの量を減らすことを目標とします。)



事業系ごみは、事業所の規模によってごみの排出量に差があることなどから、1事業所あたりではなく、総量に関する目標を設定することとします。

図3-29 個別の数値目標

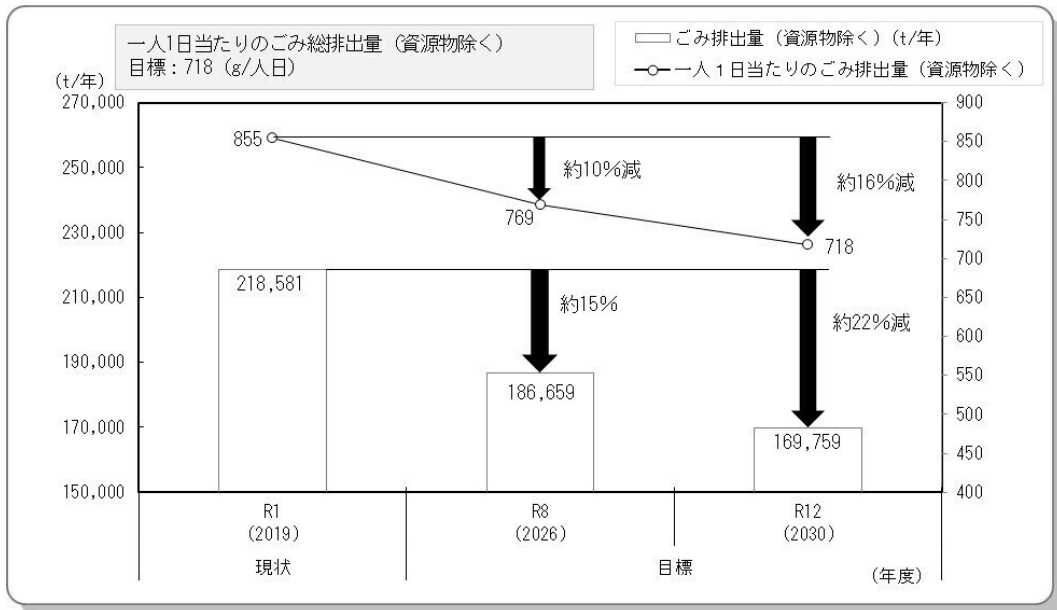


注) 家庭ごみ総排出量は、家庭ごみと集団資源回収の合計。

前述の数値目標においては、家庭から出る資源ごみ（びん・缶等）や集団資源回収も含めたごみ総排出量の減量を目標としましたが、資源物の分別を推進することによる減量効果を測るため、資源物を除いた場合の数値を、参考指標として次に示します。

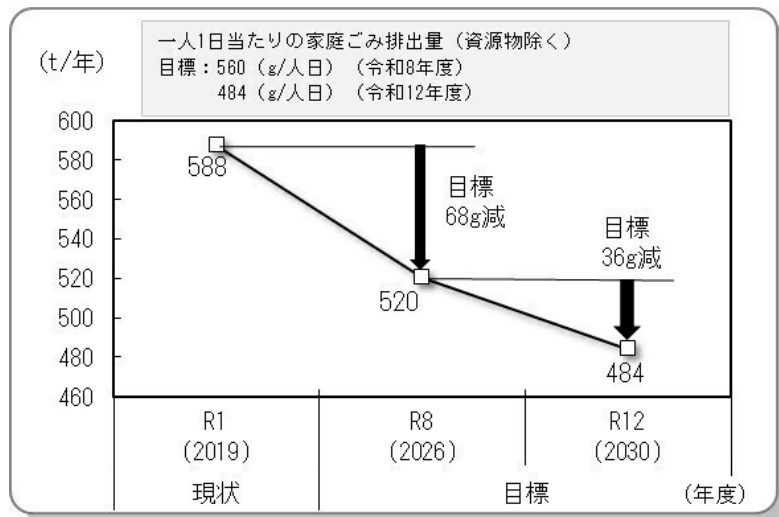
■ 参考指標：ごみ排出量（家庭ごみ+事業系ごみ）の減量化  
 一人1日当たりのごみ排出量（資源物除く） 718g（令和12年度（2030年度））

図3-30 一人1日当たりのごみ排出量（資源物除く）



■ 参考指標：家庭ごみ排出量の減量化  
 一人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源物除く）  
 588g（令和元年度） → 520g（令和8年度） → 484g（令和12年度）  
 68g 削減      36g 削減  
 令和元年度比 104g 削減

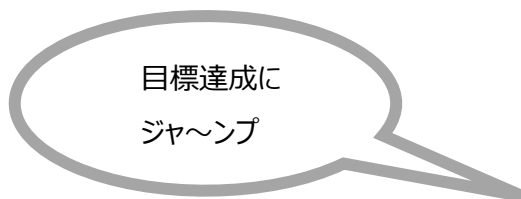
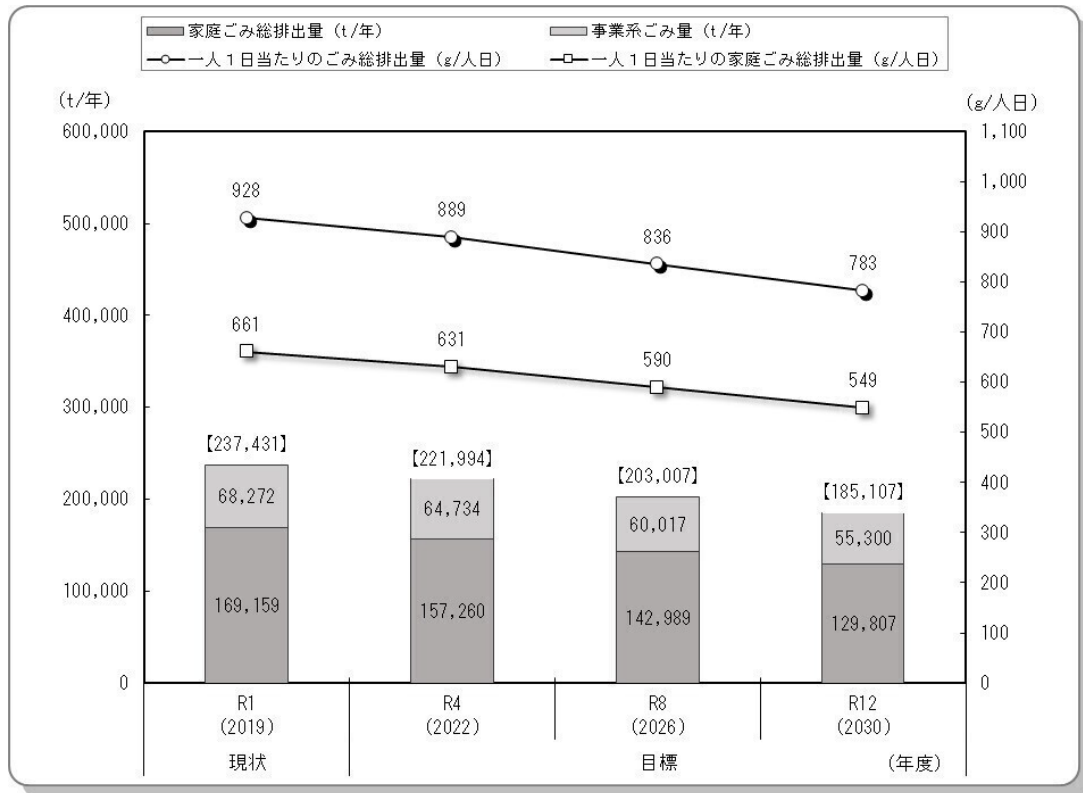
図3-31 一人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源物除く）



(4) 目標達成後のごみ総排出量の推移

目標を達成した場合のごみ総排出量の推移を図3-32に示します。

図3-32 目標達成後のごみ総排出量の推移



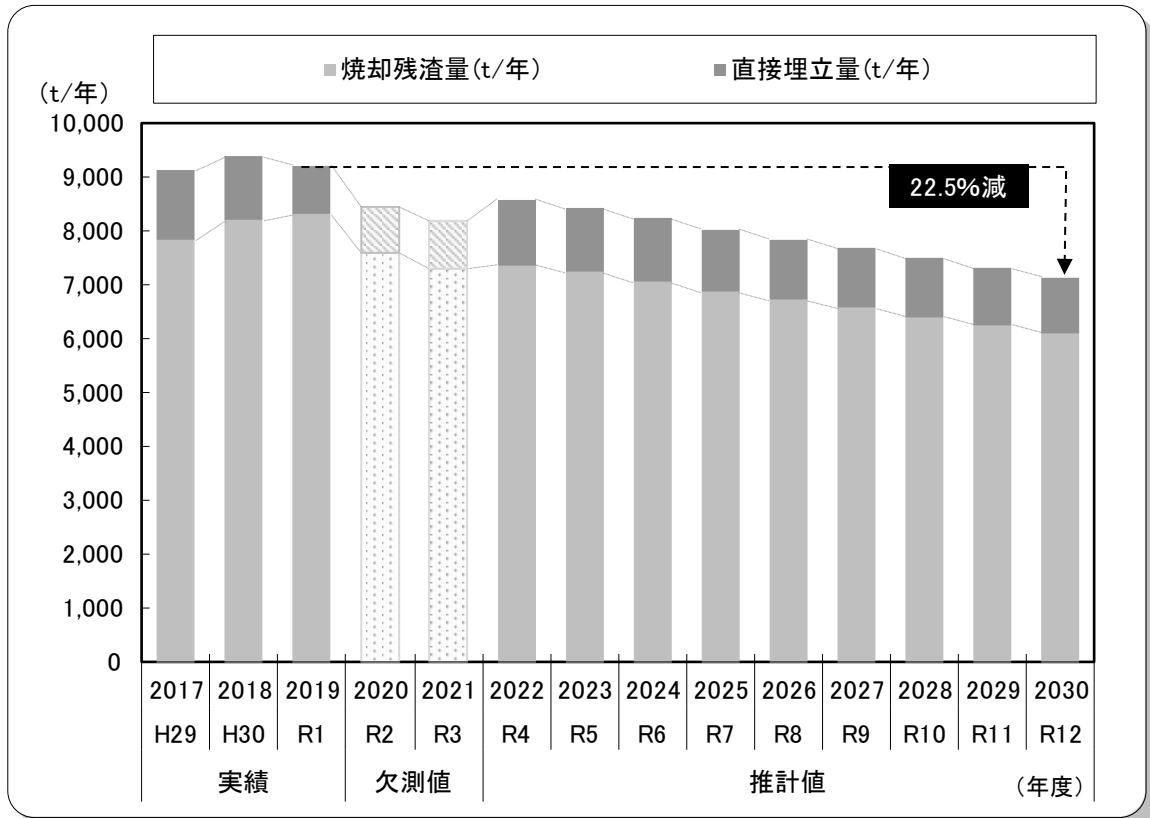
静岡市ごみ減量キャラクター  
しずもちゃん

(5) 目標達成後の最終処分量の推移（参考指標）

本市の最終処分量は、ごみ総排出量の減量化や、熔融スラグの使用促進などにより、減少傾向にあります。

本計画のごみ総排出量の減量化目標の達成後の最終処分量の推移を図3-33に示します。

図3-33 目標達成後の最終処分量の推移





### 3.4 基本施策と各施策

#### (1) 基本施策1 静岡版「もったいない運動」の推進

『「もったいない」で未来へつなげる循環型都市しずおかの創造』を実現するためには、市民及び事業者が積極的に4Rの推進に取り組むことが必要です。これに対して、本市は積極的な情報提供と支援を行い、市民・事業者との強力なパートナーシップを構築して、未来へつながる循環型の都市を目指します。

また、4Rの取組の中でも、特に、すぐにごみになるものはもらわない、断る、作らないという「発生抑制(Refuse(リフーズ))」に重点を置いて各種施策を展開していきます。

#### 家庭ごみの減量化・資源化に向けて、市民一人ひとりが取り組むべき行動の例

- ・買い物の際はマイバッグを活用し、レジ袋を断る
- ・物は大切に長く使うようにする、物は壊れても直して使うようにする
- ・なるべく長く使えるものを選ぶ
- ・使い捨て商品を買わないようにする、詰め替え商品を買うようにする

食品ロス削減を総合的に推進するため、令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されるなど、食品ロス削減への動きがさらに高まっています。こうした状況を踏まえ、本計画では「食品ロス、生ごみの削減」を重要施策とし、同法に基づく本市の「食品ロス削減計画」として位置付け、食品ロス削減への取組を強化します。

#### 施策1 食品ロス、生ごみの削減【強化】

##### ① 「もったいない 食品ロス」の意識の向上

市は、生ごみ減量の一環として、家庭可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を定期的に調査し、食品ロスの現状を市民に公表し、食品ロス削減の意識の向上を図ります。

また、食品ロス削減のための啓発として、教育機関等において食品ロス削減に取り組む企業と協働で出前授業・講座を実施するほか、フードドライブキャンペーンや啓発イベントの開催、しずもーる沼上では、小学校の清掃工場見学に合わせてごみ減量啓発講座等を実施します。さらに、飲食店等から発生する食品ロス削減のため「シズオカたべきり協力店」の登録を拡大するなど、公民連携のもと、食品ロス削減の意識向上を図り、実践行動につなげていきます。

##### ② 生ごみの減量化

市は、家庭可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量化に向けて、市民へ「3切り」を継続して推進します。「3切り」とは、「食材の使い切り」、「食品の食べ切り」、「生ごみの水切り」のことで、家庭から発生する生ごみの量を減らす2R（発生抑制、排出抑制）の取組です。市は、「3切り」や生ごみの堆肥化などの出前講座、イベント、分別ガイドブックへの掲載等あらゆる機会を活用した啓発を実施します。

市民は、それぞれのライフスタイルに合った形で、家庭において「3切り」や生ごみの堆肥化を実践し、食品ロスを減らす等、生ごみの減量化に取り組めます。



**食品ロスの削減にご協力ください。**

**たとえば・・・**

**フードドライブに参加してみよう！**

家庭で余っている食品を捨てるのではなく、食品が必要な方々に寄付する取組です。食品ロスの削減だけでなくだれかの役に立つことにつながります。

**すぐ食べるときは、商品棚の手前から取ろう！**

スーパーでは手前から順に期限の近い商品が置かれています。すぐ食べるなら、手前から取ることで、食品ロス削減につながります。

## 施策2 プラスチックごみの削減【強化】

### ① プラスチックごみの減量化

市は、プラスチックごみ削減に取り組む企業と協働で出前授業・講座を実施し、市民のプラスチックごみ問題への理解を深めます。また、啓発イベントを通じて、市民・事業者の使い捨てプラスチックごみの発生抑制意識の醸成を促進します。加えて、環境への負荷が低い製品の普及に向け、企業の取組等の紹介を行います。さらに、しずもーる沼上では、小学校の清掃工場見学に合わせてごみ減量啓発講座等を実施します。

また、プラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品の製造事業者及び排出事業者に求められている、プラスチック使用製品の製造段階における環境配慮や販売後の自主回収・再資源化及び排出抑制への取組について、多くの事業者がこれらに取り組めるよう、必要な支援を行います。

### ② 環境配慮型製品等の利用促進

プラスチックごみの削減と合わせ、バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックなど、環境負荷の低いプラスチックを用いた製品や、リサイクル製品など「環境配慮型製品」への需要の転換が求められています。転換を進めていくためには、環境配慮型製品等を供給面、需要面の両面から促進する施策を講ずることが重要です。そのため、市や事業者における環境配慮型製品等の優先的利用の取組について、必要な情報等を提供するなどにより促進していきます。

### ③ 家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの検討

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法において、地方公共団体の責務として規定されたプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に対する取組や、廃棄物分野においても、カーボンニュートラルや循環型社会の構築を強く求められるようになってきていることなど、プラスチックの処理について新たな視点での検討が必要です。

このような状況を踏まえ、現在可燃ごみに分類しているプラスチックごみについて、分別収集・リサイクルの実施を前提とした検討を開始し、令和7年度までに具体的な方針を示します。

#### ④ 事業者による自主回収等の推進によるリサイクルの促進

事業者は、拡大生産者責任の考え方に基づく取組や、プラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品の製造事業者及び排出事業者に求められている取組（環境配慮設計・自主回収・再資源化・排出抑制など）について、積極的に推進していく必要があります。市では、こうした事業者の自主的な取組に関する情報を、市民が容易に収集し、活用できるよう、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介し、事業者との連携協定の取組を活用するなどして、必要な支援を行います。

### 施策3 紙ごみの削減

#### ① 紙ごみの減量化

市は、家庭からの可燃ごみの約3割を占める紙ごみの減量に向けて、自治会などによる集団資源回収を引き続き奨励します。可燃ごみとして排出される紙ごみのうち、おおよそ半分が「雑がみ」等のリサイクル可能な紙類であることから、雑がみ等の分別排出を促すことによって、紙ごみは大きく減量化が可能となります。このため、しずもーる沼上を中心とした出前講座、イベント等を通じて、雑がみ等の分別排出、紙ごみの発生抑制、再生利用等を促す啓発を実施します。市民は、過剰包装を断る等の紙ごみの発生抑制、再生利用可能な紙類の分別の徹底等、紙ごみの減量化に取り組みます。

#### ② 古紙の集団資源回収等によるリサイクルの推進

現在、古紙の回収は、自治会などによる集団資源回収等により行われています。今後も、市民は積極的にこれら集団資源回収活動等へ参加するよう努め、市は回収活動等に対する奨励金の交付を通じて集団資源回収活動等がより活発に行われるよう支援します。また、事業者による自主的な拠点回収の取組に関する情報を市民が容易に収集し、活用できるよう、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介するなどして、リサイクルを推進します。

### 施策4 その他家庭ごみの削減・4Rの推進

#### ① 集団資源回収等への積極的な支援（一部再掲）

現在、古紙や古布等の回収は、自治会などによる集団資源回収により行われています。また、行政が実施するびん・缶等資源ごみの回収も、自治会などの分別・排出への協力により行われています。今後も、市民は積極的にこれら集団資源回収活動等へ参加するよう努め、市は回収活動等に対する奨励金の交付を通じて集団資源回収活動等がより活発に行われるよう支援します。

#### ② 小型家電リサイクルの実施

市では、使用済小型家電を市内の各施設に設置された専用の回収ボックスにて分別収集し、リサイクルを実施しており、この情報について、ごみの出し方分別ガイドブック、静岡市ごみ分別アプリ「ごみなび」、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの広報媒体を活用して、積極的な周知を行います。市民は回収ボックスを積極的に利用するよう努めます。

### ③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進

市民、事業者、市がそれぞれの立場で積極的にリサイクルを実施することで、本市におけるリサイクルを総合的に推進します。特に事業者においては、拡大生産者責任の考え方に基づく取組やプラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品の製造事業者及び排出事業者に求められている取組（環境配慮設計・自主回収・再資源化・排出抑制など）について積極的に実施していくことが必要です。市では、こうした事業者の自主的な取組に関する情報を、市民が容易に収集し、活用できるよう、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介し、事業者との連携協定の取組を活用するなどして、必要な支援を行います。

## 施策5 4 R 推進に向けた協働の推進・体制づくり

### ① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量

市は、企業と連携し、ごみ減量に関する各種啓発を実施することで、市民・事業者双方の環境意識醸成を図ります。また市は、事業者が自主的に行う「環境配慮設計・自主回収・再資源化・排出抑制」などの取組やごみ減量につながるサービス・商品等について、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介するなど、必要な支援を行います。市民は、これらの情報を活用するなどにより、ごみの減量に取り組みます。各主体は、ごみ減量にかかる取組情報の共有を図るとともに、4 R 推進に向けた協働体制を構築します。

### ② 廃棄物政策に係る市民意見の聴取

本市では、「静岡市市民参画の推進に関する条例」の定めるところにより市民意見の聴取を行い、政策に取り組んでおります。一般廃棄物政策については、一般廃棄物の減量等に関する事項その他清掃事業に係る重要な事項を審議するための附属機関である「清掃対策審議会」において、市民公募委員を委嘱するほか、自治会などの代表者を委員とすることで、市民意見を聴取しています。今後も、市民意見及び清掃対策審議会での審議を尊重し、各種施策を展開します。

### ③ 環境美化活動の推進

本市では、海洋プラスチックごみの抑制にもつながる環境美化運動の一環として、環境美化ボランティアによる安倍川・藁科川・興津川での清掃活動を通じ、河川の環境保全を図り、もって河川環境に対する市民の意識の高揚に寄与することを目的とした河川環境アドプトプログラムや、駿河区石部から高松地域の海岸等を地域住民自らが清掃美化を行う海岸一斉清掃の取組、地域団体による三保海岸清掃など、市内各地でボランティア清掃が活発に行われています。市民や事業者は、こうしたボランティア清掃などの環境美化活動に積極的に参加することが求められます。市はこのような環境美化活動を支援し、市民・事業者の環境美化意識を一層高めていきます。

#### ④ 廃棄物減量等推進員活動の推進

市は、市と地域のごみ減量活動等のパイプ役として活動していただくために、自治会などから推薦された市民を廃棄物減量等推進員として委嘱します。

廃棄物減量等推進員は、地域におけるごみの減量化・資源化の推進、家庭ごみ集積所における分別及び排出マナーの啓発、集団資源回収の推進などの活動を行うこととし、市は、廃棄物減量等推進員同士の情報交換の場を設けることや、活動内容を広報媒体で紹介するなど、廃棄物減量等推進員の活動を支援します。

#### ⑤ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲）

市民、事業者、市がそれぞれの立場で積極的にリサイクルを実施することで、本市におけるリサイクルを総合的に推進します。特に事業者においては、拡大生産者責任の考え方に基づく取組やプラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品の製造事業者及び排出事業者に求められている取組（環境配慮設計・自主回収・再資源化・排出抑制など）について積極的に実施していくことが必要です。市では、こうした事業者の自主的な取組に関する情報を、市民が容易に収集し、活用できるよう、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介し、事業者との連携協定の取組を活用するなどにより、必要な支援を行います。

### 施策6 情報発信・環境教育・意識啓発・実践行動の推進

#### ① 広報媒体を活用した情報の発信

市は、暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルの工夫に係る情報について、ごみの出し方分別ガイドブック、静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」、広報紙「静岡気分」や報道機関、ホームページ及びSNSなどの広報媒体を活用して、積極的に情報を発信します。

#### ② 環境教育の推進、環境意識の向上、実践行動の促進

市は、地域・学校・企業で主体的に活動できる「環境学習リーダー」の人材育成を図る環境大学の開講、企業や教育機関と連携した出前授業や啓発イベントの開催等、幅広い層へ環境学習の機会を提供します。また、廃棄物の減量等に関する学習及び体験並びに環境の保全に関する学習の場として、しずもーる沼上・西ヶ谷を設置し、指定管理者である環境公社の有する専門性等を活かした学習を実施しています。

具体的には、幅広い世代に向けたごみ減量啓発講座、ごみの減量等の環境学習プログラム、清掃工場見学等の学習支援・相談を教育機関等へ展開しています。その他にも、リサイクル体験など様々な啓発活動を通じて、市民の環境意識を高め、市民の実践行動を促します。

### ③ 家庭可燃ごみ組成調査の実施及び結果の周知

市は、家庭可燃ごみの現状を把握するため、定期的に家庭可燃ごみの組成調査を実施します。この調査により、家庭可燃ごみに含まれる食品ロスの割合や、リサイクルが可能な紙ごみの混入割合、プラスチックごみの組成などを把握し、調査結果を市民に公表するとともに、各種施策の検討資料として活用していきます。

## 施策 7 将来を見据えた廃棄物行政のあり方の検討【強化】

### ① 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討（一部再掲）

ごみの収集方法については、ごみの発生状況や収集効率、社会・地域の実情などに加え、令和 4 年 4 月に施行されたプラスチック資源循環促進法において、地方公共団体の責務として規定されたプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に対する取組や、廃棄物分野においても、カーボンニュートラルや循環型社会の構築を強く求められるようになってきていることなど、プラスチックの処理について新たな視点での検討が必要です。

このような状況を踏まえ、現在可燃ごみに分類しているプラスチックごみについて、分別収集の実施を前提とした検討を開始し、令和 7 年度までに具体的な方針を示します。併せて、現在、葵区・駿河区（旧静岡市）と清水区（旧清水市）で異なるごみの排出ルールの一統化についても検討します。

### ② 家庭ごみの有料化の検討

本市では、家庭ごみの有料化は、新たに市民に対して負担を強いることになること、また、有料化以外の手法によりごみの減量化の実績があることなどから実施していません。

一方で、本市は令和 2 年 12 月に 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言するなど、廃棄物分野としてもカーボンニュートラルへの取組が必要となっていることに加え、令和 4 年 4 月に施行されたプラスチック資源循環促進法により、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずることを求められました。

このように、廃棄物分野においても、カーボンニュートラルや循環型社会の構築を強く求められており、今後、新たに環境配慮のための経費の増加が見込まれます。

これらのことを勘案し、家庭ごみ有料化について、新たな廃棄物施策のための経費、ごみの減量化、分別意識の向上、費用負担の公平性の確保などの観点から、引き続きその必要性を検討します。

## (2) 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

事業者は、その事業活動に伴って排出するごみを、排出者責任の原則に則って処理（減量化・資源化、適正処理）をしなければなりません。

### 施策1 事業系ごみの減量化・再資源化の推進【強化】

#### ① 拡大生産者責任の徹底によるごみ減量の推進

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという拡大生産者責任の考え方は、循環型社会形成推進基本法に導入され、各種リサイクル法が制定されました。また、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法においては、プラスチック使用製品の製造事業者に対し、リサイクルに資する取組や製品設計段階での環境配慮が求められています。このことから、事業者は自らの責任において、ごみとなるものを発生させない製品の開発や販売、製品や容器が再使用・再生利用されやすいような仕組みの整備、販売した商品で使用後に再使用・再生利用可能なものの自主回収などに努める必要があります。市は事業者に対して、これらの取組が促進されるよう、必要な支援を行います。

#### ② 多量排出事業所への指導の徹底

静岡市一般廃棄物多量排出事業所減量化指導要綱に基づき、3,000m<sup>2</sup>以上の事務所等、及び1,000m<sup>2</sup>以上の店舗（以下「一般廃棄物多量排出事業所」といいます。）を対象として立入調査、減量化計画書の提出、管理責任者の選任を指導しています（対象：約330事業所、年間立入件数：約100事業所）。

今後も、一般廃棄物多量排出事業所に対するごみ減量化などを促す指導を引き続き実施します。

#### ③ 事業系ごみの適正排出・分別の徹底

本市の事業所は、従業員数30人未満の中小規模の事業所が9割以上と多いことから、商工会議所などの関係団体を通じて、ごみの適正な排出方法及び分別方法に関する啓発チラシの配布や会報誌への記事掲載を行い、事業系ごみの適正排出及び分別の徹底を働きかけます。また、事業系ごみの半分以上を占める紙類には、リサイクル可能な紙類が約8割含まれています。紙類については、清掃工場への問い合わせ時にリサイクルルートを推奨するなどを行い、さらなる分別・資源化を推進します。また、今後は清掃工場への搬入制限等を含め、新たな施策を検討していきます。

さらに、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品の製造事業者及び排出事業者に求められている取組（環境配慮設計・自主回収・再資源化・排出抑制など）について、多くの事業者がこれらの取組を実施できるよう、市は必要な支援を行います。

#### ④ 事業系ごみの新たな再資源化手法への誘導

排出事業者は自らの責任において、発生する廃棄物の再資源化に努めることが必要です。そのため市は、一般廃棄物の再資源化にかかる廃棄物処理等の新たな許可制度のあり方を検討するなど、資源化のための仕組みを構築します。また、排出事業者に対し、再資源化手法や再資源化ルートを紹介し誘導するなど、事業系ごみの再資源化を促進する取組を実施します。

### 施策2 自己処理責任の徹底

#### ① 自己処理責任の周知

事業系ごみ排出実態調査の結果などからは、産業廃棄物と一般廃棄物を分けずに排出する、家庭ごみと事業系ごみを分けずに排出するなど、不適正排出が多い現状が明らかになっています。

すでに述べているとおり、事業系ごみは排出者責任の原則にもとづき、事業者自ら処理を行うべきものであることから、自己処理責任の徹底が図られるよう、周知します。

#### ② 搬入調査実施の徹底

不適正排出に対する指導を徹底するため、収集運搬許可業者や排出事業者自らが、清掃工場へ搬入する際の搬入調査を実施します。

#### ③ 家庭ごみ集積所への不適正排出に対する周知・指導の徹底

産業廃棄物が混在している事業所用ごみ袋など、不適正排出物の収集は行いません。また、不適正排出物の開封調査等により排出者が判明した場合には適正処理を指示するなど、家庭ごみ集積所における不適正排出に対する周知・指導を徹底します。

#### ④ 事業系ごみ処理手数料の見直し

事業系ごみ処理手数料については、社会情勢を勘案しつつ、ごみ処理原価に基づく一定の改定ルールに則り、定期的に点検し見直しを図ることで、事業系ごみの処理に対する適正な料金の設定を行います。

#### ⑤ 事業所用ごみ袋制度のあり方の検討

現在、本市では、収集運搬許可業者が導入している事業所用ごみ袋制度のほか、葵・駿河区では、市指定事業所用ごみ袋を使用して家庭ごみ集積所に事業系ごみを排出できる制度を導入しています。

前述のとおり、現状では不適正排出が多いことから、ごみの分別方法及び収集運搬許可業者によるごみ袋制度など適正なごみ処理方法を、事業者へ広く周知をします。また、市指定及び民間の事業所用ごみ袋の利用状況、市域の特性等を踏まえ、本市域の事業所用ごみ袋制度について、事業系ごみの適正かつ効率的な収集・処理のため、あり方を検討していきます。



## ⑥ 本市が処理する産業廃棄物の品目

本市が処理する産業廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画で規定することとします。

### 施策3 4 R 推進に向けた協働の推進・体制づくり

#### ① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量（再掲）

市は、企業と連携し、ごみ減量に関する各種啓発を実施することで、市民・事業者双方の環境意識醸成を図ります。また市は、事業者が自主的に行う「環境配慮設計・自主回収・再資源化・排出抑制」などの取組やごみ減量につながるサービス・商品等について、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介するなど、必要な支援を行います。市民は、これらの情報を活用するなどにより、ごみの減量に取り組めます。各主体は、ごみ減量にかかる取組情報の共有を図るとともに、4 R 推進に向けた協働体制を構築します。

#### ② 廃棄物政策に係る事業者意見の聴取（一部再掲）

本市では、「静岡市市民参画の推進に関する条例」の定めるところにより事業者意見の聴取を行い、政策に取り組んでおります。一般廃棄物政策については、一般廃棄物の減量等に関する事項その他清掃事業に係る重要な事項を審議するための附属機関である「清掃対策審議会」において、事業者の代表者を委員とすることで、事業者意見を聴取しております。今後も、事業者意見及び清掃対策審議会での審議を尊重し、各種施策を展開します。

#### ③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲）

市民、事業者、市がそれぞれの立場で積極的にリサイクルを実施することで、本市におけるリサイクルを総合的に推進します。特に事業者においては、拡大生産者責任の考え方に基づく取組や、プラスチック資源循環促進法において、プラスチック使用製品の製造事業者及び排出事業者に求められている取組（環境配慮設計・自主回収・再資源化・排出抑制など）について、積極的に実施していくことが必要です。市では、こうした事業者の自主的な取組に関する情報を、市民が容易に収集し、活用できるよう、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介し、事業者との連携協定の取組を活用するなどして、必要な支援を行います。

### 施策4 情報発信、意識啓発の推進

本市は、事業者自らが実行できるごみ減量や前述の施策に係る情報について、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの広報媒体に加え、市政出前講座などの様々な機会を通じ、積極的な情報提供を行います。事業者は、これらの情報を活用し、積極的にごみ減量やリサイクルの実施などに努めます。

### (3) 基本施策3 適正な収集運搬・処理体制の整備

ごみ処理事業の大前提は、市民生活に支障が生じないようにごみを適正に処理することです。

そのため適正かつ持続可能な収集運搬・処理体制を整備することは、本市のごみ処理事業の根幹であると言えます。

#### 施策1 収集運搬体制の整備【強化】

##### ① 家庭ごみの収集運搬体制の整備

家庭ごみの収集運搬については、従来どおり本市の処理責任のもと、適正かつ効率的な業務運営を持続的に行うことができる収集運搬体制の整備を行っています。

収集運搬体制の整備に当たっては、静岡市職員適正配置計画のもと、減少していく職員数の状況に応じ委託化を図るとともに、災害等の緊急時のリスク管理の重要性も含めて、今後の市全体の収集運搬業務のあり方を十分に検討し、本市の処理責任を担保できる持続可能な運営体制を確保します。

委託化については、廃棄物処理法施行令に規定される委託基準に基づき、安定して継続的な業務運営の確保を基本的な考え方として、可燃ごみの完全委託化を令和3年度に完了しました。さらに、不燃・粗大ごみについても令和9年度までに完全委託化を目指します。

また、一時に多量に発生する一般廃棄物（以下「一時多量ごみ」といいます。）については、自らが運搬、又は収集運搬許可業者が担うこととします。廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬に関する許可については、一時多量ごみの発生量が現在の収集運搬許可業者の能力を上回る見込みはないことから、新たな許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車も行いません。ただし、住民サービスの向上に資すると本市が認める場合は、必要に応じて許可することができるものとします。

##### ② 一般廃棄物収集運搬許可のあり方

事業系一般廃棄物の収集運搬は、自らが運搬、又は収集運搬許可業者が担うこととします。

廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の収集運搬許可業者の能力を上回る見込みはないことから、新たな許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車も行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、収集された廃棄物が最終的に有効利用（活用）されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて許可します。また、当面の間は現在の収集運搬許可業者の許可区域を維持しますが、段階的に本市全体とするよう検討を進めます。

（許可業者数：49者、許可台数：259台。令和4年4月1日現在）

③ 優良事業者（許可業者）制度の活用

本市は、業界団体との協議を重ね、事業者・市民が信頼、安心して業者を選択することができる「静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度」を令和４年１月に創設しました。この制度について、積極的に事業者・市民へ周知し活用を促し、優良認定事業者数の増加を図ることで、事業者等における一般廃棄物の適正処理を促進します。

（令和４年４月１日時点認定事業者数：10事業者）

④ （一財）静岡市環境公社の経営基盤の確立

環境公社には、市のパートナーとして家庭ごみを確実に収集するとともに、災害時におけるセーフティネット機能の発揮が求められます。

環境公社は、永続的にその役割を果たすため、「静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針」及び前述の「静岡市外郭団体方針書」を踏まえた経営計画に基づき、経営基盤の確立を図ります。市は、その経営計画に基づき、団体の役割が果たされているかを評価し、必要な関与を行い、環境公社とともに市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

⑤ 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討（再掲）

ごみの収集方法については、ごみの発生状況や収集効率、地域の実情などに加え、令和４年４月に施行されたプラスチック資源循環促進法において、地方公共団体の責務として規定されたプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に対する取組や、廃棄物分野においても、カーボンニュートラルや循環型社会の構築を強く求められるようになっていることなど、プラスチックの処理について新たな視点での検討が必要です。

このような状況を踏まえ、現在可燃ごみに分類しているプラスチックごみについて、分別収集の実施を前提とした検討を開始し、令和７年度までに具体的な方針を示します。併せて、現在、葵区・駿河区（旧静岡市）と清水区（旧清水市）で異なるごみの排出ルールの統一化についても検討します。

## 施策2 中間処理体制の整備

### ① 沼上清掃工場の整備

沼上清掃工場は、一般的に焼却施設の耐用年数が20～25年といわれる中、既に稼働開始から27年（平成7年度稼働開始。令和4年3月時点）が経過しました。

設備の老朽化に伴い増加する維持管理コストを、工場の運転に支障が出ない範囲内で低く抑えながら長寿命化を図るため、長寿命化総合計画に基づき、令和元年度から基幹的設備改良工事に着手し、5年度に完了する予定です。

### ② 西ヶ谷清掃工場の整備

西ヶ谷清掃工場は、平成22年4月から本格稼働し、令和2年度に個別施設計画を策定しました。

耐用年数の折り返し時期に差し掛かることから、令和12年度を目途に、施設の安定的な稼働のための中規模改修を検討していきます。

### ③ 沼上資源循環センターの整備

沼上資源循環センターは、平成22年4月から稼働しています。今後、令和6年度（稼働後14年）までに長期修繕計画を策定する予定です。

また、令和7年度を目途に、施設の安心・安定・安全な稼働のため中規模改修を検討していきます。

### ④ 効率的な施設の運営

本市中間処理施設については、ごみ量の推移、ごみ処理の維持管理コスト及び技術革新等を踏まえ、随時、適切かつ効率的な施設運営の検討を進めます。特に、し尿処理施設については、施設の老朽化や、し尿や浄化槽汚泥の処理量が年々減少している状況等を勘案し、統廃合を含めた検討を行います。

### ⑤ 一般廃棄物中間処分業の許可と施設設置許可のあり方

廃棄物処理法第7条第6項に基づく一般廃棄物の中間処分業に関する許可については、一般廃棄物の発生量が現在の処理施設（本市及び中間処分許可業者）の処理能力を上回る見込みがないことから、基本的には新たな許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて許可します。

（許可業者数：4者。令和4年4月1日現在）

また、一般廃棄物処理施設の設置については、基本的には本市が設置するものとし、廃棄物処理法第8条第1項に基づく設置許可については、事業者による自己処理施設の設置を除き、新たな許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて許可します。

（許可施設数：5施設。令和4年4月1日現在）

#### ⑥ 清水清掃工場の跡地整備

平成22年2月に稼働を停止した清水清掃工場の跡地では、市民が不燃・粗大ごみ、資源ごみを持ち込む清水ごみ受付センターが稼働しています。今後、（仮称）清水ストックヤードを整備し、新たな清水ごみ受付センターとして運営します。

### 施策3 最終処分場の整備

本市の最終処分場の残余年数は、令和4年10月時点で約4年程度と見込まれていますが、清掃工場が発生する焼却灰の溶融スラグ化とその利活用や、飛灰処理で使用する消石灰の使用量の適正化などにより、最終処分量の減少による長寿命化を図っており、今後も最終処分量の極少化に向けて新たな技術の有用性の調査・研究を行います。

すでに述べたとおり、本市の最終処分場の残余年数は4年程度と見込まれていることから、新たな最終処分場として沼上最終処分場の背後地へ整備を進めます。

また、新たな最終処分場の埋立年数は、概ね15年程度となることから、今後の本市の廃棄物処理が滞ることがないよう、臨海部・内陸部を含めた最終処分場候補地の選定を進めていきます。

また最終処分場は、埋立終了後も浸出水等の水質が基準に適合するまで長期間浸出水処理施設を稼働し続ける必要があるため、同処理施設の機器設備や水槽等の大規模改修を実施します。

なお、最終処分場の設置については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的には本市が設置するものとし、廃棄物処理法第7条第6項に基づく一般廃棄物最終処分業の許可、及び廃棄物処理法第8条第1項に基づく一般廃棄物最終処分場の設置については、新たな許可は行いません。

（許可施設数：1施設。令和4年4月1日現在）

#### (4) 基本施策4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組

ごみ処理事業を未来へつなげていくためには、環境負荷の低減が重要な課題となっています。そのため、市民生活に支障が生じないように安定的にごみ処理事業を進めるとともに、環境低負荷型のごみ処理事業の確立に向けて取り組む必要があります。

##### 施策1 清掃工場での余熱利用

###### ① 余熱利用等による発電の実施

沼上清掃工場と西ヶ谷清掃工場では、ごみの焼却及び熔融により生じた廃熱をボイラー設備で回収し、発生した蒸気で発電を行い、余剰電力については小売電気事業者へ売却しています。売却された電気は、静岡市の公共施設へ送電され、電力エネルギーの地産地消が行われています（VPP<sup>※</sup>）。

これにより、電力会社からの受電がわずかとなるため、温室効果ガスの一つであるCO<sub>2</sub>の削減に大きく貢献しています。

※VPP（バーチャル パワー プラント）：再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等のエネルギー設備と、公共施設の電気使用の取組を総合的に制御し、一つの発電所のように機能させること。

###### ② その他の余熱利用

沼上清掃工場と西ヶ谷清掃工場では、発電以外でも、近隣公共施設へ熱供給するなど、余熱を有効利用しています。

表3-11 余熱利用状況

	沼上清掃工場	西ヶ谷清掃工場
定格出力	8,390kW発電	14,000kW発電
利用状況 (直接利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場内の給湯/冷暖房</li> <li>・静岡市ふれあい健康増進館（ゆ・ら・ら）へ熱供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場内の給湯</li> <li>・しずもーる西ヶ谷へ熱供給</li> <li>・静岡市西ヶ谷総合運動場（屋内プール）へ熱供給</li> </ul>

（\* 発電電力量と売電電力量の推移については、P.23、図3-17を参照）

## 施策2 溶融スラグの有効利用

### ① 本市公共工事での利用

西ケ谷清掃工場では、年間約15,000tの溶融スラグが生成されます。溶融スラグのより一層の利用推進を図るため、本市として溶融スラグを利用していく基本姿勢を明確にするとともに、ISO14001に準じた「静岡市環境マネジメントシステム」の中に、静岡市溶融スラグ利用指針を制定しています。今後、継続して本市公共事業での利用拡大に取り組みます。

### ② 新たな有効活用ルートの模索

令和4年3月に本市溶融スラグが全国で初めて肥料として本登録されたことで、溶融スラグの利用方法の拡大につながりました。今後も肥料化や本市公共工事での利用だけでなく、新たな利用方法について研究を推進します。

#### 溶融スラグの有効活用

溶融スラグ肥料が、全国で初めて  
農業用肥料として登録されました！  
(令和4年3月)



#### 《これまでの経緯》

平成29年に西ケ谷清掃工場で生成された溶融スラグが全国初の農業用肥料としての仮登録を受け、平成31年にはJA経済連を通じて溶融スラグ肥料の販売が開始されました。その後、生産農家の利用実態調査、農林水産省や農林水産消費安全技術センター（FAMIC）との度重なる協議を経て、令和4年3月25日、「肥料の品質の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき、溶融スラグ肥料が本登録されました。これにより、静岡市発の一般廃棄物の肥料化の流れが全国へ拡大し、循環型社会の形成に多大な貢献をもたらすことが期待されています。

#### 《溶融スラグ肥料の効果》

稲作においては茎が太く丈夫になるという効果が確認されたことにより、台風による災害や病気に強くなり、収穫量の増加につながりました。

また、ケイ酸成分を必要とする植物にも効果があることから、農業分野においては、ワサビやマコモダケ、近年ではゴルフ場の芝生の育成など、様々な利活用が進められています。

さらに、海洋分野においても溶融スラグを含んだ藻場ブロックには、海藻類育成効果が確認されており、活用に向けて研究が進められています。

### 施策3 プラスチックごみ焼却の抑制（再掲）【強化】

プラスチック資源循環促進法において、地方公共団体の責務として規定されたプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に対する取組や、廃棄物分野においても、カーボンニュートラルや循環型社会の構築を強く求められるようになっていることなど、プラスチックの処理について新たな視点での検討が必要です。このような状況を踏まえ、現在可燃ごみに分類しているプラスチックごみについて、分別収集の実施を前提とした検討を開始し、令和7年度までに具体的な方針を示します。加えて、同法において、プラスチック使用製品の製造事業者及び排出事業者に求められている、プラスチック使用製品の製造段階における環境配慮や販売後の自主回収・再資源化及び排出抑制への取組について、多くの事業者がこれらに取り組めるよう、市は必要な支援を行います。



## (5) 基本施策 5 廃棄物適正処理の徹底

市内で排出されるごみの中にはその処理が困難なものもありますが、一般廃棄物の統括的処理責任は市町村にあることから、本市では市民生活に支障が生じないうちに不法投棄物などに適正に対応します。

### 施策 1 不法投棄対策

#### ① 不法投棄防止対策の徹底

本市では、廃棄物監視機動班による不法投棄監視パトロールや消防ヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄禁止の啓発活動や看板設置などの防止対策を行うとともに、自治会などからの推薦を受けて委嘱する山間地等廃棄物不法投棄監視員と協力し、山間地等の不法投棄防止対策に取り組みます。

一方、市民・事業者は、自らが所有・管理する土地に不法投棄されないよう、所有・管理する土地の清潔さを保持し、柵の設置などにより投棄者の侵入の防止に努めます。

#### ② 不法投棄物の処理

不法投棄物を発見した場合には、警察等関係機関と共同で調査し、投棄者が判明した場合には、当然その投棄者に適正に処理をさせますが、投棄者が判明しない場合には、その土地の所有者・管理者の責任により処理することになります。

#### ③ 関係機関との連携

警察や郵便局、隣接自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止の強化に努めます。また、不法投棄監視ウィーク等において市民・事業者・行政、その他関係機関が一体となって監視や防止のための啓発活動を実施することとします。

### 施策 2 区域外処理

本市では、一般廃棄物の処理は自区内処理を原則として取り組んでいますが、一部のごみや資源物について適正処理の推進のため定常的に区域外処理をしています。

本市から排出されるごみや資源物が区域外で処理されていることを市民に周知し、さらなる適正排出を推進していきます。なお、区域外で処理する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画で規定することとします。

### 施策3 取扱困難廃棄物の処理

#### ① 法定処理困難物等の適正処理

国が指定する適正処理困難物（一部のスプリングマットレスを除く。）、家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品（消火器、二次電池など）については、本市では処理しないこととします。また、本市処理施設で処理を行うと施設に重大な影響を与えるものを処理困難物として、一般廃棄物処理実施計画の中で規定します。

ただし、市の一般廃棄物に関する統括的な処理責任の観点から、市内で発生する家庭一般廃棄物の処理困難物の適正な処理を行います。

#### ② 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物の処理については、環境省の通知に基づく処理の役割分担を基本として、医師会、歯科医師会及び薬剤師会や一部の医療機関と取決書を締結しました。

今後も、この取決書に基づき、注射針等は、医療機関が感染性廃棄物として処理を行い、それ以外の可燃性の廃棄物については、本市が処理します。また、在宅医療廃棄物の取扱いを周知し、定着させるために各医療機関の協力を仰ぎながら広報・啓発活動を行います。

#### ③ 路上小動物死体の処理

路上小動物死体は、本市が処理を行います。

### 施策4 災害廃棄物の処理【強化】

本市では、令和4年3月に静岡市災害廃棄物処理計画の見直しを実施しました。また、令和4年9月の台風第15号により市内において浸水被害等が発生し、災害ごみの収集や仮置場の開設・運営などの災害廃棄物処理対応を経験しました。これらの経験による課題を踏まえ、より具体的な行動指針を記載した個別マニュアル（し尿処理、がれき処理など）の整備を行います。

また、大規模災害発生時には、発生するごみの処理に本市だけでは対応できない可能性があることから、環境公社をはじめ、収集運搬許可業者等との協力体制、他自治体との災害時の相互協力体制を構築するとともに、支援側になった場合の災害廃棄物の処理についても最大限対応します。

(6) 基本施策のスケジュール

『「もったいない」で未来へつなげる循環型都市しずおかの創造』の実現を目指す各施策のスケジュールを図3-34～図3-36に示します。

図3-34 基本施策のスケジュール (1/3)

■基本施策1：静岡版「もったいない運動」の推進

	前 半				後 半			
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
<b>施策1 食品ロス、生ごみの削減</b>								
① 「もったいない 食品ロス」の意識の向上	情報提供／啓発							
② 生ごみの減量化	情報提供／啓発							
<b>施策2 プラスチックごみの削減</b>								
① プラスチックごみの減量化	情報提供／啓発							
② 環境配慮型製品等の利用促進	情報提供／啓発							
③ 家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの検討	調査／実施							
④ 事業者による自主回収等の推進によるリサイクルの促進	情報提供／啓発							
<b>施策3 紙ごみの削減</b>								
① 紙ごみの減量化	情報提供／啓発							
② 古紙の集団資源回収等によるリサイクルの推進	活動支援							
<b>施策4 その他家庭ごみの削減・4Rの推進</b>								
① 集団資源回収等への積極的な支援(一部再掲)	活動支援							
② 小型家電リサイクルの実施	実施							
③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進	活動支援							
<b>施策5 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり</b>								
① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量	実施							
② 廃棄物政策に係る市民意見の聴取	実施							
③ 環境美化活動の推進	活動支援							
④ 廃棄物減量等推進員活動の推進	活動支援							
⑤ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進(再掲)	活動支援							
<b>施策6 情報発信・環境教育・意識啓発・実践行動の推進</b>								
① 広報媒体を活用した情報の発信	情報収集／情報提供							
② 環境教育の推進、環境意識の向上、実践行動の促進	実施							
③ 家庭可燃ごみ組成調査の実施及び結果の周知	実施							
<b>施策7 将来を見据えた廃棄物行政のあり方の検討</b>								
① 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討(一部再掲)	調査／研究(一部は令和7年で方針決定)							
② 家庭ごみの有料化の検討	検討							

図3-35 基本施策のスケジュール (2/3)

■基本施策2: 事業系ごみの減量化・資源化

	前 半				後 半			
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
<b>施策1 事業系ごみの減量化・再資源化の推進</b>								
① 拡大生産者責任の徹底によるごみ減量の推進	推 進							
② 多量排出事業所への指導の徹底	推 進							
③ 事業系ごみの適正排出・分別の徹底	推 進							
④ 事業系ごみの新たな再資源化手法への誘導	推 進							
<b>施策2 自己処理責任の徹底</b>								
① 自己処理責任の周知	情 報 提 供／啓 発							
② 搬入調査実施の徹底	実 施							
③ 家庭ごみ集積所への不適正排出に対する周知・指導の徹底	実 施							
④ 事業系ごみ処理手数料の見直し	検 討／実 施							
⑤ 事業所用ごみ袋制度のあり方の検討	検 討／運 用							
⑥ 本市が処理する産業廃棄物の品目	検 討／運 用							
<b>施策3 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり</b>								
① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量(再掲)	実 施							
② 廃棄物政策に係る事業者意見の聴取(一部再掲)	実 施							
③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進(再掲)	推 進							
<b>施策4 情報発信、意識啓発の推進</b>	推 進							

■基本施策3: 適正な収集運搬・処理体制の整備

	前 半				後 半			
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
<b>施策1 収集運搬体制の整備</b>								
① 家庭ごみの収集運搬体制の整備	検 討				実 施			
② 一般廃棄物収集運搬許可のあり方	検 討／実 施							
③ 優良事業者(許可業者)制度の活用	推 進							
④ (一財)静岡市環境公社の経営基盤の確立	推 進							
⑤ 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討(再掲)	検 討／実 施							
<b>施策2 中間処理体制の整備</b>								
① 沼上清掃工場の整備	— 基幹改修工事／長寿命化							
② 西ヶ谷清掃工場の整備	中規模改修検討							
③ 沼上資源循環センターの整備	長期修繕計画	—			中規模改修検討			
④ 効率的な施設の運営	検 討／実 施							
⑤ 一般廃棄物中間処分量の許可と施設設置許可のあり方	検 討／実 施							
⑥ 清水清掃工場の跡地整備	(仮称)清水ストックヤード整備							
<b>施策3 最終処分場の整備</b>	本体工事				運 用			

図3-36 基本施策のスケジュール (3/3)

■基本施策4:ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組

	前 半				後 半			
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
<b>施策1 清掃工場での余熱利用</b>								
① 余熱利用等による発電の実施	実 施							
② その他の余熱利用	活 用							
<b>施策2 熔融スラグの有効利用</b>								
① 本市公共工事での利用	推 進							
② 新たな有効活用ルートの実索	研 究／推 進							
<b>施策3 プラスチックごみ焼却の抑制(再掲)</b>	検討(一部は令和7年で方針決定)							

■基本施策5:廃棄物適正処理の徹底

	前 半				後 半			
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
<b>施策1 不法投棄対策</b>								
① 不法投棄防止対策の徹底	検 討／実 施							
② 不法投棄物の処理	実 施							
③ 関係機関との連携	実 施							
<b>施策2 区域外処理</b>	実 施							
<b>施策3 取扱困難廃棄物の処理</b>								
① 法定処理困難物等の適正処理	検 討／実 施							
② 在宅医療廃棄物の処理	実 施							
③ 路上小動物死体の処理	実 施							
<b>施策4 災害廃棄物の処理</b>	検 討／実 施							

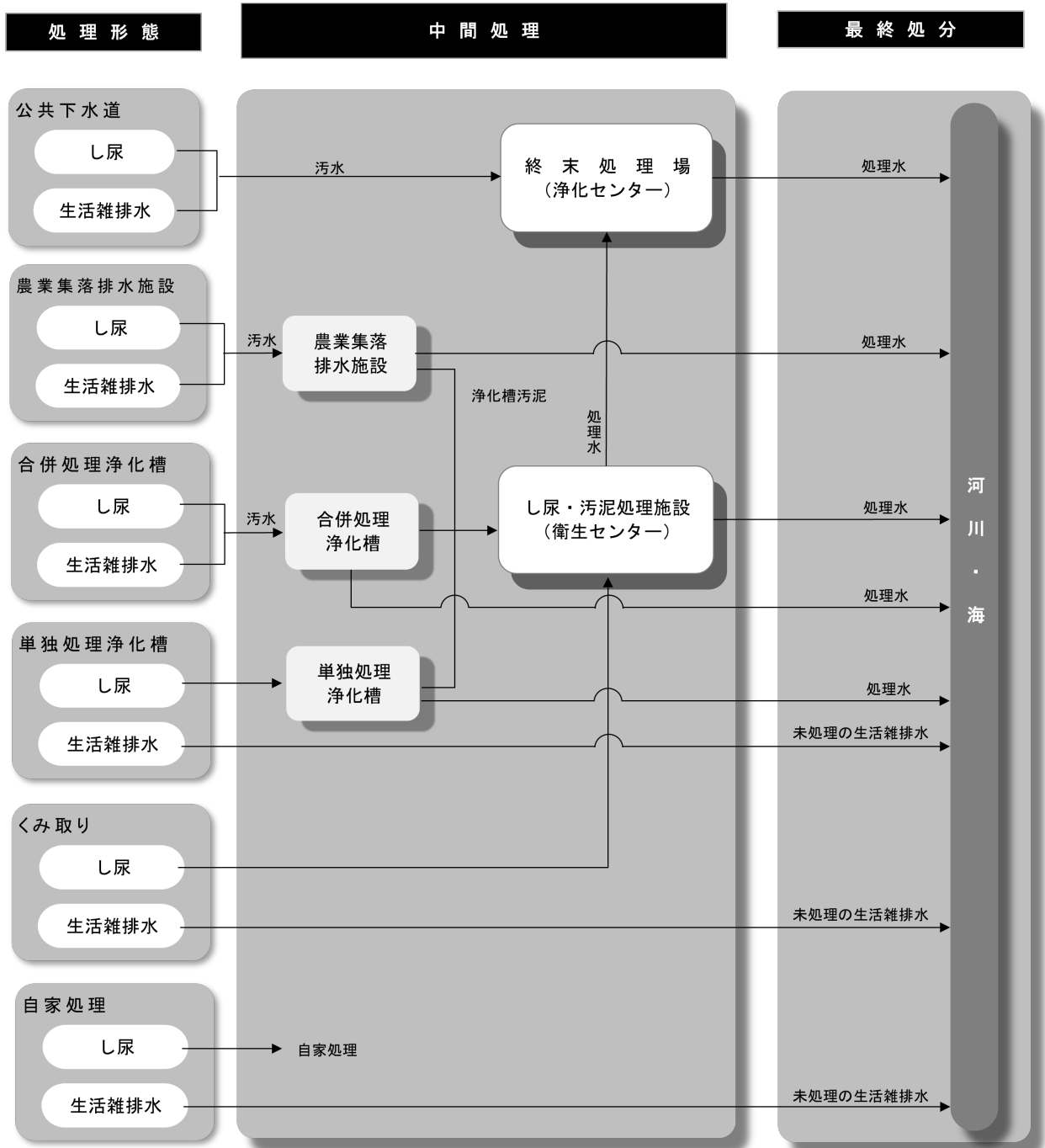
# 第4章 生活排水処理基本計画

## 4.1 生活排水処理の現状と課題

### (1) 生活排水の処理体系

本市における生活排水処理の流れを図 4-1に示します。

図 4-1 生活排水処理の主な流れ（令和4年度現在）



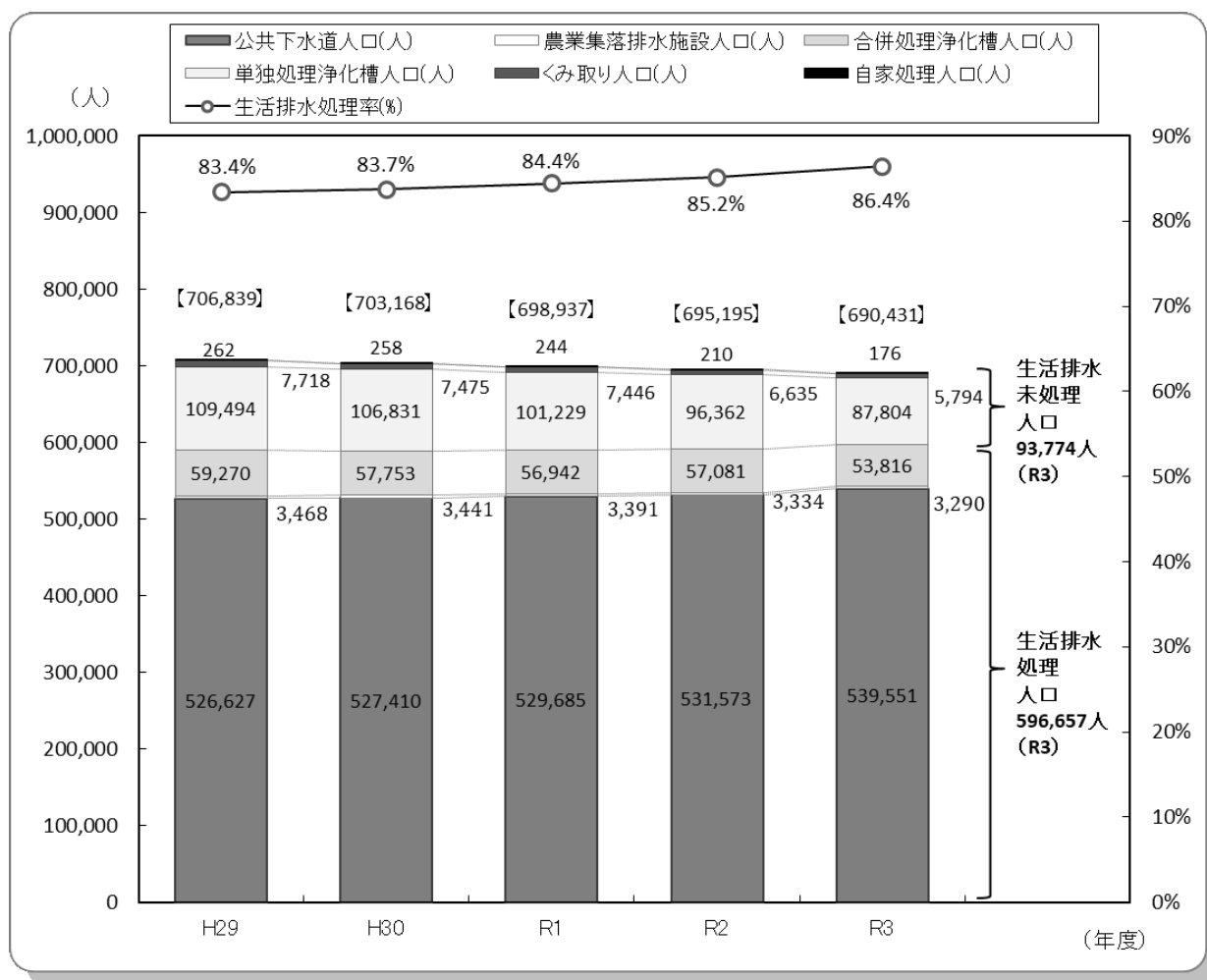
(2) 生活排水処理形態別の人口

本市における生活排水処理形態別人口の推移を図 4-2に、し尿及び浄化槽汚泥の処理量（以下「し尿・浄化槽汚泥量」といいます。）の推移を図 4-3に示します。

令和3年度現在の生活排水処理人口は596,657人、人口に占める割合（生活排水処理率）は86.4%であり、昨年度より1.2%上昇しています。

また、くみ取り人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥量は概ね減少傾向を示しています。

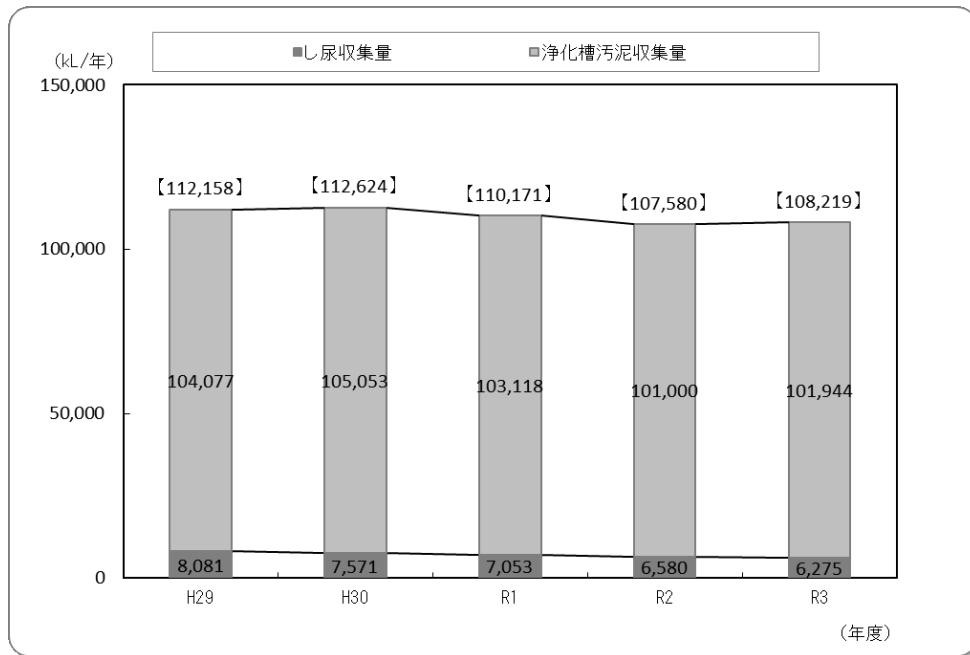
図 4-2 生活排水処理形態別人口の推移



出典：静岡市資料（外国人人口含む。）

注）生活排水処理率とは、本市人口に対する、公共下水道人口・農業集落排水施設人口・合併処理浄化槽人口の割合

図 4-3 し尿・浄化槽汚泥量の推移



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」等

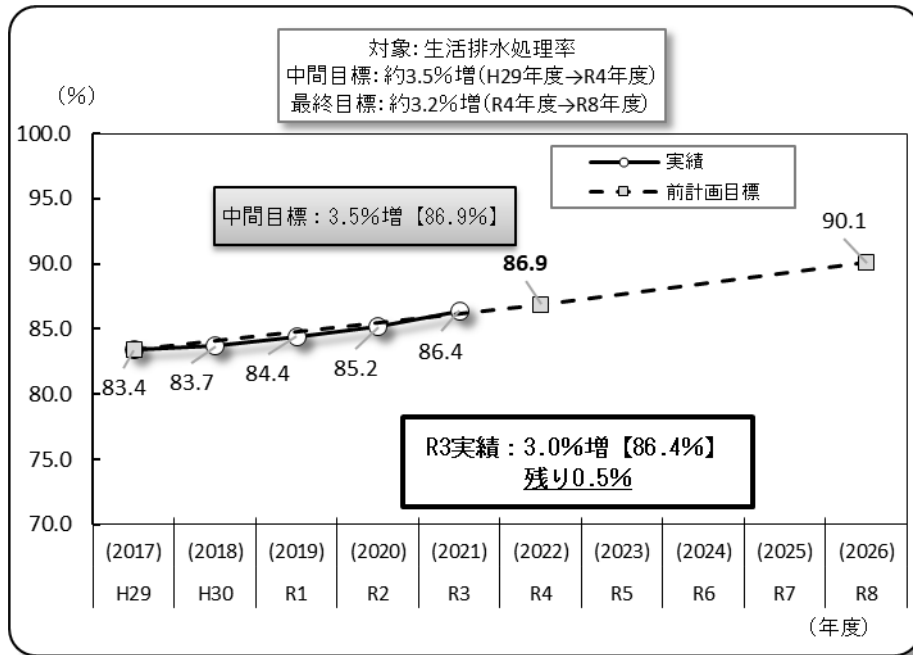


(3) 静岡市一般廃棄物処理基本計画（平成31年3月）の達成状況

前計画における数値目標に対する現在の状況を図 4-4に示します。

令和3年度の生活排水処理率は86.4%と、平成29年度に比べ3.0%増加しており、このまま推移すれば中間目標を達成可能であると想定されます。

図 4-4 目標達成状況（生活排水処理率）



(4) し尿・浄化槽汚泥処理の現状

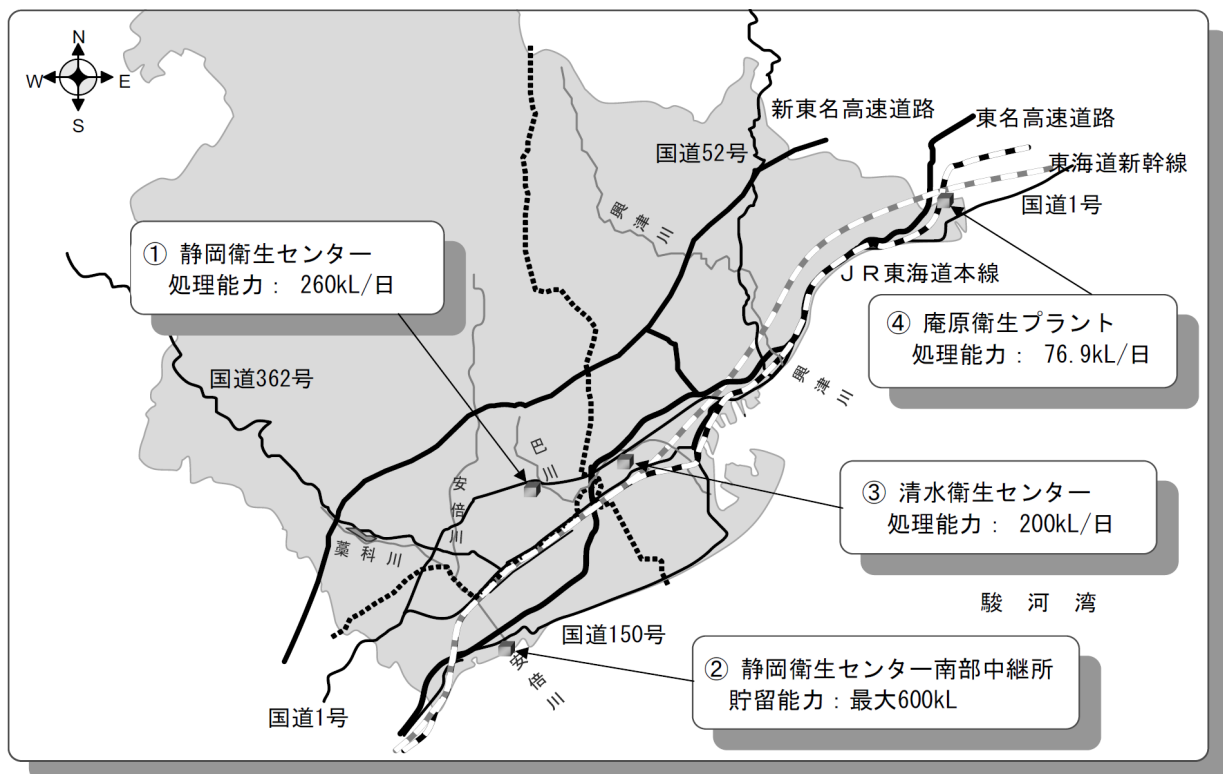
本市のし尿・浄化槽汚泥処理施設の概要を表 4-1に、位置図を図 4-5に示します。

表 4-1 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要（一覧）

施設名		所在地	竣工年月	処理能力
①	静岡衛生センター	葵区東千代田三丁目5番1号	昭和42年11月	260 kL/日
②	静岡衛生センター 南部中継所 ※	駿河区下川原南3番1号	昭和47年 1月	貯留能力 最大600 kL
③	清水衛生センター	清水区堀込722番地	平成 3年 3月	200 kL/日
④	庵原衛生プラント	富士市中之郷2128番地の1	平成 5年 7月	76.9 kL/日

注) ※平成11年2月から、破砕処理及び攪拌を行う中継基地としました。

図 4-5 し尿・浄化槽汚泥処理施設の位置



## (5) 生活排水処理事業の課題

前計画における施策の取組の検証・評価を踏まえた課題は次のとおりです。

### ① 今後の生活排水処理方法の決定

生活排水処理方法の決定に当たっては、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽各々の特性を最大限に活用し、地域の実情に応じた効率的かつ適切な整備手法を選択する必要があります。

### ② 庵原衛生プラント

現在、蒲原・由比地区のし尿・浄化槽汚泥を処理している庵原衛生プラントについて、施設のあり方を関係者と協議する必要があります。

### ③ 合併処理浄化槽の設置等

生活排水の適正処理を行うため、下水道事業計画区域外の地域において、合併処理浄化槽の設置などを推進していく必要があります。

中山間地については、河川の保全、特に水源保全を目的として、合併処理浄化槽の促進を一層図る必要があります。

蒲原・由比地区については、地域特性、環境特性、経済性等を総合的に勘案し、平成26年度に、公共下水道ではなく合併処理浄化槽の普及を図ることと決定されました。当該地区の住環境の整備を早期に図るため、合併処理浄化槽の設置をより一層促進する必要があります。

### ④ し尿・浄化槽汚泥の適正処理

今後のし尿・浄化槽汚泥の質及び量の変化に対応できる施設運営のあり方や経済性を考慮して、既存処理施設の統廃合等について検討する必要があります。

### ⑤ 公共下水道の整備促進

下水道事業計画区域内については、公共下水道の整備を推進するとともに、生活雑排水が未処理となっているし尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対して速やかな切替えを促進する必要があります。

### ⑥ 広報・啓発活動

市民・事業者に対して、合併処理浄化槽の設置促進及び適正処理などについて、広報媒体による広報・啓発活動を実施していく必要があります。

⑦ し尿くみ取り体制のあり方

本市のし尿のくみ取りは、収集運搬許可業者が担っていますが、し尿発生量は、本市が推進する公共下水道や合併処理浄化槽の整備等により年々減少しており、収集運搬許可業者の業務効率が悪化しています。

このことから、旧静岡市と旧清水市では、市民負担の軽減を目的に各種施策を展開してきましたが、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可業者の統合・集約を推進し、処理施設の体制を見直すなど、今後のし尿くみ取り体制のあり方について検討する必要があります。

ア) 旧静岡市エリア

「収集運搬許可業者を整理統合して、公共的な性格と民営的な利点を合わせ持つ公社へ一本化し、し尿収集業務を委託する。」という旧静岡市議会の決議に基づき、昭和42年8月に(財)静岡市清掃公社（現在の環境公社。）が設立され、これまでに6業者を統合してきました。

また、昭和49年からは、し尿くみ取り世帯に対して交付金を交付する制度（以下「くみ取料交付金制度」といいます。）を導入しています。

イ) 旧清水市エリア

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」に準じて、し尿合理化計画（第1次、第2次）を策定し、平成16年度までに収集運搬許可業者を3業者に整理統合しました。

その後、平成18年度からはくみ取料交付金制度を導入しています。

ウ) 旧蒲原町及び旧由比町エリア

し尿合理化計画やくみ取料交付金制度を導入することなく、現在に至っています。

## 4.2 計画の基本フレーム

### (1) 基本理念

## 環境負荷の少ない快適な水環境の推進

ごみ処理基本計画で前述したように、平成28年から令和12年までの国際目標となるSDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

このうち、「6 すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」の分野は特に本計画との親和性が高く、本市では、環境への負荷が少ないこと、誰もが快適に利用できる環境を推進していくことを基本理念とし、市内河川流域をはじめとする公共用水域の生活排水を適正に処理し、健全かつ快適な水環境を未来にわたって実現していくことで、世界が目指す社会の実現につなげていきます。

そこで、本市においては、従来から市民・事業者に対して適正な生活排水処理の重要性を積極的に広報し、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の普及・啓発に努めており、快適な水環境を未来にわたって実現していくため、今後もより環境負荷が少ない処理を推進していきます。

さらに、市民・事業者・行政が強力なパートナーシップを発揮し、地域の実情に応じたそれぞれの役割と責任を認識して、生活排水の適正な処理に取り組んでいきます。

図 4-6 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標



出典：国連広報センター

## (2) 基本方針

「環境負荷の少ない快適な水環境の推進」を実現するため、以下の基本方針を掲げ、人口減少等の地域の実情に応じた効率的かつ適正な処理区域を設定し、各施設で連携を取りながら、生活排水処理事業の整備を推進します。なお、前計画に基づき実施してきた、これまでの施策を推進することで目標の達成が可能であると見込まれるため、基本方針は前計画を踏襲することとします。

### **方針 1 合併処理浄化槽の設置等の促進**

本市が未来へとつないでいくべき清らかな河川を保全し、環境負荷の少ない快適な環境を推進していくために、下水道事業計画区域外については、地域や世帯の実情に即した合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換を促進します。

### **方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正かつ効率的な処理体制の整備**

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る施設は、静岡衛生センター、静岡衛生センター南部中継所、清水衛生センター及び庵原衛生プラントがあります。これらの施設を安定的に運転し、また、費用対効果なども踏まえて適正かつ効率的な処理体制の整備を進めていきます。

### **方針 3 公共下水道整備の推進**

市民の生活環境の向上とともに河川などの公共用水域の保全を図るために、下水道事業計画区域内の公共下水道の整備を推進します。

### (3) 数値目標

「環境負荷の少ない快適な水環境の推進」に向けた各種施策の進捗状況を定量的に把握・評価するために、生活排水処理率の数値目標を掲げます。

また、関連する指標として、補助制度による合併処理浄化槽設置基数と下水道計画区域内における水洗化戸数について、それぞれ以下の個別目標を設定します。

#### ■生活排水処理率(※)

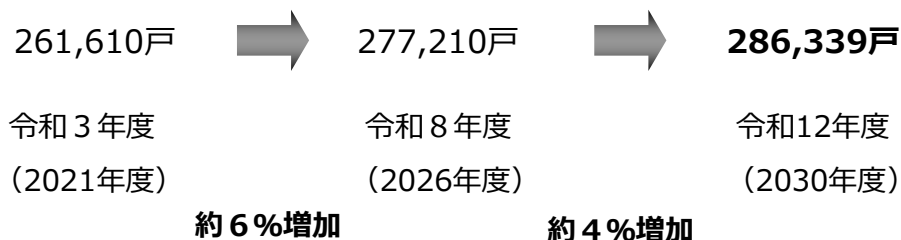


※市人口に対する、公共下水道人口・農業集落排水施設人口・合併処理浄化槽人口の割合。

#### □目標① 補助制度による合併処理浄化槽設置基数



#### □目標② 下水道計画区域内における水洗化戸数



### 4.3 目標達成後の人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測

本市における処理形態別人口の将来予測を図 4-7に、し尿・浄化槽汚泥量の将来予測を図 4-8に示します。

本市では、合併処理浄化槽設置等の推進や公共下水道事業の推進により、令和8年度までに、生活排水処理率を90.1%とすることを目標としています。令和8年度から12年度までは8年度までの上昇幅で概ね推移するものとし、最終的に92.6%となることを目指します。

図 4-7 目標達成後の処理形態別人口の将来予測

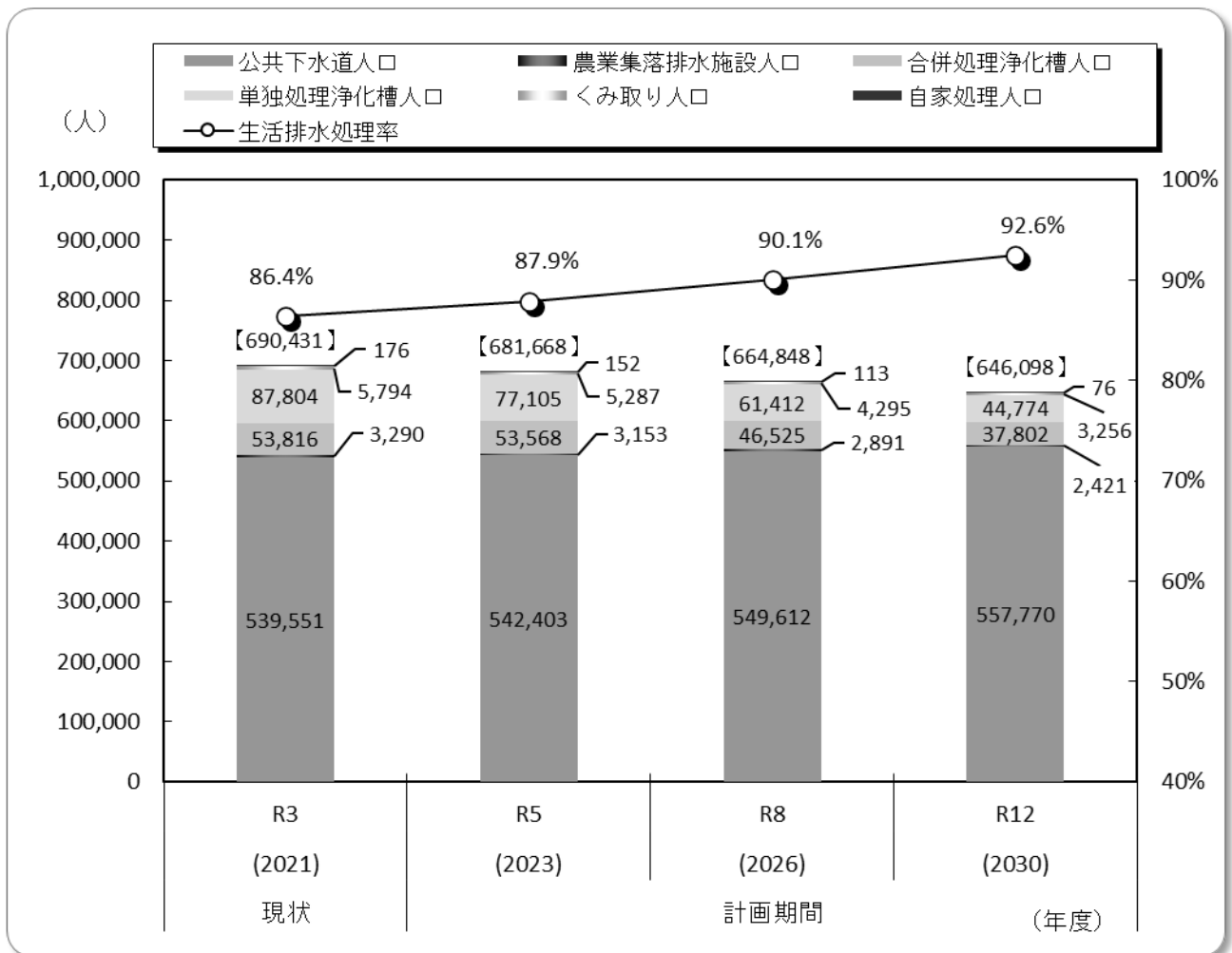
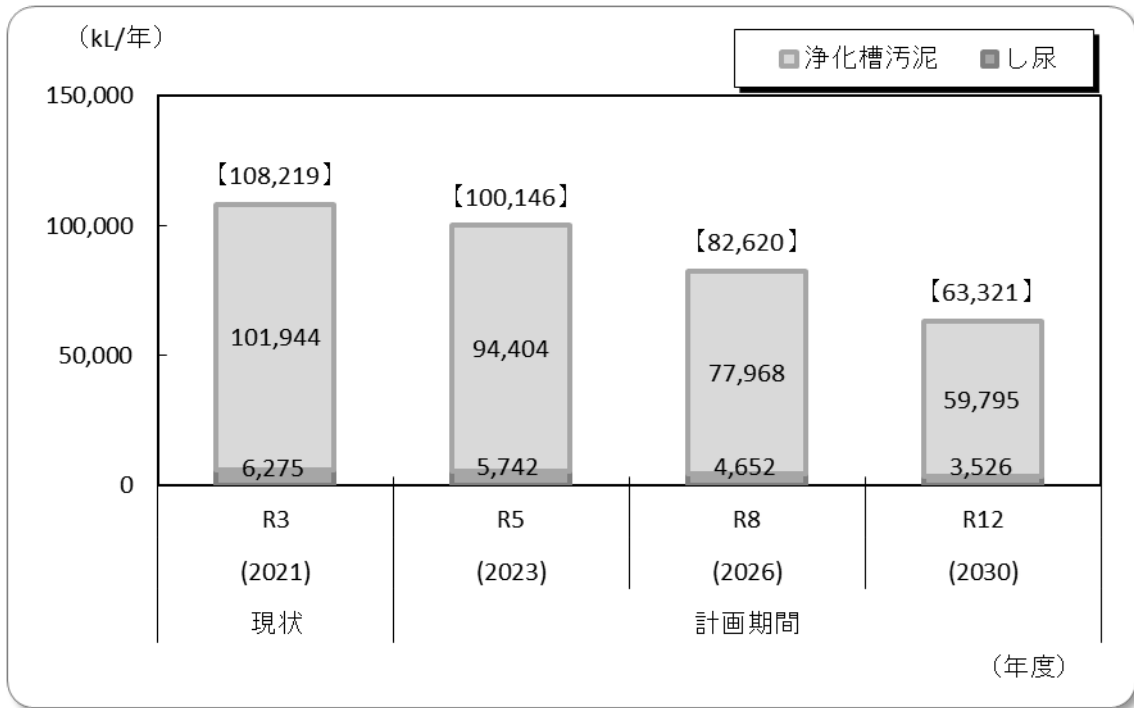




図 4-8 目標達成後のし尿・浄化槽汚泥量の将来予測



## 4.4 基本施策と取組

### (1) 基本施策1 合併処理浄化槽の設置等及び公共下水道への接続の促進

公共下水道供用開始区域内の下水道未接続世帯や下水道事業計画区域外の生活雑排水未処理（単独処理浄化槽、くみ取り、自家処理）世帯へ働きかけ、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進します。

#### 施策1 情報の共有化、意識啓発の推進

##### ① 広報媒体を活用した情報の提供、意識啓発

本市は、清らかな河川を保全し、環境負荷の少ない快適な環境を推進する必要性について意識啓発を図り、その方法（下水道への接続や合併処理浄化槽への転換など）、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度などの情報を、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの広報媒体を活用して、積極的に提供し、市民の下水道への接続や合併処理浄化槽への転換などを促進します。

##### ② 地元説明会・臨戸訪問・文書勧告の実施

本市は、合併処理浄化槽の設置推進を図るため、地元説明会や臨戸訪問を実施し、設置に対する補助制度などの情報を提供します。

また、公共下水道の接続推進を図るため、下水道事業計画区域内の公共下水道の整備を推進するとともに、新規供用区域における集中的な早期臨戸訪問、従前からの未接続世帯に対する臨戸訪問や文書勧告などを行います。

#### 施策2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用

本市では、現在、合併処理浄化槽設置整備事業補助制度により単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。令和2年度から補助対象を宅内配管工事費まで拡大する（単独処理浄化槽からの転換の場合のみ）とともに、3年度には補助区分を見直し、新築等に伴う浄化槽の設置を補助対象外にすることにより、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化しました。今後も下水道事業計画区域外における生活排水処理率の向上を目指して、補助制度を推進します。

特に、特定区域（※1）における水源保全や、重点区域（※2）における住環境整備の促進を図るため、合併処理浄化槽への転換をさらに促進します。

※1 特定区域：静岡市清流条例第10条で規定する水源保全区域

※2 重点区域：編入前の蒲原町及び由比町の市街化区域

◎合併処理浄化槽設置整備事業補助制度（令和4年度現在）

区分  人槽	補助限度額		
	既設の単独処理浄化槽を 合併処理浄化槽に付け替える場合		既設のくみ取り便槽を 合併処理浄化槽に 付け替える場合
	浄化槽の設置工事に 要する経費	宅内配管工事に 要する経費	
5人槽	332,000円	300,000円	332,000円
6～7人槽	414,000円		414,000円
8～50人槽	548,000円		548,000円

※特定区域：既設の単独処理浄化槽又は既設のくみ取り便槽を合併処理浄化槽に付け替える場合は、それぞれ10万円が加算されます。

※重点区域：既設の単独処理浄化槽又は既設のくみ取り便槽を合併処理浄化槽に付け替える場合は、それぞれ20万円が加算されます。

## (2) 基本施策2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持

清らかな河川を保全し、環境負荷の少ない快適な環境を推進していくため、本市域内から発生するし尿・浄化槽汚泥を適正に処理します。

### 施策1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

#### ① 処理体制の整備

し尿・浄化槽汚泥の処理は、現行どおり本市が運営する施設で行うこととしており、施設ごとに処理区域を設定しています。下水道整備の進捗状況、し尿・浄化槽汚泥の発生量、各処理施設への搬入量の推移などを注視し、必要に応じて処理区域の変更をすることとし、適切かつ効率的な処理体制を整備します。

#### ② 処理施設の維持管理

静岡衛生センター、静岡衛生センター南部中継所及び清水衛生センターについては、し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理のため、効率的な維持管理を進めます。

また、施設の老朽化が進んでいることから、各処理施設の長寿命化総合計画に基づき、統廃合を含め、施設の再整備方針について検討をしていきます。

#### ③ 庵原衛生プラントのあり方の検討

蒲原地区及び由比地区から発生するし尿・浄化槽汚泥を処理する施設である庵原衛生プラントは、庵原郡環境衛生組合の解散に伴う協議書等に基づき、令和5年10月31日までに解体の上、土地を返還することとしていましたが、平成29年度に、富士市との協議の結果、さらに10年間延長し、令和15年までの使用を認める合意が得られています。

今後、蒲原地区及び由比地区のし尿・浄化槽汚泥の発生量などを注視し、将来を見据えた庵原衛生プラントのあり方について、富士市等関係者と協議を進めていきます。

#### ④ 収集運搬体制の整備

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、収集運搬許可業者が担うことを原則とします。

また、現在の収集運搬許可業者と許可車両台数をもって、適正かつ十分に収集運搬できる能力があることと、し尿・浄化槽汚泥量は年々減少することが見込まれることから、新たな許可は行わず、業者ごとの許可車両の増車も行わないこととしています。

さらに、し尿・浄化槽汚泥量の推移を注視し、必要があれば許可車両の削減を進めます。

ただし、蒲原地区及び由比地区については、浄化槽汚泥量の増加も考えられることから、必要に応じて許可車両台数の見直しを行います。

(許可業者数：16者、許可台数：81台。令和4年4月1日現在)

#### ⑤ し尿くみ取り体制の整備

し尿の発生量は今後ますます減少すると見込まれますが、仮設トイレや水洗化が難しい世帯のくみ取りトイレはなくなることから、将来にわたり安定的にくみ取り業務を継続し、くみ取りトイレを有する市民に不便をかけることがないように体制を整備していく必要があります。

具体的には、くみ取り業者の経営状態を把握し、意見を聴取した上で、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置を継続しながら、し尿くみ取り業務を環境公社に一本化し、許可から委託による処理に切り替えていくことを目指します。

#### ⑥ (一財) 静岡市環境公社の役割

前述した「静岡市外郭団体方針書」において、環境公社の役割として、し尿処理のセーフティーネットとしての役割を果たすこと、また、浄化槽の適正な維持管理に貢献することを求めています。

環境公社は、その役割を果たし、また将来のくみ取り業務の委託化にも対応できるよう、経営基盤の確立に努め、平常時及び災害等の緊急時にも対応できる組織を構築し、市民の利便性の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

### 施策2 合併処理浄化槽の適正な管理

合併処理浄化槽で生活排水の適正な処理を行うためには、設置後の適正な管理が不可欠となります。このため、本市は設置者に対する適正管理を啓発していきます。

#### ① 講習会の開催

本市は、合併処理浄化槽の新規設置者向けに適正管理などに関する講習会を開催します。

#### ② 法定検査受検率の向上

浄化槽設置者には年1回の水質検査が浄化槽法第11条で義務付けられていますが、その受検率は低い状況にあります。

浄化槽の適正管理を推進するために、関係機関と協力し、積極的な啓発活動を行い、法定検査受検率の向上に努めます。

#### ③ 浄化槽台帳の整備

本市は、合併処理浄化槽の適正な管理を行うために、浄化槽台帳を整備し、随時更新します。

### (3) 基本施策のスケジュール

本市における生活排水処理及びし尿・浄化槽汚泥処理に関する各種施策のスケジュールを図4-9に示します。

図4-9 基本施策のスケジュール

■基本施策1：合併処理浄化槽の設置等及び公共下水道への接続の促進

	前 半				後 半			
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
施策1 情報の共有化、意識啓発の推進								
① 広報媒体を活用した情報の提供、意識啓発	提 供							
② 地元説明会・臨戸訪問・文書勧告の実施	実 施							
施策2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用	活 用							

■基本施策2：し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持

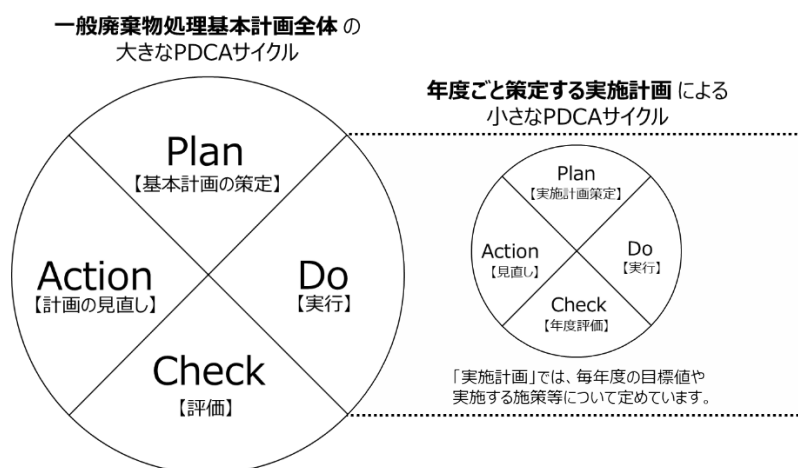
	前 半				後 半			
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
施策1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備								
① 処理体制の整備	整 備							
② 処理施設の維持管理	効率的な維持管理・検討							
③ 庵原衛生プラントのあり方の検討	検 討							
④ 収集運搬体制の整備	整 備							
⑤ し尿くみ取り体制の整備	整 備							
⑥ (一財)静岡市環境公社の役割	実 施							
施策2 合併処理浄化槽の適正な管理								
① 講習会の開催	開 催							
② 法定検査受検率の向上	推 進							
③ 浄化槽台帳の整備	整 備							

## 第5章 計画の推進方法（PDCAサイクルの徹底）

本計画を推進するために、廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、「一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」といいます。）」を毎年度策定します。

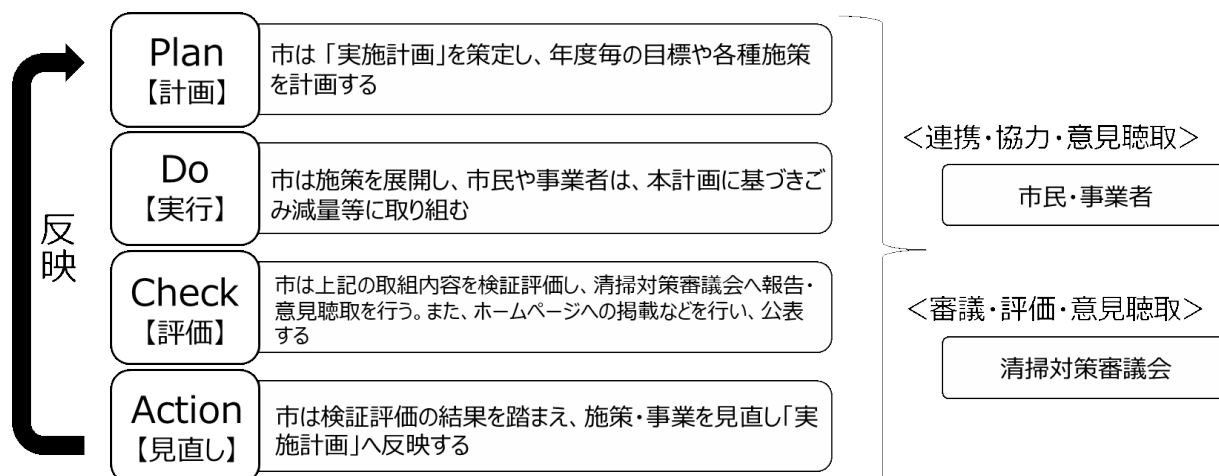
市は、本計画全体をとおした4年間にわたり実施する「大きなPDCAサイクル」と、実施計画に基づき1年ごとに実施する「小さなPDCAサイクル」、2つの軸で計画を推進していきます。

図5-1 計画の推進管理



「小さなPDCAサイクル」では、毎年度の施策等の実施状況について、市が検証・評価を行い、清掃対策審議会へ報告・意見聴取を行います。また、ホームページへの掲載などを行い、市民へ公表するとともに、その結果を踏まえて次年度の実施計画を策定します。

図5-2 実施計画に基づく毎年度のPDCAサイクルについて



上図のとおり、「実施計画」とおして毎年度の実施・検証・評価を行い、4年後の中間目標年度である令和8年度（そのほか、諸条件に大きな変化があった場合）には、本計画の見直しを行います。





静岡市一般廃棄物処理基本計画

発行：令和5年 3月

編集：静岡市環境局ごみ減量推進課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1075 / FAX 054-221-1076

E-mail [gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp](mailto:gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp)

